

整理番号			6	3
------	--	--	---	---

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】 6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	6年 1月 19日	支出額	百万 千 円 1 6 2 0 0 0
※政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所家賃 180000 × 0.9
-----	---------------------------

領収書等貼付欄

領 収 証 小 川 真 一 郎 様 No. _____

★ 180,000

内 訳	但令6年1、2、3月分
現 金	6年1月19日 上記正に領収いたしました
小切手	/
手 形	/
消費税額等(%)	



コクヨ ヴケ-98

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

店舗賃貸借契約書

物件 の 表 示	所在地	大里郡寄居町大字桜沢2235番地		
	名称	坂の下ソシア	号室	105号室
	構造・面積	鉄骨造3階建 1階 約49.50㎡	間取	

賃貸借 条 件	賃料	老ヶ月 60,000円	駐車場	有
	敷金	ヶ月 , 円 (無利息)	更新料	新賃料の1か月分
	礼金	ヶ月 , 円	備考	更新手数料
	火災保険	, 円 (2年間掛け捨て)		賃料の2分の1か月分+消費税
契約期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日までの2年間			
賃料等の振込先 ※振り込み手数料は借主負担とする。翌月分を下記口座に毎月末日迄に入金する事。				
振込先	貸主宅へ持参すること	普・当 No.	口座名義人	

上記物件を賃貸人甲 XXXXXXXXXX と賃借人乙小川 真一郎との間で下記条項により賃貸借契約を締結する。

(賃貸借の目的)

第1条 甲は上記の物件を事務所の目的を持って乙に賃貸し乙はこれを賃借することを約束した。
乙は甲の書面による承諾を得ないで使用目的の変更をしてはならない。

(賃借の期間)

第2条 賃貸借期間は上記に記載する通りとする。但し当事者協議の上、賃貸借期間を更新することが出来る。本契約が更新される場合には乙は甲に上記記載の更新料を支払わなければならない。

(賃借料等)

第3条 本物件の賃料の支払いは賃借料の増加の必要が生じた時は甲乙協議の上、増加できるものとする。

(禁止事項)

第4条 甲の承諾なしに本物件の賃借権の譲渡、転貸し及び第三者に使用させる行為、及び本物件を改築、又は増築もしくは改造をしてはならない。看板等、造作を行う場合は賃貸人の承諾を得る事。
2 乙は本物件において衛生上有害となる行為、火災等危険を引き起こす行為、又は近隣の迷惑となる行為や、その他共有部分を占有したり物品を置く事、もしくは犬猫等を飼育してはならない。

(解除に基づく精算)

第5条 乙の都合により本契約を解除する場合は3ヶ月前に甲に書面で通知し、その期間満了と同時に乙は完全に建物を甲に明け渡し、立退料、損害賠償等その他一切の物質的請求はしない事とする。
2 甲は本物件の明渡しがあった時は遅滞なく敷金の全額を無利息にて乙に返還するものとする。但し本物件の明渡し時に、賃料の滞納、原状回復に要する費用の未払い、その他本契約から生じる乙の債務不履行が存在する場合には当該債務の額を敷金から差し引くことができる。

(経費の負担)

第6条 電気・ガス・上下水道・衛生費・区費及び電話その他の専用設備にかかる使用料金は賃借料とは別に乙が支払うものとし、公租公課は甲の負担とする。
2 甲は本物件の使用並びに収益に必要な土台・柱・屋根等の修繕をなす義務を負う。この場合において、乙の故意、過失により必要となった修繕又は前記以外の修繕は乙の負担とする。

(使用上の注意義務)

第7条 乙は本物件を善良なる管理者の注意を持って管理使用する義務を負う。万一、乙又はその使用人及び関係者の故意・過失により損害を与えた場合はそのすべての損害を賠償しなければならない。

(違約解除)

第8条 乙が本契約の各条項に違反し賃借料を無断で2ヶ月以上滞納した時、又は無断で1ヶ月以上不在の時は、敷金保証金の有無にかかわらず本契約は何等の催告を要せずして解除され、乙は即刻建物を明け渡すものとする。明け渡し出来ない時は建物内の遺留品は放棄されたものとし、甲は保証人又は取引業者立会いの上随意遺留品を売却処分の上債務に充当しても乙は意義なき事とする。

(紛争の解決)

第9条 本契約に紛争を生じた場合は、甲乙ともに誠意を持って道義的に解決するものとする。

(暴力行為等の排除)

第10条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は何等催告を要せず、本契約は解除となり、乙は本物件を明け渡さなければならない。

- 1 本物件内共用部分その他本物件に近接する場所において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして、他の入居者、管理者、出入者等に迷惑・不安感・不快感等を与えたとき。
- 2 本物件内、共用部分、等に暴力団の組織、名称、活動等を表示又は掲示若しくは搬入したとき。
- 3 本物件内、共用部分その他本物件に近接する場所において暴行、傷害、脅迫、薬物乱用等に関する犯罪を敢行し又は乙と関係する者がこれらの犯罪を敢行したとき。

(特約事項)

- 1 明け渡し時、借主負担にて入居時の状態に原状回復し、清掃してから明け渡す事。付随する設備のメンテナンス・清掃等は借主負担とする。

上記契約の証として本契約書2通を作成し、甲乙双方署名捺印の上各1通を所持する。

令和 〇年 〇月 〇日

貸貸人・甲

住 所
氏 名
電 話 番 号



賃借人・乙

住 所
氏 名
電 話 番 号

深谷市長在家14
小川 真一郎



連帯保証人・丙

住 所
氏 名
電 話 番 号



仲介業者

所在地
商 号
代表者
免許番号
取引主任士

大里郡寄居町大字桜沢27
サンライト不動産
柴崎修
埼玉県知事(4)第200



駐車場契約更新について

保谷 武

様

顧客番号

駐車場No:

区画No:

7

お客様のご契約がこのたび期間満了となります。

契約更新にかかる費用につきましては、毎月の駐車場料金とあわせて

1月末日までにお振込み下さい。

なお、振込金額の内訳は下記の通りです。(振込手数料は借主負担となります。)

記

2月～1月分駐車場料金	102,000 円(税込み)
更新手数料	8,500 円(税込み)
その他	円(税込み)
合計	110,500 円(税込み)

(一括支払いのご選択の計算となっております。毎月支払に変更される場合はご連絡ください)

※再契約をされない場合は、1月6日までにその旨をご連絡ください。

同封いたしましたご契約書をご確認いただき問題ないようでしたら、ご捺印後1通をご返送ください。

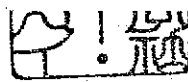
※ご来店の必要はございません。

G,SK 有限会社 

〒335-0005 蕨市錦町3-10

TEL:048-234-9745

FAX:048-299-9505



契約日: 6年 / 月 / 日

月極有料駐車場契約書

所在地	蕨市錦町4丁目4番		顧客番号	
駐車場名	矢作駐車場	区画番号	車種 ナンバー	
賃料	1カ月 金 7,728 円也	外消費税10% 772 円也	合計 金	8,500 円也
敷金	金 8,500 円也	<input checked="" type="checkbox"/> 本証をもって預り証とする <input type="checkbox"/> 別紙預り証を発行する		
支払方法	<input type="checkbox"/> 自動引き落とし(手数料150円+消費税10%15円)165円			
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <small>※自動引き落としおよびお振込の場合、手数料は借主負担になります。</small>		
契約期間	2024/02/01 ~ 2025/01/31			
支払期限: 月末までに翌月分		解約: 1カ月前通告・月末解約		
自動車保管場所使用承諾証明書発行手数料: 5,000円+消費税10%500円		更新事務手数料: 新賃料(税抜賃料+消費税10%)の1ヶ月分		
貸主(甲)	住所	住人 氏名 仲介人 蕨市錦町3丁目10番 有限会社ゴー・エス 代表者 新藤 晃市 TEL 048-234-9745 登録番号 T4030002026672		
	氏名			
借主(乙)	住所	本人勤務先		
	契約者	保谷 武	(株)ブレード・コミュニケーションズ	
	連絡先		連絡先	05055325150
			本人以外の連絡先	続柄

上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、以下の条項を双方承諾の上、本契約を締結する。

(契約の締結) 第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、上記に記載する駐車場の指定場所(以下「本物件」という。)について、上記の車両の駐車場として使用することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間) 第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、上記記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料) 第3条 乙は上記の記載に従い、賃料(駐車場使用料)を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 上記記載の駐車場又は当該駐車場が存する土地に対する租税その他の負担の増減により賃料が不当となった場合
- 二 上記記載の駐車場が存する土地の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により賃料が不当となった場合
- 三 近傍同種の駐車場の賃料の変動が生じ、賃料が不当となった場合

3 契約時、1ヶ月に満たない期間の賃料は、その月の日数により日割計算した額とする。

4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、上記の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(敷金) 第4条 乙は、本契約から生じる債務の担保として上記に記載する敷金を甲に交付するものとする。なお預かり敷金は無利息とする。

2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることができない。

3 賃料が増額された場合、乙は、上記に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額の差額を敷金に補填するものとする。

4 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から充当し、なお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。なお敷金を振込返却の場合、振込手数料は借主負担とする。

5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約) 第5条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

禁止又は制限される行為) 第6条 乙は、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

乙は、本物件の改造、又は工作物の設置を行ってはならない。

乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。ただし第一号から第三号までについては、甲の書面による承諾がある場合はこの限りではない。

- 一 本物件に、左記に記載する車両以外の車両を駐車すること
- 二 本物件に、乙以外が所有する物品を置くこと
- 三 左記記載の駐車場内の本物件以外の場所に、左記に記載する車両を駐車し、又は物品を置くこと
- 四 左記記載の駐車場内において有害、危険若しくは近隣の迷惑となる行為をすること
- 五 本物件を反社会的勢力の事務所の駐車場に供すること
- 六 左記記載の駐車場又はこれらの周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い又は威勢を示すことにより付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
- 七 本物件を反復継続して反社会的勢力に利用させること

乙の管理義務) 第7条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。本物件を使用するために必要な範囲で上記記載の駐車場の本物件以外の場所又は設備を使用する場合も同様とする。

契約の解除) 第8条 次の各号のいずれかに掲げる事由が乙に存する場合において、甲が相当の期間を定めて当該事由に係る義務の履行を乙に対し催告したにもかかわらず乙がその期間内に当該義務を履行しないときは甲は、本契約を解除することができる。ただし、本契約における当事者間の信頼関係が未だ損なわれていないと認められるときはこの限りではない。

- 一 第3条第1項に規定する賃料の支払を1ヶ月以上怠ったとき
 - 二 第6条第1項に違反して、本物件の全部又は一部を譲渡し、又は転貸したとき
 - 三 第6条第2項に違反して、本物件の改造又は工作物の設置を行ったとき
 - 四 第6条第3項(第五号から第七号までを除く)に規定する義務のいずれかの規定に違反したとき
 - 五 その他本契約の規定に違反する行為があったとき
- 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は何らの催告も要せずして本契約を解除することができる。
- 一 第5条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき

甲は、乙が第6条第3項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告もせずして、本契約を解除することができる。

解約) 第9条 甲又は乙の都合により本契約を解除する場合は、それぞれ相手方に対して1カ月前までに通告し例え契約期間内であってもそれぞれ本契約を解除することができる。その際の賃料精算については解除となる月の末日をもって計算するものとし、日割りでの精算はしないものとする(月単位解約)。またそれに伴う乙の明渡しについては、解除となる日と同時またはそれ以前に無条件にて完全明渡しをしなければならない。

通知義務) 第10条 甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、直ちに、その旨を本契約の相手方に書面により通知しなければならない。

氏名若しくは名称、代表者又は住所若しくは主たる事業所の所在地の変更および合併又は分割が行われたとき

甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

賃料等支払方法の変更および左記に記載した管理業者の変更

遅延損害金) 第11条 乙は、本契約より生じる支払いを遅滞したときは、年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

賠償責任) 第12条 乙又はその関係者の責めに帰すべき事由により、甲の設備、造作、駐車場内の他の自動車等に損害を生じさせたときは、乙は直ちにその損害を賠償しなければならない。

免責事項) 第13条 甲は、駐車場で生じた自動車の盗難、衝突、接触、破損、人身事故、他の使用者どのトラブル、第三者による破損、火災・天災等による被害に対してその責任を負わないものとする。

協議) 第14条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

合意管轄裁判所) 第15条 本契約に起因する紛争に関し訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

契約期間中の修繕) 第16条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。

前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。

前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。

乙は、甲の承諾を得ることなく、費用が軽微な修繕につき自らの負担において行うことができる。

明渡し) 第17条 乙は本契約が終了する日までに車両を撤去し、本物件を原状に復し明け渡さなければならない。

乙は、第9条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに車両を撤去し本物件を原状に復し明け渡さなければならない。

乙が明渡しを遅延したときは、乙は甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

更新に関する事項及び特約事項) 第18条 前条までの規定以外の更新に関する事項及び特約事項については、備考に記載のとおりとする。

特約) 契約期間にかかわらず、民家・賃貸建物が存在するところは、前向き駐車とし、近隣の苦情に対処すること。

整理番号	1	4	8
------	---	---	---

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6</div>年 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</div>月 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">22</div>日 2/20, 3/21 </div>
支出額	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 百万 千 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 3 2 6 7 0 0 円 </div> <p style="font-size: x-small;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="font-size: x-small;">(按分した場合の積算方法 121,000×0.9) × 3ヶ月</p>
使途	<p>事務所賃借料(2. 3. 4 月分)</p>
支出先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 30px; margin: 0 auto;"></div>

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団

148-2

更新

賃貸借契約書

(物件名称)

川口本町リハイム 102号室

(契約期間)

令和5年11月4日 ~ 令和8年11月3日

(貸主名称)



様

(借主名称)

永瀬 秀樹

様



有限会社アーヴェンクリエイト

埼玉県川口市本町4-5-32フジタ川口マンション103号

Phone048-227-0008 Fax048-227-0005

賃貸借契約証書

記

貸主 [REDACTED] (以下甲という) と借主 永瀬 秀樹 (以下乙という) との間で表記の賃貸借に関し、本日下記の通り契約を締結する。

第一条 (賃貸借物件)

- 1 甲は、次の物件を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。
 所在地 埼玉県川口市本町4丁目8-12
 物件名 川口本町リハイム
 号室 102号 面積 38.58平方メートル (11.67坪)
 構造 鉄骨鉄筋コンクリート陸屋根造 12階建
- 2 前項賃貸部分の位置形状は現状の通りとする。

第二条 (使用目的の制限)

- 1 乙は賃借部分を事務所の目的のみ使用するものとする。

第三条 (賃貸借の期間)

- 1 賃貸借の期間は令和5年11月4日より令和8年11月3日までの3年間とする。
- 2 賃貸借期間の満了後、この契約を更新するときは、乙は甲に対して新賃料の1ヶ月分を支払うことにより更新できることとする。

第四条 (賃貸料)

- 1 賃貸料は月額 金110,000円也とする。(別途消費税等あり)
- 2 乙は甲から賃貸借物件の引渡しを受けた日から賃料を支払うものとする。
- 3 賃貸料は先払いとし、乙は毎月末までに翌月分の賃貸料を下記の振込先に振込んで支払わなければならない。
 但し、契約の始期または終期において、賃貸借の日数が1ヶ月に満たない月については1ヶ月30日として日割計算によるものとする。

<振込先>	[REDACTED]
口座番号	[REDACTED]
口座名義人	[REDACTED]

第五条 (賃貸料の改定)

- 1 前条に規定する賃料は一般諸物価の変動、近傍建物賃貸料及び経済情勢の変化、公租公課の増減、その他相当の事由があるときは甲乙協議の上、新賃貸料に改定することができる。

第六条 (敷金)

- 1 乙は敷金として金330,000円也を本契約と同時に甲に対して支払う。
- 2 敷金には利息をつけない。
- 3 乙は敷金をもって賃貸料の支払いに代えることはできない。但し、賃貸借物件に明渡しがあった場合において、賃貸料もしくは経費の不払い及び損害金があるときは、

148-4

令和 5 年 11 月 3 日

貸主

氏名

住所

電話

借主

氏名

住所

電話

連帯保証人氏名

住所

電話

仲介業者

住所

代表者

電話

免許

取引士

有限会社 アーヴァンクリエイティブ

〒332-0012 埼玉県川口市本町2丁目

フジタ川103号

代表取締役 和久井 誠

048-227-0008

埼玉県知事 号

整理番号 149

政務活動費 支出証明書


領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

<p>支出年月日</p>	<p style="text-align: center;"> 6年 1月 22日 2/20 - 3/21 </p>
<p>支出額</p>	<p style="text-align: right;"> 百万 千 59400円 </p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため (按分した場合の積算方法 (22,000 × 0.9) × 3ヶ月)</p>
<p>使途</p>	<p style="text-align: center;">事務所駐車場代 (2、3、4 月分)</p>
<p>支出先</p>	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団



149-2



貸借契約書

川口1丁目パーキング



永瀬 秀樹 殿

トータルホーム 赤羽店

149-3

自動車保管場所賃貸借契約書 (月極め)

賃貸人 [] を甲とし、賃借人 永瀬 秀樹 を乙として
次の条項により自動車保管場所として一時使用のための賃貸借契約を締結する。

第1条 甲は、次に表示の自動車保管場所を乙に賃貸し、乙は、その所有する自動車の駐車のため一時使用する。

所在地 川口市川口1-4-6 地内
名称 川口1丁目パーキング
駐車区画 []
ナンバー

第2条 賃貸借期間は、初日から起算とし、2019年5月1日から
2020年4月末日までの1年間とする。

第3条 賃料は1台当たり月額21,600円(税込)とし、毎月末日までに
翌月分を下記口座へ振り込みするものとする。(本体価格:月額20,000円)
※消費税に変動があった場合は税率に応じ自動的に改定する。

[]	[] 支店
(普通) []	[]

- 乙は本契約締結のときに、敷金として賃料の1ヵ月分を無利息で預託するものとする。なお本契約を解除し、乙が債務なく明け渡した時、甲は、敷金全額を返却するものとする。
- 乙が、万一1ヵ月分たりとも滞納した場合は、敷金の有無に拘わらず、甲は何等の催告を要せず本契約を解除し、乙は、即時無条件にて明け渡すものとする。
- この契約による賃料は、その時の経済情勢の変動、付近の駐車賃料の高騰及びその他の事情を考慮して改定することができる。

- 第4条 車は契約の場所に駐車し、車以外の物品を置かないこと。また、通路は常時充分空けておき他車の出入りを妨げてはならない。
- 第5条 乙は、甲に無断で契約車以外の車を置いてはならない。また、賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されているものの持ち込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となる行為を一切してはならない。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生あるいは天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は、乙に対し責任を負わないものとする。
- 第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙は、速やかに損害を賠償するものとする。
- 第9条 甲は、公共事業施行や甲の事業計画等により本契約第2条の更新を拒絶する場合は、3ヵ月前までに乙に通知し、その期間満了と同時に本契約は終了し、乙は無条件にて明け渡し、いかなる請求もしないものとする。
- 第10条
- 1、乙が、駐車場所を明け渡すときは、1ヵ月前までに甲に通知しなければならない。この場合、乙は、無条件にて明け渡すものとし、契約解約月まで賃料を支払うものとする。
 - 2、乙は、新規契約後3ヶ月以内を解約日とする解約申し出は出来ないものとする。
万が一、新規契約後3ヶ月以内を解約日とする解約を申し出る場合は、月額駐車料金1ヶ月分に消費税相当額を加算した違約金を申し受け致します。

第11条 乙は、その住所、氏名（法人の場合は名称）、その他所定の事項に変更のあったときは、速やかに甲に届け出るものとする。

第12条

- 1、乙が、自動車保管場所使用承諾証明書の交付を求める場合は、所定の事項を記載のうえ甲の承諾を求める。又新登録の場合は、納車後速やかに自動車登録番号を甲へ報告する。
- 2、乙は、本駐車場において車庫証明を取得した場合、契約期間にかかわらず、自動車保管場所使用承諾書の発行日の属する月の翌月から起算して3ヶ月以内を解約日とする解約申し出は出来ないものとする。

第13条 この契約に定めた事項に違反した場合は、甲は、催告をしないで直ちにこの契約を解除することができる。

特約事項 契約更新時には、更新事務手数料として新賃料の50%を申し受け致します。

以下余白

149-6

上記契約の証しとして、本契約書2通を作成し甲乙双方記名捺印の上、各1通を所持する。

平成 31年 4月 25日

甲



甲代理人

所在地 東京都北区赤羽1-10-4 マスカタビル3階

名称 株式会社 トータルホーム

電話 03 (3598) 9234

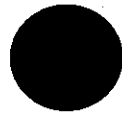


乙

住所 埼玉県川口市本町1-6-10

氏名 永瀬 香樹

電話 (048) 223-6050



勤務先

所在地

会社名

電話

その他緊急連絡先



149-7

2019年8月8日

埼玉県川口市川口1丁目4-6地内
川口1丁目パーキング ご契約者様各位

消費税率変更に伴うご利用条件変更のご案内

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は弊社管理月極駐車場をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、ご承知のとおり2019年10月1日より消費税率が変更となります。これに伴い、皆様にご利用いただいております駐車場のご利用条件につきましても下記のとおり変更となりますので、ご案内申し上げます。

敬具

1. ご利用条件の変更

今般の、消費税率変更分を現行のご利用条件に加算させていただきます。

(※賃貸借契約書 第3条参照)

2. 変更後ご利用条件

項目		現行ご利用条件	変更後ご利用条件
月額料金	本体額	20,000円	20,000円
	消費税額	1,600円	2,000円
	合計額	21,600円	22,000円

3. 本件ご案内に関するお問い合わせ先

〒115-0045

東京都北区赤羽1丁目10-4 マスカタビル3階

株式会社トータルホーム 赤羽店

TEL 03-3598-9233

※お問い合わせの際は

「駐車場名・駐車区画番号・お客様のお名前(名称)」をお申し出ください。

以上

149-8

賃借契約更新書

物件	川口1丁目パーキング	駐車区画	
所在地	埼玉県川口市川口1丁目4-6地内		
契約者	永瀬 秀樹		

上記物件につき既に締結済みの契約を、下記条項を変更の上継続することに合意する。

旧 契 約 内 容		新 契 約 内 容	
旧契約期間	新契約期間		
2022年5月1日 から 2023年4月30日 まで	2023年5月1日 から 2024年4月30日 まで		
月 額 22,000 円	月 額 22,000 円		
内訳 家賃 20,000 円	内訳 家賃 20,000 円		
消費税 2,000 円	共益費 2,000 円		
合計 22,000 円	合計 22,000 円		

【追記事項】

注意事項 今回締結以外の条項につきましては、今までの契約書及び旧更新書がそのまま適用されますので、破棄せずに当更新書と共に保存してください。

2023年 4月 11日

賃主	住所	埼玉県川口市金山町17-12千葉ビル1階 (有限会社千葉 代理人)	
	氏名	株式会社 トータルホーム 代表取締役 田中利明	印
借主	住所	埼玉県川口市本町1-6-10	
	氏名	永瀬 秀樹	
	電話番号	048-223-6050	
緊急連絡先	住所		
	氏名		
	電話番号		
媒介業者	東京都北区赤羽1-10-4マスカタビル9F 株式会社トータルホーム赤羽店 国土交通大臣(4)第7200号 埼玉県知事第032579号 田中 利明		

整理番号	/	/	2
------	---	---	---

ちようふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

支出年月日	<input type="text" value="26"/> 年 <input type="text" value="1"/> 月 <input type="text" value="23"/> 日	支出額	<table border="1"> <tr> <th>百万</th> <th>千</th> <th>円</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td>76</td> <td>002</td> </tr> </table>	百万	千	円	1	76	002
百万	千	円							
1	76	002							

※政務活動費を充当した金額を記載

使途	事務所の家賃(1月分) $220000 \times 0.8 = 176000$	
----	---	--

領収書等貼付欄	埼玉県議会自由民主党議員団
<p>＜ 入出金明細 ×</p>	
<p>詳細</p>	
取引日	2024/01/23
入出金	-220,000 円
残高	[REDACTED] 円
※※内容	[REDACTED]
名: モリ イクマ 振込予定日: 2024 年01月23日 管理番号: 20240123-36 753160)	
※領収書等には、①年月日、②金額、③発行元、④発行番号、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。分かるような記載)。 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。	

事業用建物賃借契約書

貸主 株式会社 [] (以下「甲」という)と借主 森 伊久磨 (以下「乙」という)は、事業用建物賃借契約(以下「本契約」という)を、付帯する「事業用建物賃借契約の条」に基づいて、以下の条件で締結し、また甲と借主保証人 (以下「丙」という)は、同契約の条のとおり乙 更新について連帯保証契約を締結した。

名称	本町貸事務所		1 階
所在地	(登記簿) 基田市本町386番地8		
積	(住所表示) 埼玉県蓮田市本町3-12		
用途	事務所	家屋番号	386番8
構造	木造		
面積	敷有 37.41 m ² (約)	その他使用可能面積 (約)	m ² (坪)
物件の所有者	(住所) [] (氏名) []		
使用目的	事務所		
賃料	月額 220,000 円(うち消費税 20,000 円)	敷金	(賃料の 1ヵ月分) 0 円
管理費	月額 円(うち消費税 円)	礼金	(賃料の 1ヵ月分) 200,000 円 (うち消費税 円)
共益費	月額 円(うち消費税 円)		
駐車場料	月額 円(うち消費税 円)		
付属施設料	月額 円(うち消費税 円)		
雑費	月額 円(うち消費税 円)		
保険料	月額 18,500 円(うち消費税 円)	更新料	(総額) 0 円 (うち消費税 0 円)
保証料	円		
保証金	円(3.5ヵ月当たり)	更新手数料	新賃料の 0.5ヵ月分 (別途消費税)
敷金・保証金の返還時期	本物件の引渡し後		
保証金の償却	- 建物引渡し時に 円 (総額) (うち消費税) 円 (償却率は、償却開始から10日以内に申請しなければならぬ。)		
契約期間	2023年10月01日 から 2025年09月30日 までの 2年 0ヵ月 0日		
借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から 2ヵ月の経過をもって発生する。		
貸料・管理費・失送料・駐車場及び、雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	持参法 (住所) [] (氏名) []	持参先	〒 [] [] [] (郵便番号) [] [] [] (住所) [] [] [] (氏名) [] [] [] (住所表示)
	持込金合計 (雑送料はこの内とす)		220,000 円
	口座名義人		
	口座番号	委託会社名	
	当月分を当月 20 日迄に支払うものとする。		
	引込の場合は、20日までに当月分の入金が確認できるものとする。		

貸主	株式会社 []	代表取締役	[]
借主	森 伊久磨	住所	[] [] [] (住所表示)
保証人	[]	住所	[] [] [] (住所表示)
保証人	[]	住所	[] [] [] (住所表示)
保証人	[]	住所	[] [] [] (住所表示)

※更新時、更新手数料をとり、更新手数料として賃料の1/2ヶ月と消費税を併せて借主に支払うこと。
 ※退去時、借主は入居期間中、借家人賠償補償付の保険に加入すること。
 ※借主は自然損耗と認め難い故意・過失による破損、汚損箇所(タバコのヤニによる汚れ、クロスのカビ等、ほか脱落者による汚損を含む)を修繕する等の原状回復措置をとりなくてはならない。
 ※入居開始時、エアコン2台は借主負担で設置し、メンテナンスは借主負担とする。

本契約の締結を証する為本契約書を作成し、甲乙丙、借主はこれに署名捺印したあと、甲乙丙各自が1通を保有する。
 令和5年9月26日

住所	[] [] [] (住所表示)	借主、甲	[] [] [] (住所表示)
電話番号	[] [] [] [] [] [] (電話番号)	借主、乙	[] [] [] [] [] [] (電話番号)
氏名	[] [] [] (氏名)	森 伊久磨	[] [] [] (氏名)
乙の連帯保証人	[] [] [] (住所) [] [] [] (氏名) [] [] [] (乙との関係) [] [] [] (電話番号) [] [] [] (郵便番号)	[] [] [] (住所) [] [] [] (氏名) [] [] [] (乙との関係) [] [] [] (電話番号) [] [] [] (郵便番号)	[] [] [] (住所) [] [] [] (氏名) [] [] [] (乙との関係) [] [] [] (電話番号) [] [] [] (郵便番号)
保証機関	[] [] [] (住所) [] [] [] (氏名)	[] [] [] (住所) [] [] [] (氏名)	[] [] [] (住所) [] [] [] (氏名)

免許番号	埼玉県知事 (15) 第3401号	代表者	田部井 穂人
主たる事務所	埼玉県蓮田市本町3-8	代表者	〒 [] [] [] (郵便番号) [] [] [] (住所) [] [] [] (氏名) [] [] [] (住所表示)
事務所	日信土地株式会社	代表者	〒 [] [] [] (郵便番号) [] [] [] (住所) [] [] [] (氏名) [] [] [] (住所表示)
代表者	日信土地株式会社	代表者	〒 [] [] [] (郵便番号) [] [] [] (住所) [] [] [] (氏名) [] [] [] (住所表示)
登録番号	[] [] [] [] [] [] (登録番号)	代表者	〒 [] [] [] (郵便番号) [] [] [] (住所) [] [] [] (氏名) [] [] [] (住所表示)
氏名	[] [] [] (氏名)	代表者	〒 [] [] [] (郵便番号) [] [] [] (住所) [] [] [] (氏名) [] [] [] (住所表示)
事務所	日信土地株式会社	代表者	〒 [] [] [] (郵便番号) [] [] [] (住所) [] [] [] (氏名) [] [] [] (住所表示)
所在地	埼玉県蓮田市本町3-8	代表者	〒 [] [] [] (郵便番号) [] [] [] (住所) [] [] [] (氏名) [] [] [] (住所表示)
電話	048-768-2550	代表者	〒 [] [] [] (郵便番号) [] [] [] (住所) [] [] [] (氏名) [] [] [] (住所表示)

整理番号 126

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	20 06 年 01 月 23 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">135</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">000</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		135	000
百万	千	円							
	135	000							

使 途	<p style="font-size: 1.5em;">事務所家賃</p>
-----	--

<p>領収書等貼付欄</p> <p style="font-size: x-small;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="font-size: 1.5em; text-align: center;">150000 × 9/10 = 135000</p> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">領 収 証</p> <p style="text-align: center; font-size: 1.5em;">諸 君 様 2024年 1月 23日</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="font-size: 1.5em;">☆ 150,000</p> </div> <p style="text-align: center;">但 2.3.4月分 家賃代 上記正に領収いたしました</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; border-bottom: 1px solid black;">内 訳</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">税抜金額</td> <td style="background-color: black; width: 100px;"></td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">消費税額等(%)</td> <td style="background-color: black; width: 100px;"></td> </tr> </table>	内 訳		税抜金額		消費税額等(%)	
内 訳						
税抜金額						
消費税額等(%)						

※領収書 コクゴ ウケ-1048

④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

印紙貼付済み

埼玉県議会自由民主党議員団

整理番号 194

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	06 年 01 月 25 日	支出額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; border: 1px solid black;">3</td> <td style="text-align: center; border: 1px solid black;">8</td> <td style="text-align: center; border: 1px solid black;">4240</td> </tr> </table>	百万	千	円	3	8	4240
百万	千	円							
3	8	4240							
使 途	<p>事務所家賃 2月、3月、4月分 駐車場代 2月、3月、4月分</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が 8% 以上であるため</p>								

領収書等貼付欄

家賃内訳	
家賃	¥130,000
共益費	¥5,000
駐車場代	¥6,000
消費税	¥14,100
合計	¥155,100

$155100 + 5000 = 160100$
 $160100 \times 0.8 = 128080$
 $128080 \times 3ヶ月分 = 384240$

令和6年
 3月22日
 貼付し
 一スが足りない場
 別紙番1を付すこと

駐車場代 $5000 \times 4ヶ月分 = 20000$
 内1台分 $= 5000$
 $5000 \times 0.8 = 4000$

飯能信用金庫 XXXXXXXXXX 名義人
 内昭博史

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、〇〇代
 ④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

〈はんしん〉キャッシュサービス

お取扱明細書

毎度ご利用いただきありがとうございます。
 お取扱明細書をどうぞお確かめ下さい。裏面もご覧下さい。

ご利用年月日	取扱金額	店番	機番通番
06-03-22	1253011-1007		
カード発行金融機関	店番	口座番号	
1253-	*****		
お取引金額	お取引金額		
000000000000	¥155,100*		
お取引内容	お取引後残高		
支払い	*****		
手数料	¥440	時間	
時刻	11:09	おと	

背梅信用金庫
 飯能支店
 メイクハーター(カ様
 普通 0000729264
 ユウチヌマ ヒロク様
 TEL042972-6432

 印紙税等
 税務署承認済

ご利用ありがとうございました。

飯能信用金庫

事務所賃貸借契約書

貸主 メイクベター(株) (甲)と、借主 内沼博夫(乙)との間に建物の賃貸借につき下記のとおり契約を締結する。

所在 飯能市双柳373番地12 あおぞらビル202号室

構造 鉄骨造

床面積 2階東南店舗部分 約90.75㎡

第1条 (賃貸借の目的)

乙は、事務所として使用する目的をもってこれを賃借した。乙はそれ以外の目的に使用してはならない。

第2条 (賃貸借の期間)

賃貸借の期間は、2021年6月1日から
2024年5月31日までの3年間とする。

第3条 (契約の更新)

1. 甲及び乙は協議の上、本契約を更新することができる。
2. 本契約の更新は、書面による契約書を作成することを要する。
3. 更新の際の更新料は、新賃料の1か月分とする。

第4条 (賃料等)

1. 賃料は1ヶ月金13万円 (消費税別)、共益費金5000円 (消費税別) 駐車場代1台分金6000円 (消費税別) とし、甲に対して毎月末日までに、その翌月分を次の口座に送金して支払うものとする。振込手数料は乙の負担とする。

2. 電気、衛生費その他これに準ずる経費は名義の如何にかかわらず、乙の使用した分に対するものは乙の負担とすること。
3. 水道料金及びガス料金については、共益費に含まれるものとする。但し、乙の使用した料金が明らかに共益費を超えたときは、甲は乙に共益費を超えた部分を請求できるものとする。

第5条 (敷金)

1. 乙は、甲に対し、本契約に基づいて生ずる乙の債務を担保するため、敷金として賃料の3ヶ月分を本契約と同時に預託する。
2. 甲は本契約が終了し、乙が本件建物を明け渡した後、30日以内に、前項の敷金から、本契約に基づく乙の未払い債務を控除した後の残金を返還する。この場合において敷金に利息を付さない。
3. 乙は、本件建物を明け渡すまでの間、敷金返還請求権をもって、甲に対する賃料その他の債務と相殺することができない。

4. 乙は、敷金返還請求権を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

第6条（賃借権の譲渡・転貸）

乙は、事前に甲の書面による承諾なくして、第三者に本件賃借権を譲渡もしくは転貸し、または、本件建物の模様替え、造作もしくは工作その他の現状を変更してはならない。

第7条（契約の解除）

乙が次の各号の一つに該当した場合、甲は催告なくして、直ちに本契約を解除することができる。

1. 賃料の支払いを1回でも遅滞したとき。
2. 乙が破産・仮差押・仮処分・差押・競売開始の決定を受け、又は滞納処分を受けたとき。
3. 賃料の支払をしばしば遅延し、又は近隣とのトラブル等により、甲と乙の本契約による信頼関係を破壊するに至ったと認められるとき。
4. 連絡が取れない状況になって1ヶ月以上経過したとき。
5. 借主が暴力団員と判明したとき並びに借主が暴力団と一定の関係にあると判明したとき。
6. その他、本契約に違反したとき。

第8条（契約の解約）

1. 双方の都合により本契約を解除するときは、乙においては3ヶ月前、甲においては、6ヶ月前にお互いに通知し、期間終了と同時に甲立会いの上、乙は完全に甲に本物件を明け渡すものとする。この際の賃借料は、期間に応じて日割清算するものとする。
2. 乙は、前項の規程にかかわらず、3ヶ月分の賃料相当を甲に支払うことにより、本契約を直ちに解約することができる。

第9条（契約の消滅）

天災地変、公用徴収、都市計画等により建物が消滅または毀損し、その効用を失った場合には、本契約は当然消滅する。

第10条（原状回復義務）

1. 期間満了、契約の解除、解約、消滅、その他により本契約が終了する際、本件建物内に乙（乙の関係者含む）の工作物又は残置物等が存在する場合は、乙は自己の費用をもってこれを撤収し、本件建物を現状に復して甲に明け渡す。
2. 前項の明渡に際して、乙は甲に対して、立退料、営業補償料又はこれに類する請求、造作等の買取請求は絶対にしないこととする。
3. 乙が本件建物を明渡した後に、本件建物内に残置物がある場合、乙はその残置物の権利を放棄したものとする。残置物については、乙が甲にその処分一切を任せたとし、甲に任意に処分されても異議がないこととする。また、処分に掛かった費用については、乙の負担とする。

4. 契約が終了したにもかかわらず、乙が賃借物の明け渡しをなさないときは、乙は甲に対し明け渡しの日まで賃料の1.5倍の損害賠償を支払い、なおこれがために甲が損害をこうむった場合にはその損害も同時に賠償する。

第11条（損害負担）

1. 乙が火災、盗難等をこうむった場合、その責任を甲に請求しないこと。
2. 店内備品及び電気、ガス、水道が汚損・破損・故障した場合は乙の負担にて修理するものとする。
3. その他、賃借物に付帯する修理費は、乙の負担とする。

第12条（通知義務）

乙が次の各号の一つに該当したときは、甲に対し速やかにその旨を通知しなければならない。

1. 1ヶ月以上にわたり不在とするとき。
2. 氏名、勤務先、連絡先、電話番号等、別紙入居審査申込書の記載事項に変更のある場合

第13条（連帯保証人）

丙は、賃借人乙の保証人となり、本契約書の条項全てについて、乙と連帯して履行の責を負う。

第14条（管轄裁判所）

本契約に関して紛争を生じたときは、飯能簡易裁判所を管轄裁判所とする。

第15条（協議）

本契約に定めていない事項については、甲、乙協議の上、誠意をもって解決する。

第16条（特約条項）

1. 電気代については、2階全てで請求が来るため、2階を賃借している賃借人のそれぞれの面積按分で甲が乙に請求するので、請求のあった月の月末までに、家賃と一緒に振り込むものとする。
2. 退室時のルームクリーニング代金は乙の負担とする
3. 乙は契約期間中、借家人賠償保険に加入しなければならない。契約の期間中に、保険期間が満了してしまう場合は、満了前に保険を更新し、無保険の期間が無いようにしなければならない。
4. 家賃の支払いを怠る等、乙の責めに帰すべき事由により、甲が行った内容証明その他郵便物の送付等の費用は乙の負担とする。
5. 万一、強制執行による退去になった場合、その執行に掛かる一切の費用は、乙の負担とする。
6. 鍵を紛失した場合、乙は退出時に罰金として金2万円を甲に支払うものとする。

契約の証として、本契約書3通を作成し、甲、乙、丙、各1通を保管する。

令和3年5月31日

甲：賃貸人 住所 飯能市双柳373-12-1F

メイクベター(株)

氏名 代表取締役 谷脇 道生

乙：賃借人 住所

飯能市岩沢729-2

氏名

内沼博史

丙：連帯保証人 住所

氏名

仲介業者

取引主任者 登録番号 () 第

号 氏名

駐車場賃借契約書 <更新契約>

賃借人(甲)と賃借人(乙)とは、下記の契約内容を承諾のうえ、本賃借借契約を締結する。

駐車場名	双柳駐車場	番号	NO. []	駐車料金	月額 20,000円
所在地	埼玉県飯能市双柳373-10				
契約期間	令和5年7月1日から令和7年6月30日迄の2年間とする。				
振込先	[]	口座	[]	[]	[]
メーカー、名称	[]	色	[]	名義	[]
				登録番号	[]

- 第1条 賃料は毎月27日までに翌月分を甲の指定口座(上記)に振り込むこと。
振込手数料は乙の負担とする。
- 第2条 本物件を駐車場のみに使用し、建築物や工作物は設置してはならない。
- 第3条 指定車両以外の車を置いてはならない。
- 第4条 乙は本駐車場を第三者に使用させたり賃借の譲渡及び転貸をしてはならない。
- 第5条 乙は駐車スペースを常に清潔に使用し、雑草等生えない様自主管理しなくてはならない。
- 第6条 乙は、本駐車場内に消防法、その他の法令等により危険物として指定されている物品の持込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となすべき行為を一切なさざること。
- 第7条 乙の車に対して起きた事故、悪戯、盗難、天災地変による傷害、無断駐車等について甲は責任を負わない。よって、加害者、被害者の当事者間で、解決することとする。
- 第8条 乙が解約を申し出る時は、1ヶ月前までに、仲介者に通告しなければならぬ。但し、1ヶ月分を支払うことにより即時解約出来る。
- 第9条 解約の申し出が遅れた場合には、遅れた日数分の賃料を通告延滞金として甲に支払う。
- 第10条 甲は駐車場の廃止により契約の解除をする場合には、契約期間中であっても1ヶ月以上前に乙に通告することにより契約の解除ができる。
- 第11条 今後、本契約期間中に消費税率の改定があった場合には当然に新課税あるいは新税率が適用され、乙は以後の駐車場料金等の支払いについて新税率で計算さ

- 第12条 乙又はその関係者において、故意・過失・その他の事故により、甲の設備・造作・その他駐車中の他の車両等に生じた損害は、乙が直ちにその金額を賠償する責めを負う。
- 第13条 乙が、賃料の支払を1ヶ月以上怠った場合、又は第2条乃至第4条に違反した時、本契約の各条項に違反した時は、通告を要せずして即時契約の解除ができる。
- 第14条 更新時は、乙は更新事務手数料として新賃料の1ヶ月分+消費税を支払うこと。
- 第15条 駐車場内は、禁煙とする。

本契約の証として甲乙捺印し、本書を作成して各々一通を所持する。

令和5年5月23日

貸主(甲) 住所 []
氏名 []
所在地 埼玉県飯能市仲町2- []
商号 全平沼株式会社
電話 042(972)7800

借主(乙) 住所 〒357-0023 飯能市岩沢729-2
氏名 内沼博史

電話番号 自宅 042(972)6432
お勤め先 () (社名)

- 重要事項再確認
- 賃料は毎月27日迄に翌月分を支払う。
 - 振込料は乙の負担。
 - 場内のトラブルは当事者間で解決する。
 - 解約は1ヶ月前までに仲介者へ通告する。
 - 解約通知が遅れたら遅れた分の賃料を支払う。

整理番号

138

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】 6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日 06年 01月 25日	支出額 百万 千 円 0 49500
----------------------	--------------------------

※政務活動費を充当した金額を記載

使途 政務活動事務所 賃料 (2月分) (按分した場合の積算方法)	政務活動に使用する割合が 9/10 以上であるため $55,000 \times 0.9 = 49,500$
---	---

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

埼玉県議会議員 千葉 達也

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
56702	06-01-25	15:00
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥55,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		認
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	千円	円

55,000
0 [振込手数料]
55,000

お振込明細またはご案内

お受取人
登録番号 0002
千原 タツヤ様

お依頼人
電話番号 []
取扱番号 250001

印紙税申告納付につき連和税務署承認済

紙を使用すること。

※領収書等には、①年月日、②金額、③領収書に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

2. 既設の電気器具及びガス・水道等の設備以外の新設・移転又は除去もしくは、器具の容量を変更すること。
3. 看板の取り付け・広告用垂幕、窓ガラスに文字を記入すること等。
4. 本物件又は建築物に対し前各号に準ずる原状の変更をすること。

(第8条) (破損・滅失に対する責任)

乙又はその関係人が、その帰すべき事由により本物件もしくは、その建築物ならびにその設備器具等を破損又は、滅失したときは、甲において補填又は、修理し、その費用ならびに損害金は、乙の負担とし甲の指定した日までに弁償せねばならない。

(第9条) (解約の申し入れ)

賃貸借期間中であっても、次の場合には本契約は終了する。

1. 甲が乙に対し、正当な事由に基づく解約の申し入れをなした後、6ヶ月を経過したとき。但し、甲の申し入れにより、乙がその期間内に退去したときは、その時において本契約は終了するものとする。
2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。
3. 乙が甲に対し、解約の申し入れと共に解約申し入れ後の賃借料3ヶ月分を支払ったとき。
4. 甲が乙に対し賃借料の値上げを通告し、乙がこれに同意せず解約を申し出たとき。

(第10条) (契約の解除)

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに将来に向かって本契約を解消することができる。

1. 乙が賃借料ならびに本契約記載の債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
2. 乙が死亡したとき。但し、10日以内に後継人より書面による申し出があった場合には、この限りではない。
3. 乙において公序良俗に反する行為があったとき。

(第11条) (明渡しの際の履行事項)

本契約が期間満了・解約・解除その他の事由により終了したときは、乙は直ちにつぎの条項に従い、本物件を明け渡さなければならない。

1. 乙は自然の消耗にかかるもののほか、本物件を原状に復するものとする。但し、乙がこれに従わないときは、甲において、これを行うものとし、その費用は乙が負担とする。
2. 乙は明渡し日までに、本物件内の乙の所有物等を、すべて搬出すること。乙がこれを実行しない時は、甲は10日間の猶予期間後、これを放棄したものとみなし、甲が任意に処分することができる。乙は、これがために生じた損害について、甲に賠償請求することができない。
3. 乙は、何等の名目を持ってするを問わず、本物件について支払った金銭の返還、移転料、立退き料、営業保証金等一切を甲に請求することはできない。
4. 乙は原状回復・明渡しに際して、甲に対しその事由名目の如何を問わず、本物件の造作・設備等について支出した必要経費等の償還請求を甲に対し一切行わないものとする。又、

乙は甲の同意を得て、本物件に附加した造作についてもその買取を甲に要求しないものとする。

(第12条) (負債事項等)

1. 甲は天災及び甲の責に帰さない火災・爆発・盗難又は、諸設備の故障・修理・維持保全、もしくは法律の改正・監督官公庁の行政指導に基づく工事等に起因する乙の損害及び一時使用停止については、責任を負わない。
2. 天災・火災・その他、甲の責に帰さない事由により本物件の大部分が滅失又は破損し、その使用が不可能となった場合には、甲は乙に通知して、無条件で本契約を即時解約することができる。

(第13条) (建物使用上の遵守事項)

1. 乙は、本物件につき、修繕を要する箇所が生じたときは、速やかにその旨を甲に通知すること。
2. 甲又は、他の甲の賃借人の営業・業務等を妨害、その他迷惑を与えないこと。
3. 危険物・不潔物・悪臭を出すもの、重量物等を本建物内に搬入・格納しないこと。
4. 動物を本建物内に搬入・飼育しないこと。
5. 共同使用部分を本来の目的以外に使用しないこと。
6. 本物件内に居住、又は宿泊しないこと。
7. 乙、及びその従業員、ならびに乙の関係人は、本物件を善良なる注意をもって管理・使用すること。

(第14条) (規則の遵守)

甲が建物管理の必要上規則を制定し、又は、注意事項を定めこれを乙に通知し、又は、適当な場所に掲示したときは、乙はこれを遵守する。

(第15条) (甲の立入権)

甲及び甲の従業員は、本物件諸造作・諸設備等の変更・修繕・防犯・防災・その他管理上必要と認められたときは、本物件内に立入りこれを点検し、適時の処置をとることができる。

(第16条) (紛争の解決)

本契約に紛争が生じた場合は、甲乙共に誠意を以って道義的に解決をはかるものとする。

(第17条) (書面による確認)

本契約各条項に基づく報告・承認・その他一切の意思表示は、すべて書面によらなければならない。

(特約事項)

建物本体の火災保険は甲の負担とし、乙の所有物の保険は乙の負担とする。

以上、本契約成立を証するために、本契約書2通を作成し、甲・乙が記名捺印の上、各々その1通を保持する。

令和3年6月15日

賃貸人(甲) 住所



氏名



賃借人(乙) 住所 加須市中央1丁目14-17

氏名

千葉 達也

整理番号 0080-1

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合（例：電車等の切符）、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>（該当する経費の番号を○で囲む）</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1：調査研究費 2：グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3：広聴費 4：要請・陳情等活動費 5：広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6：人件費 ⑦：事務所費 8：事務費</p> <p>9：資料購入・作成費 10：交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	06 年 01 月 25 日 他
<p>支出額</p>	<p style="text-align: right; margin-right: 20px;">百万 千</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">1</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">0</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">5</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">0</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">0</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">0</div> 円 </div> <p>賃貸料 一か月 50,000円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動費及びその他の議員活動の用途に使用するため7/10の按分とする （按分した場合の積算方法 150,000 × 0.7 = 105,000</p>
<p>使 途</p>	<p>2月分～4月分 事務所賃借料</p>
<p>支 出 先</p>	<p>株式会社末広不動産</p>

上記のとおり支出しました。

支出者名 杉田 茂実

0081-2

事業用貸借契約書

貸主 株式会社末広不動産 (以下「甲」という。) と借主 杉田 茂実 (以下「乙」という。) と、連帯保証人 (以下「丙」という。) とは、この契約書により頭書に表示する不動産に関する貸借契約を締結した。

頭書 (1) 目的物件の表示

建 物	名 称	本町1丁目店舗 1・2階		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県熊谷市本町1丁目181番地		
		(登記簿) 熊谷市本町一丁目 181番地		
	構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根 地下1階付4階建		
	種 類	事務所	新築年月	昭和40年5月
面 積	264.30㎡ (79.95坪) ※専有部分面積			
賃貸方法	事業用貸借契約			
附属施設				

頭書 (2) 事業内容 (具体的に記載すること)

埼玉県議会議員事務所

頭書 (3) 契約期間

2022年4月1日 から	2023年3月31日 まで	(1年間)
--------------	---------------	-------

0080-3

頭書 (4) 賃料等

賃貸料	月額 50,000円 (45,455 円 + 消費税 10%相当分4,545 円)	—	—	—
敷金		—	—	—
火災保険	保険証券の写し提出	—	—	—
—		—	—	—

その他の条件				
貸与する鍵	鍵No			
	本数			
賃料等の支払時期		毎月末日までに翌月分を振込		
賃料等の 支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振込	[Redacted]		
	<input type="checkbox"/> 持参	持参先		
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名		

頭書 (5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	杉田 茂実		
	(自宅) TEL	[Redacted]		
	(勤務先) TEL	048-526-1013	(名称・部署名)	課
	(携帯) TEL	[Redacted]		

頭書 (6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	株式会社末広不動産		
	住所	埼玉県熊谷市筑波二丁目14番地		
管理業者	商号又は名称	株式会社末広不動産		
所在地	埼玉県熊谷市筑波二丁目14番地	TEL 048-522-1112		
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号				
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		4656	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名	[Redacted]		
	賃貸不動産経営管理士：登録番号	[Redacted]		
※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載				

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	貸主と同じ		
	住所	貸主と同じ		

頭書(7) 更新に関する事項

本事業用賃貸借契約の契約期間は頭書(3) 契約期間に記載の1年間とする。
 尚、契約期間満了に際し、甲乙共に何ら申し出がない場合、本契約は更に1年間同一条件にて延長(自動更新)されるものとし、以後も同様とする。
 また、契約期間満了に際し申し出がある場合は、甲乙共に3ヶ月前までに相手方に対して書面にて通知するものとし、以降の契約条件を協議出来るものとする。

頭書(8) 特約事項

- ※甲及び乙は賃料を含む課税対象項目の消費税率引上げの際は、新消費税率での適用となる事を了承するものとする。
- ※本契約書第12条(解約)に基づき、甲は乙に対して期間満了の6ヶ月前迄に解約の申入れを行うことにより本契約を終了する事ができる。
- 乙は、甲に対して3ヶ月前迄に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
- 乙は、解約の申入れの日から3ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過するまでの間、随時に本契約を終了することができる。
- ※乙は、本契約書契約条項第10条(契約期間中の修繕)に関わらず、本物件の建物に経年劣化が生じている事を十分に認識の上借り受けるものとし、建物及び付属設備の維持保全及び定期メンテナンスを含む一切の請求をしないものとする。但し、雨漏りについては、甲の負担をもって修繕するものとする。
- ※甲は、本物件を現状有姿にて乙へ引き渡すものとし、乙はこれを了承の上借り受けるものとする。
- ※乙は、本建物を明け渡す際、原状に復すこととする。
- 尚、著しく床やクロスを損傷し、床替え及び張替えが必要となった場合は、乙の負担にて行うものとする。
- ※乙は、本物件への増改築や看板レイアウト等の新設・変更・撤去をする際は、事前に甲へ書面にて通知し、甲の同意を得た上で取り掛かることとする。(但し軽微な補修などはこの限りでない)
- また、乙は上記工事に伴う建物・設備に穴や傷跡等が生じた際は退去時に原状に復すものとする。
- ※乙は、甲より貸与された鍵を1本でも紛失させた場合、乙の費用にて交換しなければならない。
- 鍵交換をした際は、交換前の鍵を甲へ返却し、交換後の元鍵を1本甲へ渡すものとする。
- また、乙は鍵交換を希望する際は事前に甲の許可を得なければならない。
- ※乙は、本物件明け渡しの際甲に対してその事由、名目の如何に拘らず本物件の改装、間仕切り、その他諸造作設備等の買取請求及び有益費の償還請求又は移転料、立ち退き料、権利金等一切の請求をしないものとする。
- ※乙は、乙の責任において損害を担保する目的で事業用火災保険(借家人賠償責任保険必須)へ加入し、火災保険証券の写しを提出するものとする。
- ※乙は、自己またはその代理人、使用人、来客、又はその他関係者の故意並びに過失により建物及び設備等を故障、破損、滅失させた時はその賠償をしなければならない。
- ※乙は、本物件を事務所としてのみ利用し、他の用途に使用してはならない。
- 乙が他の用途での使用をした際は、甲は催告を要せず本契約を直ちに解除する事ができるものとする。
- ※乙は、退去時に残置物を残さないものとする。

0080-5

本契約の締結を証するため本契約書を2通作成し、記名押印の上、甲及び乙が各自1通を保有する。

2022年 9月29日

甲・貸主	氏名	株式会社 末広不動産 代表取締役社長 日向 弘薫		TEL	048-522-1112
	住所	埼玉県熊谷市筑波二丁目14番地			
乙・借主	氏名	杉田 茂実		TEL	090-3211-6225
	住所	熊谷市小江戸 894番地			
連帯保証人	氏名	☐	TEL		
	住所				
	極度額	初回契約時賃料等の ヶ月分 (円)			
連帯保証人	氏名	☐	TEL		
	住所				
	極度額	初回契約時賃料等の ヶ月分 (円)			
保証機関					

		A	B
宅地建物取引業者	主たる事務所所在地・TEL	埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地 末広不動産ビル2階 048-522-1111	主たる事務所所在地・TEL
	商号又は名称	株式会社 オフィスナンバーワン	商号又は名称
	代表者の氏名	代表取締役 日向 弘薫 ☐	代表者の氏名 ☐
	免許証番号	埼玉県知事(8)第14255号	免許証番号
	免許年月日	平成30年7月11日	免許年月日
宅地建物取引士	氏名	☐	氏名 ☐
	登録番号	☐	登録番号
	業務に従事する事務所名	株式会社 オフィスナンバーワン	業務に従事する事務所名
	事務所所在地	埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地 末広不動産ビル2階	事務所所在地
	TEL	048-522-111	TEL

※ ☐ は実印

※ この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、頭書（1）に記載する目的物件（以下「本物件」という。）について、頭書（2）の営業に供することを目的とする賃貸借契約（以下「本契約」という。）を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書（3）に記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書（7）の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書（4）の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を実数として日割り計算した額とする。

4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は乙の負担とし、その支払い時期及び支払方法は、頭書（4）の記載に従うものとする。尚、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

第4条 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等（以下「維持管理費」という。）に充てるため、共益費を頭書（4）の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を実数として日割り計算した額とする。

4 共益費に賦課される消費税及び地方消費税は乙の負担とし、その支払い時期及び支払方法は、頭書（4）の記載に従うものとする。尚、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、頭書（2）記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

4 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器設備に対する火災保険（借家人賠償責任保険）に加入するものとする。

(敷金)

第6条 (A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書（4）に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙が賃料の支払いを延滞し、又は損害賠償その他本契約に基づく債務があるとき、甲は前項の敷金をもってその弁済に充当することができる。この場合、乙は本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることを請求することはできない。乙は、甲より充当通知を受けてから5日以内に敷金の不足額を補填する。

3 乙が前項に違反したときは、甲は乙に対し不足金額100円につき14%の延滞損害金を請求できる。

4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条 (B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書（4）に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より償却費として解約時賃料のヶ月分相当額を差し引き、返還するものとする。

4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(禁止又は制限される行為)

第7条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、頭書（2）の事業内容を変更してはならない。

- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の 1 ヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為、及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。
 - 一 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
- 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること
- 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
- 六 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
- 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

- 第8条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
 - 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
 - 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
 - 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(原状の変更)

- 第9条 乙が、本物件を頭書(2)の事業内容に従い使用する上で必要な模様替え、附属施設の設置等をする場合には、あらかじめ甲の承諾を得た上で甲の指示に従い施工するものとし、その費用は乙が負担するものとする。
- 2 前項の工事により法令上設備の新設・改善等が必要となった場合も同様とする。

(契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、本条第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕(柱、屋根、梁、外壁、雨漏り等主要構造体)を行わなければならない。
- ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめその旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
 - 3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
 - 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕
 - 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙は、これを賠償する。
 - 5 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は、自ら修繕することができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。

(契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヵ月以上怠ったとき
 - 二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
- 2 甲は、乙が本条第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に本条第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする
- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第7条(第7項第五号から第七号を除く)から第10条までの規定に違反したとき
 - 三 入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始

- 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 乙又はその使用人（以下「乙ら」という。）が暴力団員でもあるにもかかわらず、そのことを偽って契約したことが判明したとき。
 - 二 乙らが、本物件を暴力団事務所として使用したとき。
 - 三 乙らが、本物件の共用部分に反復継続して暴力団員を出入させたとき。
 - 四 乙らが、本物件、共用部分その他本件建物の周辺において、暴力団員であるとの威力を背景に、粗野な態度、言動により第三者に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。
 - 五 乙らが、第7条第7項第五号から第七号の規定に違反したとき。
 - 六 乙らが、暴力団以外の破壊・暴力活動を行う組織その他の反社会的と認められる組織・団体等の一員として前各号に該当した場合その他前各号に準ずる事情が生じたとき。

(解約)

- 第12条 甲は、乙に対して期間満了の6ヶ月前迄に解約の申入れを行なうことにより、本契約を解約することができる。
- 2 乙は、甲に対して3ヶ月前迄に解約の申入れを行なうことにより、本契約を終了することができる。
- 又、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料（本契約の解約後の賃料相当額を含む。）を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

- 第13条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵（複製した鍵があれば複製全部を含む。）を甲に返還しなければならない。
- 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
- 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引渡し当初の原状に復せしめなければならない。
- 6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

- 第14条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

- 第15条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。
- 一 賃料等支払い方法の変更
 - 二 頭書（6）に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

- 第16条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。
- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第7条1項の定めに従うものとする
 - 二 長期に休業するとき
 - 三 連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更
 - 四 連帯保証人の死亡又は解散
 - 五 連帯保証人の破産開始決定等、連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

(延滞損害金)

- 第17条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年（365日あたり）14.6 %の割合による延滞損害金を支払うものとする。

00810-9

(乙の債務の担保)

第18条 本契約においては、下記方法により乙の債務を担保する。

- 2 本契約において、連帯保証人を立てる場合には、次の各号の定めによるものとする。
 - 一 連帯保証人は、極度額———万円の範囲で乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする
 - 二 連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第17条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする
 - 三 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする
 - 四 賃借人は、連帯保証人（法人の場合を除く。以下、本条について同じ）に対して保証委託をするにあたり、民法465条の10第1項各号に定める下記情報を提供したこと、及び、連帯保証人に提供した当該情報が真実かつ正確であることを表明し保証する。

記

- ① 財産及び収支の状況
 - ② 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
 - ③ 主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容
- 3 本契約において、家賃債務保証会社の提供する保証に加入する場合には、次の各号の定めによるものとする。
- 一 家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない
 - 二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない
 - 三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(免責)

第19条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故（第23条の場合を含む。）、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(契約の消滅)

第20条 本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が全部消失した場合、乙はその他の事由により本物件の全部使用及び収益ができなくなった場合に、当然に消滅する。

(合意管轄裁判所)

第21条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方（簡易）裁判所を第1審専属的合意管轄裁判所とする。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第22条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと
 - 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと
 - 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
 - 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(契約の終了)

第23条 本契約は、本物件の全部が消失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(協議)

第24条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

(特約事項)

第25条 特約事項については、頭書(8)に記載するとおりとする。

整理番号 **0081-1**

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例: 電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	<div style="display: flex; justify-content: center; gap: 10px;"> 0 6 年 0 1 月 2 5 日 他 </div>								
支出額	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: right;"> <p>賃貸料 一か月 40,000円</p> <p>政務活動費及びその他の議員活動の用途に使用するため7/10の按分とする (按分した場合の積算方法 $120,000 \times 0.7 = 84,000$)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>百万 千</p> <table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">8</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">4</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> </tr> </table> <p>円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> </div> </div>			8	4	0	0	0	0
		8	4	0	0	0	0		
使 途	2月分~4月分 駐車場賃借料								
支 出 先	株式会社オフィスナンバーワン								

上記のとおり支出しました。

支出者名 杉田 茂実

0081-2

駐車場賃貸借契約書

代理
株式会社オフィスナンバーワン

貸主

借主

杉田茂実事務所

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)とは、この契約書により標記に表示する駐車場について、本契約に付帯する「駐車場賃貸借契約約款」に基づいて賃貸借契約を締結した。

標記A 駐車場の表示

名称	本町1丁目217 石川駐車場	指定場所	一括
所在地	埼玉県熊谷市本町1丁目217番		

標記B 車種

車名 (色)	杉田茂実事務所関係車両に限る	登録番号 (ナンバープレート)	
-----------	----------------	--------------------	--

標記C 契約期間

始期	2019年1月1日	終期	2019年12月31日
----	-----------	----	-------------

標記D 賃料等

賃料	月額 40,000 円 (消費税込)		その他 ()	円
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日迄(翌月分前払)		
賃料等の 支払方法	振込	金融機関名	熊谷駅前支店	預金口座
		(フリガナ) 口座名義人	口座番号	

標記E 管理人名

商号(名称)	株式会社オフィスナンバーワン	代表者	日向 弘薫
事務所所在地	埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地 末広不動産ビル2階	電話	048-522-1111
免許証番号	埼玉県知事(8)第14255号		

0081-3

標記F 特約事項

1. 甲は、賃料等に対して消費税等の税金が新たに課税された場合、または減税された場合は、税金が改定された月の賃料等より当該税金の改正額に相当する金額に自動的に改定できるものとし、乙はこれを了承の上、本駐車場（指定場所）を借り受けるものとする。
2. 解約は甲乙共に解約月の前月末日までに通知するものとする。
3. 解約月の賃料は日割り計算しない。

本契約の締結を証する為本書を2通作成し、甲乙及び媒介業者はこれに署名捺印したあと、甲乙各1通を保有する

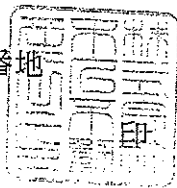
西暦 2019年 8月 / 日 2019年1月より駐車場を借りていたが算合から振込に滞り下巻
2019年1月まで遡及して契約書を作成

貸主(甲) 代理
住所 埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地 末広不動産ビル2階
氏名 株式会社オフィスナンバーワン 代表取締役 日向 弘薫 048-522-1111

借主(乙)
住所 埼玉県熊谷市本町1-181
氏名 杉田茂実 専務 生年月日 1968年 8月 19日
TEL (自宅) 携帯 090-3211-6225
勤務先名 TEL 048-526-1313

緊急連絡先(担当者)
住所
氏名
TEL

(媒介・代理)業者
埼玉県知事(10)第10244号
所在地 埼玉県熊谷市筑波2丁目14番地
商号 株式会社末広不動産
代表者 代表取締役 日向 均



宅地建物取引士(自署押印)
宅地建物取引士登録番号
氏名

(媒介・代理)業者
国土交通大臣免許
埼玉県知事免許 ()第
所在地
商号
代表者

宅地建物取引士(自署押印)
宅地建物取引士登録番号 ()第
氏名 印

駐車場賃貸借契約約款

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、標記Aに記載する駐車場について、標記Bに記載する自動車の駐車を目的とする賃貸借契約を締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間は、標記Cに記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、期間満了1ヶ月前迄に互いに申し出無き時は、更に同一条件にて自動的に更新されるものとする。

(賃料)

第3条 乙は、標記Dの記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。ただし、振込の場合振込手数料は借主負担とする。

2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には、契約期間中であっても協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍同種の駐車場の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合

~~(敷金) 第4条全文削除~~

~~第4条 乙は、賃貸借契約から生じる債務の担保として、標記Dに記載する敷金を甲に預け入れるものとする。~~

~~2 乙は、本駐車場を明渡す迄の間、敷金をもって賃料、その他の債務と相殺をすることができない。~~

~~3 賃料が増額された場合、乙は、標記Dに記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額の差額を、敷金に補填するものとする。~~

~~4 甲は、本駐車場の明渡しがあったときは、遅滞なく、敷金の金額を無利息で、乙に返還しなければならない。~~

~~5 甲は、本駐車場の明渡し時に、賃料の滞納、その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、債務の額の内訳を明示し当該債務の額を敷金から差し引くことができる。~~

(禁止又は制限される行為)

第5条 乙は、駐車場内に契約車以外の自動車、その他諸物件をおいてはならない。

2 乙は、本駐車場を第三者に使用させたり、譲渡若しくは転貸してはならない。

3 乙は、本駐車場に定着物を設置し、又は現状を改造する等の行為をしてはならない。

4 乙は、本駐車場内において有害・危険・若しくは近隣の迷惑となる行為をしてはならない。

(甲の帰属)

第6条 甲は、本駐車場に係わる公租公課を負担するものとする。

(甲の免責)

第7条 甲は、駐車場内で甲の責めに帰すべからざる事由により生じた自動車の盗難・衝突及び破損・人身事故・火災・天災等による事故被害に対して一切の責任を負わない。

(乙の義務及び賠償責任)

第8条 乙は、本駐車場を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 乙は、本駐車場内における事故や火災発生等の防止に留意するものとする。

3 乙又はその関係者において、故意・過失・その他の事故により、甲の設備・造作・その他の駐車中の他の車両等に生じた損害は、乙が直ちにその金額を賠償する責めを負う。

(甲の通知義務)

第9条 甲は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 標記Aに定める指定場所の変更
- 三 標記Eに記載した管理人の変更

(乙の通知義務)

第10条 乙は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

- 一 乙の住所・氏名・緊急連絡先・その他の変更
- 二 標記Bに記載する車両の変更

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料の支払いを1ヶ月以上怠ったとき
- 二 第8条のいずれかの規定に違反したとき
- 三 契約時に、乙が告げた事実的重大な虚偽があったことが判明したとき
- 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき

(甲からの解約)

第12条 甲が契約期間満了前に甲の都合により本賃貸借契約を解除しようとするときは、明渡し月の前月末日迄に乙に予告することを要し、乙は予告された明渡し期日迄に甲に明渡すものとする。

(乙からの解約)

第13条 乙は、甲に対して解約月の前月末日迄に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れ月の翌月分賃料を甲に支払うことにより、随時本契約を終了させることができる。

(車両の移動)

第14条 本駐車場の保全、防犯、防火その他管理上の事由により、甲は車両の移動その他必要な措置をとることができるものとする。

(明渡し)

第15条 乙は、本契約終了後、使用場所内の残置物を撤去し本駐車場を明渡すものとする。

- 2 乙が残置物を放置した場合は、甲がこれを適宜処分し、処分に要した費用を乙に請求できるものとする。

(協議)

第16条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第17条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 1 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する。暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という）ではないこと。
- 2 甲又は乙が法人の場合、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
- 3 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
- 4 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ② 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(特約事項)

第18条 特約事項については標記Fに記載するとおりとする。

整理番号	206
------	-----

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1 : 調査研究費 2 : グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3 : 広聴費 4 : 要請・陳情等活動費 5 : 広報費
	【経常的経費】 6 : 人件費 ⑦ : 事務所費 8 : 事務費
	9 : 資料購入・作成費 10 : 交通費

支出年月日	06年 01月 25日	支出額	百万 千 円 27000
-------	-------------	-----	-----------------------

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	家賃(2月分) $¥30,000 \times 0.9 = ¥27,000$ 支払額 按分率 政務活動費	政務活動に使用する割合が 0.9 であるため。
-----	--	----------------------------

領収書等貼付欄

① 令和6年1月25日
 ② 柿沼 貴志
 ③ 家賃(2月分)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

※ 領収書は
※ 領収書を
(別紙に

取引銀行	取引店	口座番号	0017	***	
取扱店	お取引日	時刻	56509	06-01-25	10:45
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	振込	¥30,000	¥0
お取引後の残高(円)			おつり		
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)			C 認証		
お振込明細またはご案内					
お受取人	登録番号 0002				
ご依頼人	カキマタカツセイムカツ ムツヨ様				
が	電話番号	印紙税申告納			
	取扱番号 250001	付につき浦和			
		税務署承認済			

*印紙税を納付しない場合は*印で消しておきます。 →

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、〇〇代として)など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

事業用賃貸借契約書(事務所) <更新> ②

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という。)と借主 柿沼 貴志 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	野間貸店舗 1~2階 号室区画番号(・東)		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県行田市忍2丁目17番12号		
		(登記簿) 埼玉県行田市忍2丁目148番地1 家屋番号 148番1		
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 ()/瓦葺・スレート葺・ 亜鉛メッキ鋼板葺 ・セメント瓦葺・陸屋根・その他 ()/(2)階建/全(2)戸		
	種 類	居宅	新築年月	年月不詳
	面 積	約117㎡ (登記面積	㎡)	
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

県会議員事務所

頭書(3) 契約期間

令和5年 6月24日 から 令和7年 6月23日まで (2 年間)	
目的物件の引渡し時期	令和1年6月24日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 30,000円 (内消費税等 円)	管理・ 共益費	月額 円 (内消費税等 円)	テナント 総合保険	借主自己手配 (保険証券の写し提出)
敷 金	据置90,000円 (賃料 3ヶ月)	看板 掲出料	無料	附 属 施設料	月額 円 (内消費税等 円)
礼 金	初回30,000円 (賃料 1ヶ月)	更新料	新賃料の1ヶ月分	更新事務 手数料	新賃料の1/4ヶ月分 +消費税
その他の条件		自治会費は借主負担。			
貸与する鍵	鍵No.	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	
	本 数	[REDACTED] 本	[REDACTED] 本	[REDACTED] 本	
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで			
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	[REDACTED] ※振込手数料は借主負担となります			
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

整理番号	205
------	-----

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1 : 調査研究費 2 : グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3 : 広聴費 4 : 要請・陳情等活動費 5 : 広報費
	【経常的経費】 6 : 人件費 ⑦ : 事務所費 8 : 事務費
	9 : 資料購入・作成費 10 : 交通費

支出年月日	06年 01月 25日	支出額	百万 千 円 4 5 9 9
-------	-------------	-----	-------------------------------

※政務活動費を充当した金額を記載

使途	駐車場代 (2月分) ¥5,110 × 0.9 = ¥4,599 支払額 按分率 政務活動費	政務活動に使用する割合が 0.9 であるため。
----	--	----------------------------

領収書等貼付欄 ⑤ 柿沼 貴志	① 令和6年1月25日 ③ 駐車場代 (2月分)	5000+110=5110
--------------------	-----------------------------	---------------

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。

埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号	
0017			
取扱店	お取引日	時刻	
56509	06-01-25	10:46	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥5,000	¥110	
お取引後の残高(円)		おつり	
お取引現金内訳		C認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	円	円	円

お振込明細またはご案内

登録番号 0003

カキマタカツセイムカット ウツ ムリヨ様

電話番号 [REDACTED]

取扱番号 250001

印紙税申告納付済
印紙税申告済
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

★ 契約期間は満了していきまが
自動更新にはしていません。

駐車場使用契約書

貸主 [] (以下「甲」という。) と借主 植沼 貴志 (以下「乙」)
動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	行田市忍2丁目152番2		
	名称	忍2丁目駐車場	指定場所	[]

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	スタッフ及び来客用	登録番号	[]
	[]	[]	[]

頭書(3) 契約期間

契約期間	令和1年6月24日から 令和2年6月23日までの 1年間
目的物件の引渡し時期	令和1年6月24日

頭書(4) 賃料・敷金

賃料 (駐車場使用料)	5,000円/1台
敷金	金 [] 円

支払期限: 契約時一括支払い

支払方法	1. 口座振替	振込先金融機関名: []
	2. 振込	預金: [] 口座番号: [] 口座名義人: [] 振込手数料負担者: 借主
	3. 持参	持参先: []

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	[]
	住所	[]

管理業者	商号又は名称	[]
	所在地・TEL	[]
	賃貸住宅管理業者登録制度登録番号: 国土交通大臣 () 第 [] 号	[]
	全国賃貸不動産管理業協会会員番号: [] ※全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	[]

管理担当者	氏名	(賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士: 登録番号 []) ※賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載
-------	----	--

※貸主と駐車場の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所 〒 -

(契約
第1条
物件
約」と

頭書(6) 更新に関する事項

自動更新

(契約
第2条
2 甲及

頭書(7) 特約事項

--

(賃料
第3条

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 1年 6月 日

甲・貸主	氏名	TEL 048-522-4375
	住所	
乙・借主 (法人の場合)	商号	TEL
	代表者名	
	住所	
乙・借主 (個人の場合)	氏名 柳沼貴志	TEL
	住所	
連帯保証人	氏名	TEL
	住所	

2 甲及
一 士
二 士
三 近
3 1ヶ

(敷金
第4条
2 乙は
3 甲は
存在す
4 前項
ばなら

(禁止
第5条

宅地建物 取引業者	商号(名称) ㈱TLC 行田中央店	代表者 北川 直樹
	事務所所在地・TEL 埼玉県行田市忍2-18-32 048-553-3030	
	免許証番号 埼玉県知事(9)第11602号	
宅地建物取引 主任者	氏名	登録番号 埼玉県知事 号
	業務に従事する事務所	ピタットハウス行田中央店㈱TLC

2 乙は
3 乙は
一 駐
二 駐

(乙の
第6条

(契約
第7条

※印は実印

場合に
2 前項
において
3 乙は
4 本物
損害が

整理番号

222

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	6年 / 月 25日、2月22日、3月25日														
支出額	<p>月額7700円×3ヵ月=23,100円</p> <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </table> <p>円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 23,100円×0.8=18,480円)</p>	百万	千								1	8	4	8	0
百万	千														
		1	8	4	8	0									
使 途	駐車場賃借料 1月～3月支払分														
支 出 先	(株)ABCハウジング														

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



駐車場使用契約書

<物件の表示>			
所在地	埼玉県ふじみ野市丸山 475		
名称	丸山第2駐車場	第	号
<メーカー車名>	トヨタ / P		
<ナンバー>	[REDACTED]		
<賃料>	7,700 円	<保証金>	7,560 円

貸主 [REDACTED] (甲)

借主 渡辺 大 (乙)

上記につき甲乙とも下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

賃貸借の期間は令和5年7月1日より令和6年6月30日までとする。

但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新する事もできる。

第1条 1ヶ月なりとも滞納した場合は、保証金の有無にかかわらず甲は何らの催促を要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡す物とする。

第2条 賃料の支払いは毎月25日までに翌月分を指定振込口座に振り込み支払う事（振り込み手数料は乙の負担とする）

第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時十分空けて置き他者の出入りを妨げない事。

第4条 車両変更の場合は届け出る事。

第5条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及び転貸は絶対にしてはならない。

第6条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約する事ができる。

第7条 駐車場内における全てのトラブルは甲は一切責任を負わない事とする

第8条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざる事。

第9条 乙の車に場内で他車による事故発生、或いは天災地変等による損害並びに火災盗難、いたずらが発生しても、甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第10条 第三者が無断で駐車した場合、甲はその責めに負わない

第11条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、乙は速やかに損害を賠償するものとする。

- 第12条 甲乙双方の都合により本契約を解除するときは、1ヶ月前に互いに通告し期間満了と同時に乙に明渡しする。
- 第13条 更新手続きは、賃料額その他の必要事項を改定の上、新契約書を作成することにより行う更新手続きに際し、乙は仲介人に対し、新賃料の二分の一ヶ月に相当する更新事務手数料を支払う。
- 第14条 契約の解除に際して、乙は立退料その他名目の如何を問わず、何等の請求もしてはならない。
- 第15条 天災地変その他に事由の如何を問わず駐車場の使用が不可能になった場合、本契約を当然に終了する。
- 第16条 本契約終了後乙が駐車場に残地した車両その他の物件は、甲において廃棄移動、保管等の処分をする事ができる。その費用については乙の負担とする。
- 第17条 車の改造・マフラーの改造等、騒音をはじめ周囲の迷惑になるような車両の契約は禁止いたします。

上記契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方署名捺印の上各1通を所持する。

令和 5 年 9 月 20 日

貸主(甲)	住所	[Redacted]
	氏名	[Redacted]
借主(乙)	住所	[Redacted]
	氏名	渡辺 大
	氏名	[Redacted]
仲介人	住所	埼玉県ふじみ野市駒西 3-8-32-107
	氏名	株式会社ABCハウジング 代表取締役 葛籠 貴 夕子
取引士	登録番号	[Redacted]
	氏名	[Redacted]

整理番号 1 6 8

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	6 年 1 月 25 日	支出額	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 33.33%;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 33.33%; text-align: center;">189</td> <td style="border: 1px solid black; width: 33.33%; text-align: center;">000</td> </tr> </table>	百万	千	円		189	000
百万	千	円							
	189	000							
使途	<p>事務所家賃(2月分 3月分 4月分)</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため $210,000 \times 0.9 = 189,000$</p>								

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
58406	06-01-25	14:53	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥210,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		IC認証	
お振込明細またはご案内		電信	
お受取人	アツカカ チチフ 当座 0004701 リョウカミコウキョウ(カ様 登録番号 0001 アサミケツツ セイムカットウツムツヨ様		
ご依頼人	電話番号	印紙税申告納付につき消和 ***** 税務署承認済	
	取扱番号	400075	

※領収書
※領収書
(別紙)

[振込手数料]

すること。

※領収書等には、①年月日、②金額(※印紙税を納付しない場合は半印で済みます。)、③金額が分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載され、⑥金額が不明な場合は、赤字に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

賃貸借契約書

第1条 阿左美健司（以下「甲」という。）は、両神興業株式会社（以下「乙」という。）が所有する次の建物を借用する。

所在地 埼玉県秩父市野坂町 1-3-1
建物名称 野坂ビル
契約部分 3階部分

第2条（使用の目的）

甲は上記の建物を政務活動のための事務所として使用し、それ以外の目的のために利用することはできない。

第3条（借用期間）

貸借の期間は令和5年8月1日から令和7年7月31日までとする。ただし、契約期限の3カ月前までに甲乙双方より特段の意思表示がないときは、自動的に同一条件で2年間契約が更新されるものとする。

第4条（賃料）

甲は乙に対し、賃借料として月額70,000円を乙の指定する方法により支払うものとする。

2 賃借料には、光熱水費などの経費を含むものとする。

第5条（使用形態）

甲の責めにより本物件について棄損又は汚損した場合には、甲は原状回復のための費用を負担し修繕しなければならない。

第6条（協議事項）

この契約に定めのない事項が生じた場合には、甲乙双方の協議の上、誠意をもって処理するものとする。

上記契約の証として本書2通を作成し、各捺印のうえ、各々1通を保有する。

令和5年7月26日

借主（甲）

住所 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬 6180 番地

氏名 阿左美 健司

貸主（乙）

住所 埼玉県秩父市下宮地町 18 番 1 号

氏名 両神興業株式会社
代表取締役社長 西村 耕一

整理番号 176

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	6 年 1 月 26 日	支出額	百万 1 千 93 円 056
-------	--	-----	---

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途

事務所賃賃料(本所事務所)(2月~4月分) $80,440 \times 0.8 = 64,352$
 $80,440 \times 0.8 = 64,352$
 $80,440 \times 0.8 = 64,352$

領収書等貼付欄 **小島信昭** 政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため

06-01-15	振込	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
06-01-15	電話	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
06-01-15	電話	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
06-01-15	水道	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
06-01-15	送金	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
06-01-15	預金機	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
06-01-15	預金機	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
06-01-18	振替	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
06-01-22	振替	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
06-01-22	振込	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
06-01-23	振替	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
06-01-26	送金	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017	[REDACTED]	[REDACTED]
取扱店	お取引日	時刻
57105	06-01-26	09:45
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥80,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内取 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税
[REDACTED]		認

お振込明細またはお案内

お受取人 **ムサシノ イワツキ 普通** [REDACTED] 様

登録番号 0001

コウマノフアキ様

電話番号 048-758-1624

取扱番号 400010

印紙税申告納付につき領和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で済ませております。*

年-月-日	摘要	お支払金額	お預り金額
1 06-01-26	手数料		*440
2 06-01-29	送金	[REDACTED]	
3 06-01-29	送金	[REDACTED]	
4 06-01-29	振替	[REDACTED]	
5 06-01-29	カード	[REDACTED]	
6 06-01-29	カード	[REDACTED]	
7			
8			
9			
10			
11			
12			

整理番号 176-2

小島信昭

にと。

政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため

年-月-日	摘要	お支払金額	お預り金額
06-02-22	送金	*80,000	ATM つかい 送金
06-02-22	手数料	*440	
06-02-22	カード		
06-02-22	カード		
06-02-26	振替		
06-02-27	送金		
06-02-27	振替		
06-02-27	振込		
06-02-29	電振		
06-03-04	振替		

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		***
取扱店	お取引日	時刻
57104	06-02-22	09:10
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥80,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		

お振込明細またはご案内

お受取人
ムサツノ
イツキ
普通
様
登録番号 0001
コウマノアキ様

電話番号 048-758-1624
取扱番号 400004

印紙税申告納付に付き浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。→

小島信昭

政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため

年-月-日	摘要	お支払金額	お預り金額
06-03-18	振替		
06-03-21	振替		
06-03-25	振込		
06-03-25	振替		
06-03-25	送金	*80,000	ATM つかい 送金
06-03-25	手数料	*440	
06-03-25	カード		
06-03-25	送金		
06-03-25	手数料		
06-03-25	送金		
06-03-26	振込		
06-03-27	送金		

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		***
取扱店	お取引日	時刻
57109	06-03-25	08:51
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥80,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		

お振込明細またはご案内

お受取人
ムサツノ
イツキ
普通
様
登録番号 0001
コウマノアキ様

電話番号 048-758-1624
取扱番号 300036

印紙税申告納付に付き浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。→

(更新) 事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 高橋 忠司 (以下「甲」という。)と借主 埼玉県議会自民党議員団 小島 信昭 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

名称	高橋ビル1階貸事務所	1階	号室
所在地	(住居表示) 339-0057 さいたま市岩槻区本町5丁目5-12	区画番号()	
建物	木造(鉄骨造)鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他() 瓦葺・スレート葺・面鉛メッキ銅板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他() (3)階建/全()戸		
種類	事務所	新築年月	平成11年 4月
面積	29.75 ㎡		
附属施設			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)
埼玉県議会自民党議員団 団長 小島信昭 事務所

頭書(3) 契約期間
令和5年5月1日から令和7年4月30日まで(2年間)
目的物件の引渡し時期 年 月 日

頭書(4) 賃料等

賃料	月額 80,000 円 (内消費税等)	家賃 財 保 険 料
敷金	総額 80,000 円 (賃料 1ヶ月)	
その他の条件		
貸与する鍵	鍵No. 本 本	本 本
賃料等の支払時期	翌月分を毎月 末 日まで	
賃料等の支払方法	貸主指定の口座へ振込支払いする。 <input type="checkbox"/> 持参先 <input type="checkbox"/> 口座引落 委託会社名	

頭書(5) 借主緊急連絡先

(氏名)	
緊急連絡先 (自宅)TEL	
(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
(携帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	
	住所	

管理業者	商号又は名称 (有)宝来屋不動産商会
所在地	339-0057 さいたま市岩槻区本町3-1-1 TEL 048-756-0538
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	02621

管理担当者 氏名 () (貸主)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載 (貸主)不動産鑑定士:登録番号 () ※賃貸不動産鑑定士管理士の職務を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	借主者保証人	氏名	小島 信昭
		住所	
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証	家賃債務保証会社名	
	<input type="checkbox"/> 証会社の提供	証会社名	
	する保証	主たる事務所の所在地	

頭書(8) 更新に関する事項

※更新契約の際は、更新手数料として新賃料の0.5ヶ月分プラス消費税を支払う。

頭書(9) 特約事項

一、退去時は、スケルトンにて明渡する。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主、が姓名押印の上、各自1通を保有する。

貸主代理：(有)宝来屋不動産商会 2015年4月28日

甲・貸主	氏名	TEL
住所		
乙・借主	氏名	TEL 048-790-1100
住所	〒339-0057 さいたま市岩槻区本町3-1-1 小富信昭	
連帯保証人	氏名	TEL 048-758-1624
住所	〒339-0078 さいたま市岩槻区本町3-1-1 小富信昭	

宅 地 建 物 取 引 業 者	A	B
	主たる事務所 所在地・TEL 048-756-0538 商号又は名称 (有)宝来屋不動産商会 代表者の氏名 関根 正之	主たる事務所 所在地・TEL 商号又は名称 代表者の氏名
免許証番号	埼玉県知事 (13) 第5313号	大臣 () 第 号 知事
免許年月日	平成 29 年 8 月 23 日	平成 年 月 日
氏 名	氏 名	氏 名
登録番号	登録番号	() 第 号
業務に従事する 事務所名	(有)宝来屋不動産商会	業務に従事する 事務所名
事務所所在地 TEL	さいたま市岩槻区本町3-1-1 048-756-0538	事務所所在地 TEL

※印は実印
※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。
2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不当となった場合
二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不当となった場合
三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不当となった場合
3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。
2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第6条 (A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じるこの債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内部を明示しなければならない。

(保証金)

第6条 (B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。
2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より償却費として解約時賃料のヶ月分相当額を差し引き、返還するものとする。
4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じるこの債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内部を明示しなければならない。

整理番号 127

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p>	<p>6年 1月 26日</p>	<p>支出額</p>	<p>百万 千 円</p> <p>13200</p> <p><small>※政務活動費を充当した金額を記載</small></p>
--------------	--	------------	---

<p>使 途</p>	<p>駐車場代(本所事務所)(2月~4月分)</p> <p>$(5500 \times 3) \times 0.8 = 13200$</p>
------------	---

領収書等貼付欄

政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため

領 収 証

No. _____

小島信昭 様 6年1月26日

¥5500

世阿弥 2月分

上記正に領収いたし記した

内 訳	
税抜金額	XXXXXXXXXX
消費税額等(%)	XXXXXXXXXX

な記載)

コラヨ ウケ-1036

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 177-2

政務活動に使用する割合が 8/10 以上であるため

領 収 証

No. _____

小島信昭 様

5 年 2 月 22 日

★ 5,500

世 18 6 月分

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額 _____

消費税額等(%) _____

[Redacted]

コクヨ ケー-1036

政務活動に使用する割合が 8/10 以上であるため

領 収 証

No. _____

小島信昭 様

5 年 10 月 25 日

★ 5,500

世 18 4 月分

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額 _____

消費税額等(%) _____

[Redacted]

コクヨ ケー-1036

平成31年4月8日より 契約更新する

賃借人名札設置区画(1区画分)
(小島信昭様)

賃貸人

賃借人 小島信

(X-カー種)三菱 エクラン シルバー

(ナンバー)

駐車場賃借借約書

賃借人 [] と、賃借人小島信昭 とは、次に表示の駐車場（以下、「本件駐車場」という。）につき、賃借借約を締結した。

駐車場の表示

所在地 埼玉県さいたま市岩槻区本町6-1-8

区画 賃借人小島信昭（ [] 画）

第1条（駐車場の用途）

賃借人は、本件駐車場を次に記載する自己の自動車の駐車目的のみに使用するものとする。

メーカー：スズキ 車種：エブリィワゴン ナンバー： []
指紋も動内には、賃借人小島信昭のサインがある。

第2条（賃料）

本件駐車場の賃料は月額金5,500円也とし、賃借人は毎月25日までにその翌月分を支払うものとする。

第3条（敷金）

賃料の支払いを担保するための敷金は無しとする。

第4条（契約期間）

1. 契約期間は、平成30年3月1日から平成31年3月31日までとする。
2. 契約期間中、中途解約をする場合は、解約希望日の1ヶ月前までに相手方にその旨通知するものとする。なお、解約した月の賃料は解約日までの日割り計算とする。

第5条（契約の更新）

1. 賃借人または賃借人が本契約の更新を希望しない場合は、契約期間満了の1ヶ月前までに相手方にその旨通知することとし、通知がない場合には、本契約は更新されたものとする。

第6条（賠償責務）

賃借人、同業者その他の関係者が故意または過失によって駐車場またはその付属施設に損害を与えたときは、賃借人の責任と負担によりその損害を賠償すべきものとする。

第7条（免責）

賃借人は、駐車場にある賃借人の自動車について、賃借人の責めに帰すべからざる事由により発生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任は一切負わないものとする。

第8条（原状回復）

本契約の終了後は、直ちに賃借人の自動車の本件駐車場の敷地外に移動し、賃借人が本件駐車場を賃借借成立当時の原状に復した上で、賃借人に明け渡すものとする。

第9条（解除）

賃借人につき、次の場合の一つに該当する事由があったときは、賃借人は、何ら通知催告を要することなく直ちに本契約を解除できる。

- ① 賃料の支払いを2カ月分以上怠ったとき
- ② 賃借人の承諾なく賃借権の譲渡、転貸又はこれらに準ずる行為があったとき
- ③ 賃借人と賃借人との間の信頼関係を著しく害する行為があったとき
- ④ その他本契約に違反したとき

第10条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、賃借人の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第11条（信義則）

賃借人及び賃借人は、本契約の解釈につき疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項が生じた場合には、お互いに誠実に協議してこれを解決するものとする。

上記の通り契約が成立したことを証し、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年3月1日

賃借人：住所 []

氏名 []

賃借人：住所 埼玉県さいたま市岩槻区掛子1-

氏名 小島信昭

整理番号 108

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	6 年 1 月 26 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: left;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">1</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">5</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">7</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">5</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		1	5		7	5
百万	千	円										
	1	5										
	7	5										
使途	吸水マット(入り口ドア前) <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> $1,969 \times 0.8 = 1,575.20$ </div>											

領収書等貼付欄

お客様名 小谷野五雄 自民党 議員団県政調査事務所 様	納品・請求書 兼 領収書	政務活動に使用する割合が8/10以上であるため 1,969 × 0.8 = 1,575.20
---------------------------------------	-----------------	---

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

ダスキン狭山ヶ丘支店
 株式会社しむばしい
 〒359-1106 所沢市東狭山ヶ丘3-2889
 TEL 04-2925-6221 FAX 04-2925-6233
 243045

発行日 2024年 1月 26日 次回訪問日 年 月 日 取引

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品		納品回収		訂正		備考
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
DWLH			1,969			1		1,969		

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額
	1790	179	1969	1969

確認サイン

担当者名

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 1 3 3

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	---

<p>支出年月日</p>	<p style="text-align: center;"> 6年 1月 26日 2月26日, 3月25日 </p>
<p>支出額</p>	<p style="text-align: center;"> 振込手数料 月7,700円 + 330円 百万 千 19272円 X 3ヶ月分 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 </p> <p>(按分した場合の積算方法 $24,090 \times \frac{8}{10} = 19,272$)</p>
<p>使 途</p>	<p style="text-align: center;">事務所駐車場代 (1月~3月分)</p>
<p>支 出 先</p>	<p style="text-align: center;">(株) サ>ハウジング</p>

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団

駐 車 場 使 用 契 約 書

[物件の表示]

名 称	グリーンパーキング [REDACTED]	管理番号	[REDACTED]
所在地	埼玉県春日部市一ノ割一丁目490-2		
賃借人	榮 寛美		

[賃料および支払方法等]

賃 料	月額	7,700 円(うち消費税 700 円)	数 金	円
管 理 費	月額	円(うち消費税 円)	礼 金	円
共 益 費	月額	円(うち消費税 円)		(うち消費税 円)
付属施設料	月額	円(うち消費税 円)	更 新	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
雑 費	月額	円(うち消費税 円)	更 新 手 数 料	新賃料の 1ヵ月分 (別途消費税)
契約期間	令和5年06月02日から 令和7年06月01日まで			
支払方法	<input type="checkbox"/> 持参 <input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> 口座振替			
振込先	[REDACTED] 口座No. [REDACTED] 名義人 [REDACTED]			

[契約車両および任意保険]

車 名		保険会社名	
登録番号/色	/	証券番号/満期	/

[その他]

特約事項	乙は契約更新時に更新事務手数料として新賃料の1ヶ月分(別途消費税)を管理会社へ支払うこと。車庫証明発行の際、金5,000円(別途消費税)の費用がかかります。本契約に関する振込手数料及び口座引落手数料は借主負担とする。賃料は月単位契約です。住宅がある場合、前向き駐車すること。
------	---

令和 5 年 5 月 16 日

賃貸人(甲) 住所: [REDACTED]
 氏名: [REDACTED] 貸主代理人(株)サンハウジング 代表取締役 金子勝博
 電話: [REDACTED]

賃借人(乙) 住所: [REDACTED]
 氏名: 榮 寛美 電話: [REDACTED]
 勤務先: 埼玉県 住所: 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

緊急連絡先 住所: _____
 氏名: _____ 印 電話: _____

仲介人 免許番号: 埼玉県知事(2)第22757号
 主たる事務所: 埼玉県春日部市大場1057番地1
 商号又は名称: 株式会社サンハウジング
 代表者: 代表取締役 金子 勝博
 宅地建物取引士: [REDACTED] 登録番号: [REDACTED]
 事務所名: 株式会社サンハウジング 電話: 048-739-1235
 所在地: 埼玉県春日部市大場1057番地1

整理番号

223

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	6年1月26日、2月26日、3月26日
支出額	<p>月額7,500円×3ヵ月=22,500円</p> <p>百万 千 1 8 0 0 0 円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 $22,500 \times 0.8 = 18,000$)</p>
使途	事務所駐車場 賃借料 1月～3月 支払分
支出先	株式会社 渡辺住研

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



駐車場貸借契約書

所在地	埼玉県ふじみ野市丸山7-1		
駐車位置	P荻原コーポ		番
契約期間	2022年8月1日 ~ 2024年7月31日		
賃料	7,500 円	消費税	0 円
カーライフサービス料	円	消費税	円
敷金	円	礼金	円
更新料	新賃料の 0.5ヶ月 相当額	更新手数料	
振込口座	[Redacted]		
	普通	[Redacted]	名義人 [Redacted]

車種		色	
登録No.			
車種		色	
登録No.			

甲 (賃貸人)	[Redacted]		
丙 (代理人)	埼玉県富士見市大字鶴馬2608-7 株式会社渡辺住研		
乙 (賃借人)	住所 〒	[Redacted]	
	フリガナ	[Redacted]	生年月日 1974年 6月 25日
	氏名	渡辺 大	TEL 携帯
	メールアドレス	[Redacted]	
	勤務先	住所	
	TEL		
保証会社	会社名		
仲介人	株式会社 渡辺住研	営業担当	
	富士見市鶴馬2608-7 スパークスK2階	[Redacted]	
	TEL 049-255-1010 免許No. 埼玉県知事免許 (13) 第5935号		
	株式会社 渡辺住研 鶴瀬店	TEL 049-255-1010	印
	埼玉県富士見市大字鶴馬2608-7 スパークスK		印
(特約事項) 上記の貸室の貸借について、次の通り本契約を締結し、その証として本契約書を2通作成し、甲乙双方は各条項を熟読了承の上これに署名捺印をし、各々1通を保有します。			締結日 2022年 7月 26日

太枠をご記入下さい。

駐車場使用約款

- 第1条 乙は期日迄に資料等の全部、または一部の支払いを遅延したときは、遅延した金額に対し、年14.6%の延滞損害金を甲に支払うものとする。
- 第2条 資料は月額単位とし、日割り計算には行わないものとする。但し、入退時はこの限りではない。
駐車料金は、毎月26日迄に翌月分を下記のとおりで丙の指定する方法により支払うものとする。
- 乙の銀行口座より自動振替(SMBCファイナンスサービス 株式会社) 通帳と印鑑を持参の上、自動振り替えの手続きをする。
振替日は毎月26日とする。尚、乙の預金残高が不足のため自動振替ができない場合は、即日乙が契約書記載の指定銀行口座に振り込むものとする。
但し、あんしん保証(株)利用の方は上記の限りではありません。
 - 銀行振込(乙が法人契約等、特殊事情により1の自動振替が困難な場合に限り、指定銀行口座に振り込む。)
 (資料等の振込み手数料は乙の負担とし、銀行収納印押印済振込票をもって領収したものとし、丙は領収書を発行しないものとする)
 乙が法人の場合は資料等の支払期日は前月末日までとします。
- 第3条 乙は本駐車場に本契約車輛以外の駐車することは出来ない。
- 第4条 本駐車場内において自動車若しくは部品、物品、積荷等の盗難、火災、事故等については、甲・丙及び管理者は一切その責任を負わないものとする。又違法・無断駐車については乙にて処理するものとする。
- 第5条 駐車料金については、甲は社会情勢及び経済事情により駐車料金を変更することが出来る。この場合、丙から乙に通知することによって変更の効力を生ずるものとする。丙より乙へ更新契約書送付にも拘わらず未更新の場合新資料の通知をしたものとし、新資料で引落しすることを乙は承諾するものとする。
- 第6条 乙がその月の内(駐車料金を支払った期間)駐車しない日がありたる場合も納入した駐車料金は甲は返却しない。
- 第7条 本契約に伴う乙の権利はほかに譲渡することはできない。
- 第8条 乙またはその関係者(同乗者を含む以下単に乙という)が故意又は過失により本駐車場の諸施設若しくはほかに駐車中の自動車に損害を与えたとき、乙は直ちにその損害を丙若しくはその所有者に賠償しなければならない。
- 第9条 乙は本駐車場内においては下記事項を守らなければならない。
- 引火性物品その他の危険物等を持ち込まないこと。
 - 火気の取扱等をしてないこと。
 - 自動車の出入りの際は駐車位置、交通規則等、駐車場内の秩序については管理者の指示に従うこと。
 - 自動車の運転に当たっては安全運転をすること。
 - 甲・丙及び管理者の許可を得たもの以外は、物品の販売、自動車の修理(簡単な修理を除く)その他秩序を乱す行為は一切行わないこと。
 - 駐車場内において物件を損傷し又は事故を起こしたときは直ちに所轄警察署、丙又は管理者に届け出ること。
 - その他丙又は管理者の定める一般的な指示に従うこと。
- 第10条 乙が1ヶ月以上駐車料金を滞納した場合は、丙は本契約を解除するものとする。
- 第11条 乙が本契約に違反したときは、丙は本契約を解除するものとする。
 この場合既に納入した駐車料金は返却しない。
- 第12条 本契約を解約しようとするときは、乙は解約日の1ヶ月前に丙に予告するものとする。但し、乙が1ヶ月前までに予告しなかった場合は解約予告日より起算して駐車料金の 1ヶ月分相当額 を損害金として丙に支払うものとする。又、甲・丙より駐車場の明渡し申し出を受けた場合、乙は理由の如何を問わず、甲の申し出により、1ヶ月以内に契約を解約し、甲に明け渡さなければならないものとする。
 この場合甲、乙共に異議申立てしない。
 なお解約にあたり返還金がある場合、銀行振込手数料は乙の負担とする。
- 第13条 特約事項
- 車庫証明を必要とするとき、立会人に対し車庫証明発行手数料として、3,500円(税別)を支払うものとする。(但し、初期契約の場合は、資料3ヶ月前納を条件とし、貸主に対する証明料を要する場合は、別途支払うものとする。)
 - 本契約の契約期間は、本契約書表示の契約期間とする。但し、期間満了の1ヶ月前までにいずれの当事者からも本契約の更新を拒絶する旨の意思表示がなされない場合には、更に自動的に同一期間・同一条件で更新され以後も同様とする。
 - 前項の自動更新がなされた場合には、乙は契約更新時までに、甲が指定する更新契約書を甲に対し提出する。
 - 本契約の更新に際しては、更新の種類を問わず、乙は、甲に対し、更新料及び更新事務手数料を、管理会社(株)渡辺研に対して支払うものとする。但し別途特約がある場合は、この限りではないものとする。
 - 前項の更新料及び、更新事務手数料は、契約が更新される度に生じる
 - 資料等及び更新料、違約金その他の債務を乙が滞滞した場合において、乙が債務の一部を弁済した時は、元ず、更新料、違約金その他一時金に充当し、それに満ちる時は資料等に充当するものとします。
 - 敷金は無利息とし、乙が丙に本駐車場を明け渡したのち30日以内に返還するものとする。但し、未払いの資料のある場合は、敷金を資料として充当するものとする。
 - 駐車場位置移動、契約者(家族間)変更等の手続きは受付しない。解約を行った上で新たに契約を結び、契約時の契約金は新契約者が支払うものとする。
 - 音響きは、契約者乙の責任において行うものとする。
 - 車の改造等、近隣に迷惑となる騒音のクレームがある場合は、本契約を解除するものとする。
 - 上記各項の他、表記の特約事項に定める事項を順守するものとする。
 - 税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、当該改正税法施行日以降における左記消費税等相当額は変動後の税率により計算した額とする。

受付時間 9:45~17:45定休日水曜日(GW・夏期・年末年始休暇中のご解約連絡は翌営業日に受け付けいたしますので予めご了承ください。)

カスタマーセンター:048-680-6635 (24時間受付)

整理番号	2	2	4
------	---	---	---

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	6 年 / 月 26 日、2 月 26 日、3 月 26 日							
支出額	<p style="text-align: right;">百万 千</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;">1</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">3</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">9</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">9</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">6</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">8</td> </tr> </table> <p>円</p> <p>月額58,320円×3ヵ月=174,960円</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 174,960円×0.8=139,968)</p>		1	3	9	9	6	8
	1	3	9	9	6	8		
使 途	事務所賃借料 1 月 ~ 3 月 支払分							
支 出 先	株式会社 渡辺住研							

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



住宅賃貸借契約書

物件の表示	所在地	埼玉県ふじみ野市丸山7-1			
	物件名称	萩原コーポ	3DK	102号室	
	構造	木造	2階建	専有面積	48㎡
契約期間	2022年8月1日		～	2024年7月31日	
家賃	55,000 円	共益費	2,000 円	町会費	円
敷金	円		礼金	円	
更新料	新賃料の 0.5ヶ月 相当額	更新手数料 ※	仲介手数料 ※		円
保証料	円	シニアあんしん住宅 ※	円	安心サービス24 ※	1,200 円

※ 別途消費税がかかります。

甲 (賃貸人)	[Redacted]		[Redacted]
甲 (代理人)	埼玉県富士見市大字鶴馬2608-7 株式会社渡辺住研		
乙 (賃借人)	契約時 住所	〒 [Redacted]	
	ふりがな	[Redacted]	生年月日 1974年 6月25日
	氏名	渡辺 大	TEL 携帯 [Redacted]
	メールアドレス	[Redacted]	
勤務先概要	別紙賃貸保証委託契約書又は入居申込書記載内容による		
入居者情報			
緊急連絡先 (身元引受人)			
丙 連帯保証人	〒	[Redacted]	経柄 [Redacted]
	住所	[Redacted]	[Redacted]
	ふりがな	[Redacted]	生年月日 [Redacted]
	氏名	[Redacted]	TEL [Redacted]
勤務先	[Redacted]	住所 [Redacted]	
TEL	[Redacted]		
丙 (保証会社)	会社名	[Redacted]	
仲介人	株式会社 渡辺住研	営業担当 [Redacted]	
	富士見市鶴馬2608-7 スパークスK2階 TEL 049-253-3636 免許№. 埼玉県知事免許 (13) 第5935号	[Redacted]	
	株式会社 渡辺住研 鶴瀬店 埼玉県富士見市大字鶴馬2608-7 スパークスK	TEL 049-255-1010	宅建建特取引: [Redacted]
〈特約事項〉 上記の貸室の賃貸借について、次の通り本契約を締結し、その証として本契約書を2通作成し、 甲乙双方は各条項を熟読了承の上これに署名捺印をし、各々1通を保有します。			締結日 2022年 7月26日
1 乙が契約開始日から1年未満で本契約を解約する場合、乙はフリーレント期間分の賃料相当額を違約金として甲へ支払うものとする。この違約金は、別項目で短期解約違約金の定めがある場合には、それとは別に支払うものとする。			

※ 太枠にご記入下さい

賃貸人(甲)と賃借人(乙)は、左記欄の貸室(以下「本貸室」といいます。)の賃貸借について、次の通り本契約を締結し、その証として本契約書を2通作成し、甲乙双方は各条項を熟読し承の上これに署名捺印をし、各々1通を保有します。

11条(使用目的)

乙は本貸室の居住者を別紙賃貸保証委託契約書記載者及び入居申込書記載者のみに限定し居住のみを目的として使用しなければなりません。

12条(契約期間)

本契約の契約期間は左記欄記載の通りとし、甲および乙は協議の上、本契約を更新することができます。

13条(賃料、共益費等)

1. 賃料および共益費(以下「賃料等」とします)は、左記欄記載の通りとし、支払義務は左記欄の契約期間の開始日から発生します。
2. 乙の賃料等の支払いは甲の指定する集金代行会社である丙の指定する口座振替によって行います。但し、銀行自動引落開始前、または乙が法人の場合には、甲が指定する口座へ振り込むものとします。
3. 乙の賃料等の支払は前家賃払制と定め、当月分の家賃支払は前月の26日を期日とし同期日までに甲が指定する銀行口座に入金するものとします。但し、乙が法人の場合は賃料等の支払期日は前月末日までとします。

賃料等の振込口座

4. 乙が甲に対し賃料等の預金口座振替または銀行振込をする場合には、その手数料については乙の負担とします。
5. 乙が甲に対し賃料等の銀行振込をする場合には、銀行収納印押印済振込票等をもって領収したものとし、甲は領収書を発行しないものとします。
6. 1ヶ月に満たない月の賃料等はその月の日数によって日割計算とします。
7. 第2項の賃料等の入金日は、入金があった日として甲の通帳に記載された日とします。

14条(賃料等の改定)

甲は、契約期間中であっても、本契約の賃料等が、本貸室にかかる公租公課、住宅の敷地に係る地代、住宅に係る維持管理費、諸物価の変動、近隣との比較等から、甲が本契約の賃料等が不相応となったものと判断したときは賃料等を改定することができるものとします。

15条(諸経費の負担)

本貸室内で乙が使用した電気・ガス・水道・電話等の諸料金、町会費、その他乙の生活から生じる一切の費用は乙の負担とし、本貸室明渡し時にはそれらの全てを精算してから退去しなければなりません。

16条(遅延損害金)

乙が賃料等の支払、その他本契約に基づく債務の履行を遅延した場合は、年14.6%(1万円当たり1日4円)の割合で日割

計算した遅延損害金を支払わなければなりません。

17条(連帯保証人)

1. 乙は本契約を締結するにあたり、甲が適当であると認める連帯保証人を付することを契約成立の条件とします。
2. 連帯保証人(以下「丙」とします)は、契約時賃料の12か月分相当を限度として、本契約から生じる乙の一切の債務について乙と連帯して履行する義務を負います。
3. 丙は、合意更新・法定更新にかかわらず本契約が存続する限り、本契約から生じる乙の一切の債務について、乙と連帯して履行する義務を負います。
4. 丙は、本契約が終了し乙が本貸室を明渡し甲に対する債務を完済するまで、乙と連帯してその履行義務を負います。
5. 本契約に基づく乙の債務が条件変更により加重された場合、丙の負担も当然に加重されるものとします。
6. 丙の本契約締結時の住所・電話番号・職業等に変更があった場合には、乙は甲に対し速やかに通知しなければなりません。
7. 丙が死亡その他の理由で欠けた場合、および丙について不適当と認められる事情が生じ甲がその変更を要求した場合には、乙は甲が適当であると認める新たな連帯保証人を直ちに付さなければなりません。
8. 乙が前項の規定を履行できない場合には、本契約は終了します。
9. 丙が、甲に対し、身分証明書を持示して、賃料その他の本契約に基づいて乙が負担する債務についての不履行の有無及びその額に関する情報の提供を求めたときは、甲は、甲の指定する方法により、当該情報を提供するものとし、乙はこれに異議を述べません。

18条(連帯保証人への契約解除権等の委任)

1. 乙が次の各号のいずれかに該当した場合に限り、乙は本契約の解除権および本貸室内の乙の所有あるいは保管にかかる物品等の処分権を丙に授与するものとし、本契約をもって予め各処理手続きの一切を丙に委任するものとします。なおこの場合において丙は本貸室内の残置物等の搬出および明渡し精算手続きを乙の代理人として履行するものとし、乙は丙が行った行為に対して一切の異議を申し立てないものとします。
 - (1) 乙が賃料等の支払いを2ヶ月以上滞り、または度々遅延し、丙が乙に代わって2ヶ月分以上の賃料等の支払義務を負ったとき。
 - (2) 乙が甲への届け出をせずして所在不明のまま30日以上経過したとき。
 - (3) 乙が死亡または破産その他の事由により本契約の履行が困難な状況に陥ったとき。
2. 乙は本契約が存続する限り、前項の委任を解約することはできません。

19条(緊急連絡先兼身元引受人)

1. 乙は本契約を締結するにあたり、甲が適当であると認める緊急連絡先兼身元引受人を付することを契約成立の条件とします。

2. 緊急連絡先兼身元引受人は本契約中において、乙に精神的な不安定な状態が生じ、本契約の履行が困難となった場合、

乙の身元を速やかに引き受ける義務を負います。

3. 緊急連絡先兼身元引受人は、合意更新・法定更新に係らず本契約が存続する限り、本契約中において、乙に精神的な不安定な状態が生じ、本契約の履行が困難となった場合、乙の身元を速やかに引き受ける義務を負います。
4. 緊急連絡先兼身元引受人は、本契約が終了し乙が本貸室を明渡しを完了するまで、前項の義務を負います。
5. 緊急連絡先兼身元引受人の本契約締結時の住所・電話番号・職業等に変更があった場合には、乙は甲に対し速やかに通知しなければなりません。
6. 緊急連絡先兼身元引受人が死亡その他の理由で欠けた場合、または緊急連絡先兼身元引受人について不適当と認められる事情が生じ甲がその変更を要求した場合には、乙は甲が適当であると認める新たな緊急連絡先兼身元引受人を直ちに付さなければなりません。
7. 丙と緊急連絡先兼身元引受人は同一人であっても何ら問題ないものとします。但し、丙が保証会社である場合を除きます。
8. 乙が6項の規定を履行できない場合には、本契約は終了します。

10条(譲渡・転貸・民泊運営(利用)の禁止)

乙は甲の書面による承諾を得ることなく、本貸室の全部または一部につき、賃借権を譲渡すること、担保に提供すること、転貸すること、民泊運営(利用)すること、または本貸室内に第三者(乙及び別紙保証委託契約書記載者以外の者をいう。)を同居させることはできません。

11条(増改築・改造等の禁止)

乙は甲の書面による承諾を得ることなく、本貸室及び本貸室の属する建物全体(以下「本件建物」とします)の増築、改築、移転、改造、模様替え、敷地内への工作物の設置を行ってはなりません。また甲の書面による承諾を得た場合でも明渡しの際は自費をもって原状に復するものとします。

12条(管理注意義務)

乙は本貸室及び本件建物に関し、善良なる管理者の注意をもって使用するものとします。

13条(禁止・制限・遵守事項)

1. 乙は、本貸室の全部または一部について、賃借権の譲渡・転貸または使用貸借等をなして第三者に使用させてはなりません。
2. 乙は、本貸室の使用にあたり次に掲げる行為をしてはなりません。
 - (1) 銃砲、刀剣類、爆発性・発火性を有する危険な物品、有毒物質等の製造または保管。
 - (2) 暴力団組織への加入、暴力団関係者を出入りさせること、宗教団体への強制勧誘活動、違法な販売活動。
 - (3) 排水管に、排水管を腐食させ、または詰まらせる恐れのある物質を流すこと。
 - (4) 大音量・高音を発するテレビ・ラジオ・ステレオの操作又は視聴、楽器の演奏・麻雀の遊戯等。
 - (5) 猛獣、毒蛇等明らかに近隣に迷惑を及ぼす恐れのある動物の飼育または一時的な持ち込み。
 - (6) 騒音、悪臭の発生その他環境、公衆衛生を害する行為。
 - (7) 錠、錠の改変または追加等により、本貸室の管理業務に支障を及ぼす行為。
 - (8) 本貸室を売春または賭博等の場所に提供する行為。
 - (9) 本貸室を麻薬、覚醒剤等違法薬物の製造・使用等の法令に違反する行為。
 - (10) 前各号の他公序良俗に反する行為、本貸室及び本件建物に損害を与える行為並びに法律に反する行為。

整理番号 1150

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

<p>支出年月日</p>	<p>6年 /月 26日</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">他</p>	<p>支出額</p>	<p>百万 千 円</p> <p>162891</p> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>
--------------	--	------------	---

<p>使 途</p>	<p style="font-size: large;">事務所賃借料 (1,2,3月分)</p>
------------	---

領収書等貼付欄

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

$60,330 \times 0.9 \times 3ヶ月 = 162,891$

※ 領収書

※ 領収書

(別紙に)

ご利用明細票

いつも足利銀行をご利用いただき
まことにありがとうございます。

お取引日	お取引店番	機番
06-01-26	0411	002
お取引種別	お引出し	
お取引金額	お取引手数料	取引通番
¥60,000	0129	0099
残高		
お取引時刻	説明コード	カード入金取引番号
13:02		

ご利用手数料 ¥330

お受取人

ご依頼人
イツカトシロコ様
0495212542

すること。

※領収書等には、①年月日、②
④発行者、⑤宛名が記載され
※按分した場合は、積算方法を示

印刷税申告納
付に付き郵官
事務報告書

足利銀行 •このご利用明細票は必ずお持ち帰りください。

整理番号 -

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

ご利用明細票

いつも足利銀行をご利用いただき
まことにありがとうございます。

お取引日	お取引店番	種番
06-02-28	0400	001
お取引 種別	お引出し	
お取引金額	お取引口座	お取引通帳
¥60,000	0129	0180
お取引時刻	お取引時刻	カード入金取引番号
16:44		

ご利用手数料 ¥330

お受取人

ご依頼人
イツカトシヒコ様
0495212542



お取引日	お取引店番	種番
06-02-28	0400	001
お取引 種別	お引出し	
お取引金額	お取引口座	お取引通帳
¥60,000	0129	0180
お取引時刻	お取引時刻	カード入金取引番号
16:44		

足利銀行 ●このご利用明細票は必ずお持ち帰りください。

ご利用明細票

いつも足利銀行をご利用いただき
まことにありがとうございます。

お取引日	お取引店番	種番
06-03-28	0400	001
お取引 種別	お引出し	
お取引金額	お取引口座	お取引通帳
¥60,000	0129	0156
お取引時刻	お取引時刻	カード入金取引番号
15:15		

ご利用手数料 ¥330

お受取人

ご依頼人
イツカトシヒコ様
0495212542



お取引日	お取引店番	種番
06-03-28	0400	001
お取引 種別	お引出し	
お取引金額	お取引口座	お取引通帳
¥60,000	0129	0156
お取引時刻	お取引時刻	カード入金取引番号
15:15		

足利銀行 ●このご利用明細票は必ずお持ち帰りください。

事業用建物賃貸借契約書（更新）

貸主 XXXXXXXXXX（以下「甲」という。）と借主 飯塚 俊彦（以下「乙」という。）と
 連帯保証人 XXXXXXXXXX（以下「丙」という。）とは、事業用建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）に付帯する「事業用建物賃
 貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

※以下の□欄に×印をつけた記載内容が本契約に該当する内容です。×印のない□欄または抹消された部分は本契約に関係のな
 いことを示します。

(1) 賃貸借の目的物の表示等	名 称	小島南事務所			
	所 在 地	(登記簿) 本庄市小島南二丁目1976番地7	家 屋 号	1976番7	
		(住居表示) 本庄市小島南二丁目4番24号			
	種 類	事務所			
	構 造	コンクリートブロック造 陸屋根 平家建			
	面 積	専 有	59.62m ² (約51.4坪)	その他使用可能な面積	敷地面積 約280 m ²
物件の所有者		(住所) XXXXXXXXXX	(氏名)	XXXXXXXXXX	
(2) 賃貸借条件	使用目的	<input checked="" type="checkbox"/> 店舗(その種類:) <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他()			
	賃 料	(月額) 60,000円(税込) (消費税)	管 理 費	(月額) 円 (消費税) 円込	
	敷 金	(賃料のヶ月分) 円	共 益 費	(月額) 円 (消費税) 円込	
	保 証 金	円 (3.3m ² 当たり) 円	看板使用料等 雑 費	(月額) 円 (消費税) 円込	
	敷金・保証金の返還時期	本物件明渡し後 日以内	更 新 料	新賃料の1ヶ月分	
	保 証 金 の 償 却	<input type="checkbox"/> 建物明渡し時に %		<input type="checkbox"/> 契約更新時毎に %	
		(金額) 円 (消費税) 円込	(金額) 円 (消費税) 円込		
	<input type="checkbox"/> その他 (償却分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)				
	礼 金	(賃料のヶ月分) 円 (消費税) 円込	付 属 施 設 料	(月額) 円 (消費税) 円込	
	火災等保険料	実費			
契 約 期 間	令和3年4月11日から令和6年4月10日迄の3年間				
借 主 の 解 約 権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から、3ヶ月の経過をもって発生する。				
賃料・管理・共益費 及び・雑費・付属 施設料の支払方法 並びに支払期限	持 参 払	持 参 先	(住所) (氏名)		
	振 込 先	XXXXXXXXXX 銀行 XXXXXXXXXX 支店	振込金額合計 (振込料は乙の負担とする。)		
	口座 No.	XXXXXXXXXX	金60,000円		
(フリガナ)		XXXXXXXXXX			
口座名義人		XXXXXXXXXX			
翌月分を毎月末日迄前払(翌月前払)。 但し、振込の場合は、末日迄に入金が確認できるものとする。					

(3)その他	付 属 施 設						
	貸 与 する 鍵一覽	正面玄関	No.	個	No.		
		東側出入口	No.	個			
						合計	個
鍵の引渡し並びに物件の引渡し日 平成28年 4 月 吉日							

(特約事項)

1. 本契約を解除する場合は、3ヶ月前に甲に通知し、乙が設置した構築物・付属物を全て撤去し契約以前の状況に戻し明渡す。
2. 本契約を更新する場合は、更新料は新家賃の1ヶ月分とする。更新事務手数料は賃料の0.5ヶ月とする。

本契約書2通を作成し、甲および乙は署名押印し各1通ずつ保有する。なお、媒介業者は、その写しを保管する。

令和 3 年 4 月 10 日

	貸 主 ・ 甲	借 主 ・ 乙
(フリガナ) 住 所 電 話 番 号	〒 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	〒 367-0062 埼玉県本庄市小島南2-4-7 TEL/FAX 0495-21-2542
(フリガナ) 氏 名	[REDACTED]	飯 塚 俊 彦

(フリガナ) 連帯保証人・丙	〒 (住所) (氏名) 印 (電話番号)	〒 (住所) (氏名) 印 (電話番号)
-------------------	-------------------------------	-------------------------------

媒 介 業 者		媒 介 業 者	
免 許 番 号	埼玉県知事免許 (11) 第8961号	免 許 番 号	
所 在 地	本庄市銀座二丁目10番9号	所 在 地	
商 号	有限会社 鈴木不動産	商 号	
代 表 者	代表取締役 鈴木 純	代 表 者	印
電 話	0495-21-1155	電 話	
F A X	0495-22-6304	F A X	

宅地建物取引士 (自署押印)		宅地建物取引士 (自署押印)	
登 録 番 号	[REDACTED] 号	登 録 番 号	() 第 号
氏 名	[REDACTED]	氏 名	印

整理番号 170

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	6 年 1 月 28 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">16</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;">200</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		16	200
百万	千	円							
	16	200							

使途	<p>駐車場賃借料(3台分)</p> <p>令和6年2月分) $18,000 \times 0.9 = 16,200$</p>	
----	---	--

領収書等貼付欄
埼玉県議会自由民主党議員団

領 収 証

No. _____

小川 たいし事務所 様

2024年1月28日

★18,000-

但 2月分

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

※領収書(④)は、①発行名、②宛名が記載されていること、③金額が記載されていること、④年月日、⑤住所、⑥電話番号、⑦印が記載されていること、⑧領収書に添付されている領収書控えが記載されていること、⑨領収書に添付されている領収書控えが記載されていること、⑩領収書に添付されている領収書控えが記載されていること、⑪領収書に添付されている領収書控えが記載されていること、⑫領収書に添付されている領収書控えが記載されていること、⑬領収書に添付されている領収書控えが記載されていること、⑭領収書に添付されている領収書控えが記載されていること、⑮領収書に添付されている領収書控えが記載されていること、⑯領収書に添付されている領収書控えが記載されていること、⑰領収書に添付されている領収書控えが記載されていること、⑱領収書に添付されている領収書控えが記載されていること、⑲領収書に添付されている領収書控えが記載されていること、⑳領収書に添付されている領収書控えが記載されていること、㉑領収書に添付されている領収書控えが記載されていること、㉒領収書に添付されている領収書控えが記載されていること、㉓領収書に添付されている領収書控えが記載されていること、㉔領収書に添付されている領収書控えが記載されていること、㉕領収書に添付されている領収書控えが記載されていること、㉖領収書に添付されている領収書控えが記載されていること、㉗領収書に添付されている領収書控えが記載されていること、㉘領収書に添付されている領収書控えが記載されていること、㉙領収書に添付されている領収書控えが記載されていること、㉚領収書に添付されている領収書控えが記載されていること、㉛領収書に添付されている領収書控えが記載されていること、㉜領収書に添付されている領収書控えが記載されていること、㉝領収書に添付されている領収書控えが記載されていること、㉞領収書に添付されている領収書控えが記載されていること、㉟領収書に添付されている領収書控えが記載されていること、㊱領収書に添付されている領収書控えが記載されていること、㊲領収書に添付されている領収書控えが記載されていること、㊳領収書に添付されている領収書控えが記載されていること、㊴領収書に添付されている領収書控えが記載されていること、㊵領収書に添付されている領収書控えが記載されていること、㊶領収書に添付されている領収書控えが記載されていること、㊷領収書に添付されている領収書控えが記載されていること、㊸領収書に添付されている領収書控えが記載されていること、㊹領収書に添付されている領収書控えが記載されていること、㊺領収書に添付されている領収書控えが記載されていること、㊻領収書に添付されている領収書控えが記載されていること、㊼領収書に添付されている領収書控えが記載されていること、㊽領収書に添付されている領収書控えが記載されていること、㊾領収書に添付されている領収書控えが記載されていること、㊿領収書に添付されている領収書控えが記載されていること、

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

駐車場賃貸借契約書

貸主 [] を甲、借主小川ただし事務所を乙として甲、乙は標記記載の土地（以下本件土地という。）について駐車場の賃貸借に関し、本日下記の通り合意したので賃貸借契約を締結する。

1. 標記

賃貸借方式	駐 車 場 賃 貸 借		
土地の表示	所 在 地	埼玉県坂戸市八幡 1-3-3	地 目 雑種地
	地番・地積	埼玉県坂戸市八幡 1-3-3	
賃 料 等	賃 料	月額 1 区画につき 6,000 円	
	保 証 金		

第 1 条 甲は、標記記載の土地（以下本件土地という）を駐車場として賃貸し、乙はこれを賃する。

第 2 条 乙は、本件土地を乙、又は乙への来客のための駐車場の目的にのみ使用し、その他の利用に供してはならない。

第 3 条 賃料は、標記記載のものとし乙は甲に対し毎月末日に翌月分の賃料を甲の指定する銀行口座に振込むものとする。振込手数料は乙の負担とする。

2 契約の始期、及び終期において1ヶ月に満たない端数の期間を生じた場合のその月の賃料は1ヶ月を30日として日割り計算による。

3 賃料の改定は契約日より1年を経過する毎に法令の制定改廃、経済情勢の変動、租税公課等の増加、付近の土地価格、又は土地の賃料の著しい変動、その他の事情により第1項に基づき決定した賃借料の増額が必要となった場合には甲、乙協議の上これを決定する。

[甲の支払い条件]

毎月末の日曜日に翌月の使用料を現金にて持参する

第 4 条 賃貸借期間は、契約日より1年間とする。但し、期間満了3ヶ月前までに当事者いずれかから書面による解約の意思表示をしないときは、本契約は自動的に1年間延長するものとし、以後期間満了になった場合も同様とする。

第 5 条 乙は、その責任において駐車場を管理し事由の如何を問わず事故（対人、対物を問わない）に基づく責任の一切を負担する。

第 6 条 甲、又は甲の使用人は、防犯、防火等、駐車場の管理保全のために必要のあるときはいつでも駐車場内に立ち入り必要な措置を講ずることができるものとする。

2 前項の場合に乙は、甲の措置に協力しなければならない。

第 7 条 乙は、次の各号に掲げる行為をすることができない。

1 本件土地の賃借権を第三者に譲渡、又は転貸すること。

2 本件土地に建物を建築すること、その他本件土地の現状に変更を加えること。

第 8 条 甲は、乙が本契約の各条項に違反したときは、何らの催告を要しないで直ちに本契約を解除することができる。

第 9 条 本契約が終了したときは、乙は直ちに自動車を移動し、かつ残留品を収去し、本件土地を原状に復して甲に返還するものとし、乙は甲に対し契約の翌日から原状回復の完了に至るまで返還が遅れた場合は当時の賃料の 3 倍に相当する損害金を支払う。尚、甲は乙の残留物の処分をすることができる。

第 10 条 甲は、本件土地の公租公課を負担し、本件土地を使用するために必要な諸手続費用、農地転用・地目変更の土地造成費用、その他土地開発にかかる費用、維持管理に伴う費用は乙の負担とするものとする。

第 11 条 本契約が解除された場合、乙は立退料その他の名目の如何を問わず金品の支払を一切甲に対して請求しない。

令和 4 年 7 月 15 日

以上のとおり、契約が成立したので本契約書 2 通を作成して、各々 1 通を所持する。

貸 主(甲)

借 主(乙) 小川直志事務所

埼玉県坂戸市八幡 1-1-2

整理番号

1198-1

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
-------------------------------------	---

支出年月日	06年01月29日
支出額	百万 千 64000円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 $80,000 \times 0.8 = 64,000$)
使途	2月分事務所賃借料
支出先	██████████

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



建物賃借契約書 (事業用)

頭書

(1) 賃借の目的物

名称	森田賃貸事務所 1階 N03号室
所在地 (住居表示)	埼玉県東3丁目1番18号
構造・規模	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺き平家建て
用途	事務所 (賃貸事務所)
契約面積	1階部分 31.77㎡
公営水道メーター (専用)、東京電カメーター (専用)、公共下水メーター (専用)、冷暖房機、駐車スペース (2台分)	
電気給湯かし器 1個	

(2) 使用目的

事務所として使用する。以下余白

(3) 契約期間

始期	令和4年7月1日 から	3 年 0 月間
終期	令和7年6月30日 まで	

賃主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額 80,000円 (税込) 面積 80,000円・税率 %
共益費 (管理費)	月額 0円 (内消費税等 円・税率 %)
保証金 (敷金)	80,000円 賃料1ヶ月分
保証金 (敷金) の償却・取引	敷金の償却、取引はありません。
家賃保険	40,000円 3年加入
礼金	0円
賃料等の支払方法	支払時期 翌月分を 毎月27日までに支払う
支払先	振込先 振込先 振込先
	振込先 振込先 振込先
	振込先 振込先 振込先
	振込先 振込先 振込先
家賃保険は借主が借主負担にします。上記の40,000円は目安としてください。以下余白	

198-2

(5) 貸主

貸主 氏名 [] 電話 []

住所 []

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者 住所 氏名 []

(6) 連帯保証の程度額

程度額 [] 円

(7) 家賃債務保証業者

家賃債務保証業者 前号または名称 [] 電話 []

所在地 []

家賃債務保証業者登録制度登録番号 [] 国土交通大臣 第 [] 号

(8) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有・ 無)

更新料の金額 [] 円

更新料のヶ月分 [] 円

契約更新時の更新料はないものとします。但し、契約更新時に更新料の書類作成費、他、事務手数料として貸主、借主はそれぞれ仲介者に1ヶ月分の賃料の4分の1づつを支払うものとする。以下余白

特約事項

1. 本物件の敷金は退去時、建主業者によるハウスクリーニングの工事費用に充当させていただきます。
ハウスクリーニングにあたり業者からの見積提示後クリーニング工事に取引掛かります。
クリーニング工賃が敷金より少ない場合は敷金の返還を返還し、敷金を超えるクリーニング工賃費用の場合は差額の工事費用を請求します。また、退去時室内外で補修工事等が必要と認められた場合、敷金を充当させていただきます。
2. 既存のエアコンや照明器具、造作等は届引きでの買取りに付き入居後の修理、メンテナンス等は借主の費用負担にて行なうものとします。
3. 不動産賃貸保証料のうち、第5条(共益費) はその定めにかかわらず抹消します。以下余白

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人等 (記) 各押印の上、各自その1通を添着する。

令和 4 年 7 月 12 日

貸主 (住所) []

(氏名) [] (電話番号) []

借主 (住所) []

(氏名) [] (電話番号) []

連帯保証人 (住所) []

(氏名) [] (電話番号) []

(程度額) [] 円

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第7条に定められている書面を添着しています)

整理番号 199

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	0 6 年 0 1 月 2 9 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">352</td> </tr> </table>	百万	千	円						352
百万	千	円										
		352										
使 途	<p>2月分事務所賃借料の振込手数料</p> <p style="text-align: center;">$440 \times 0.8 = 352$</p> <p style="text-align: center;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</p>											

領収書等貼付欄

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと

※ 領収書を貼るスペースが足りない(別紙にも整理番号(枝番)を付す

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号		
0017		*****		
取扱店	お取引日	時刻		
38042	06-01-29	16:32		
お取引内容	お取引金額(円)	手数料		
振込	¥80,000	¥440		
お取引後の残高(円)		おつり		

お取引現金内訳		(認) 証		
(1万円)	(5千円)	(1千円)		
円	円	円		

お振込明細またはご案内 電信

の受取人 XXXXXXXXXX

登録番号 0002

サイタマケンキ カイキ イン ナカヤツキ シ様

電話番号 048-541-8110

取扱番号 500004

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

⑤埼玉県議会自由民主党議員団 中屋敦慎一

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

174

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合 (例: 電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】 6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	6年 1月 29日						
支出額	<table border="1"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9900</td> <td></td> </tr> </table> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法 $11.000 \times 0.9 = 9.900$)</p>	百万	千	円		9900	
百万	千	円					
	9900						
使途	事務所ガードシステム費 (令和6年2月度分)						
支出先	総合警備保障株式会社 埼玉西支社						

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



整理番号

174 - 2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

ご案内

小川 ただし事務所 小川 直志 御中

毎度ありがとうございます。つきましてはご指定口座以下の通りご請求申し上げますので、振替期日までにご指定口座よりお振替させていただきます。振替期日までにご指定口座残高のご確認をお願い申し上げます。

お振替日 2024年 01月 29日

登録番号 13010401016070

請求書番号: 20231204024750

1 / 1

請求書作成年月日 2023年 12月 04日

〒359-0037 埼玉県所沢市くすのき台1丁目

総合警備保障株式会社

埼玉西支社



前回ご請求額	ご入金額	今回ご請求額	ご請求額合計
*****	*****	*****	*****

件名・品名/備考	数量	単位	単価	金額(税抜)	消費税等	合計(税込)
001 2024.02月度 A.I.S.O.R.カーポートシステム料金 小川 ただし事務所				10,000	10%	
(消費税 10% 計)				10,000	1,000	11,000
今回ご請求金額				10,000	1,000	11,000

お支払方法(ご指定の口座よりお振替させていただきます)

整理番号			3	8
------	--	--	---	---

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費 2：グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3：広聴費 4：要請・陳情等活動費 5：広報費
	【経常的経費】 6：人件費 ⑦：事務所費 8：事務費
	9：資料購入・作成費 10：交通費

支出年月日	6年 1月 29日 及び2月26日,3月27日	支出額	百万 千 円 3 1 3 0 5 6
-------	----------------------------	-----	---

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	事務所賃貸料 令和6年1,2,3月分 $390000 \times 0.8 + 1,320 \times 0.80 = 313,056$
-----	---

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

	家賃	振込手数料	
1月分	130000 円 × 0.8 +	440 円 × 0.8 =	104352 円 1月29日 振込
2月分	130000 円 × 0.8 +	440 円 × 0.8 =	104352 円 2月26日 振込
3月分	130000 円 × 0.8 +	440 円 × 0.8 =	104352 円 3月27日 振込
	合計		313056 円

政務活動に使用する割合が8/10以上であるため按分した額とする

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

別紙明細

埼玉県議会 自由民主党議員団 木下博信

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

領収書貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		***
取扱店	お取引日	時刻
10405	06-01-29	13:04
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥130,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税 認 証
お振込明細またはご案内		電信
お取引人		
登録番号 0003		
サイタマケンキ"カイ キノツタ ヒロノフ"様		
電話番号 048-924-8011		印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済
取扱番号 300038		

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		***
取扱店	お取引日	時刻
10402	06-02-26	13:17
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥130,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税 認 証
お振込明細またはご案内		電信
お取引人		
登録番号 0003		
サイタマケンキ"カイ キノツタ ヒロノフ"様		
電話番号 048-924-8011		印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済
取扱番号 400055		

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		***
取扱店	お取引日	時刻
10405	06-03-27	17:50
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥130,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		印紙税 認 証
お振込明細またはご案内		電信
お取引人		
登録番号 0003		
サイタマケンキ"カイ キノツタ ヒロノフ"様		
電話番号 048-924-8011		印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済
取扱番号 600011		

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

事務所用建物賃貸借契約書

貸主(甲)



借主(乙) 木下博信

事務所用建物賃貸借契約書

(1) 賃貸借の目的物件

建物名称・所在地等	名 称		[redacted]家建物を事務所として賃貸借		
	所 在 地		〒340-0017 草加市吉町5丁目9番52号		
建て方	一戸建	構 造	木 造		工事完了年
			二 階 建 て		平成12年完了 以後大規模修繕等なし
	間 取 り		1 階 2LDK	2 階 3K納戸付	
	面 積		135,22㎡	(それ以外にバルコニーあり)	
住戸部分	設 備 等	トイレ		有 り	特記事項なし
		浴 室		有 り	
洗面台		有 り			
洗濯機		有 り			
給湯設備		有 り			
ガスコンロ		有 り			
冷暖房設備		有 り			
備え付け照明設備		有 り			
鍵		3 個			
使用可能電気容量		50 アンペア			
ガ ス		都市ガスあり			
上 下 水 道		公共上下水道・浄化槽あり			
付属施設	駐 車 場		含 む		
	バイク置場		含 む		
	自転車置場		含 む		
	物 置		含 む		
	庭		含 む		

(2) 契約期間

始 期	平成29年4月22日から	2 年 間
終 期	平成31年4月30日まで	

(3) 賃料等

賃 料	月額 130,000円	当月分を先月末までに銀行口座から振替払いとする。 振り込み手数料は、乙の負担とする
敷 金	な し	

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主 [REDACTED] (以下「甲」という) 及び借主 木下博信 (以下「乙」という) は、頭書 (1) に記載する物件 (以下「本物件」という。) の事業に供することを目的とする賃貸借契約を以下の通り締結する。

(契約の期間)

第2条 契約の期間及び本物件の引き渡し時期は頭書 (2) 記載の通りとする。

2 甲及び乙は、双方異議ない場合は本契約を更新することができる。以後その例による。

(賃 料)

第3条 乙は、頭書 (3) の記載の通り賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各項のいずれかに該当する場合は協議の上賃料を改定することができる。

- 一 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地または建物の価額の上昇または低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合

3 1か月に満たない期間の賃料は、当該月実日数を日割り計算した額とする。

(敷金の省略)

第4条 乙は、本契約から生ずる債務の担保として必要な敷金についてはこれを省略することができる。

(反社会的勢力の排除)

第5条 甲及び乙は、反社会的勢力に関わる全ての事項を排除する。

(禁止または制限される行為)

第6条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡し、または転貸してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築・改築・改造もしくは模様替えなど工作物の設置をしてはならない。

3 乙は、本物件の仕様に当たり、前項の工作物の設置を行う場合は、甲に通知し承諾を得なければならない。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合は、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催促したにも拘らず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

- 一 (3) 頭書に掲げる賃料の支払い義務
- 二 本契約の各号に掲げる確約に反する事実が判明した場合

(契約の消滅)

第8条 本契約は、天災・地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(明け渡し)

第9条 乙は、本契約が終了する日までに(第7条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては直ちに)本物件を明け渡さなければならない。

2 乙は、前項の明け渡し日を事前に甲に通知しなければならない。

3 本契約が継続している途中に於いて解約する場合は、3か月前に甲に通知しなければならない。

(明け渡し時の原状回復)

第10条 乙は、通常の仕様に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければならない。

(連帯保証人)

第11条 連帯保証人(以下「丙」という。)は、乙と連帯して本契約から生ずる乙の債務を負担するものとする。

(協議)

第12条 甲及び乙は、本契約に定めがない事項及び本契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

平成29年4月21日

(甲) 住 所
氏 名

[Redacted]



(乙) 住 所
氏 名

[Redacted]
木下博信



(丙) 住 所
氏 名

[Redacted]



整理番号			7	6
------	--	--	---	---

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
------------------------------	--

支出年月日	〇 6 年 〇 2 月 〇 2 8 日 <small style="margin-left: 100px;">1 29</small> <small style="margin-left: 100px;">3 28</small>	支出額	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〇</td> <td style="text-align: center;">45</td> <td style="text-align: center;">090</td> </tr> </table> ※政務活動費を充当した金額を記載	百万	千	円	〇	45	090
百万	千	円							
〇	45	090							

使 途	事務所 駐車場代 $16,700 \times 0.9 = 15,030 \times 3ヶ月$
-----	---

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

口座名義 松井 弘

06-01-29	振替	*16,700	RKS(カツミカイツ)
06-02-28	振替	*16,700	RKS(カツミカイツ)
06-03-28	振替	*16,700	RKS(カツミカイツ) [振込手数料]

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

自動車保管場所（車庫）賃貸借契約書

名称	芳野本町駐車場		駐車位置	番	台数	1台
所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目1368-1、1369-1					
賃料	金	16,500	円也	内消費税	1,500	円
敷金	金		円也	保証金		円
契約車	車種	社用車	色	登録番号		
契約期間	2020年11月12日		から	2022年11月11日		迄

賃貸人 [] を甲とし、賃借人 松井弘政務活動事務所 を乙とする。

甲と乙とは上記表示物件を下記の条項で賃貸借契約を締結する。

- 第1条 賃料の支払は、毎月28日に翌月分を自動振替（集金代行）とし、その振替手数料一口座につき200円は乙の負担とする。尚、甲は支払いの請求書及び領収証を発行しない。賃貸借期間が1ヶ月に満たない場合は、当月の日数で日割り計算とする。
賃料の集金業務については、かつみ開発株式会社（かつみ不動産グループ会社）にて行うものとする。
- 第2条 更新時については、甲乙協議の上、契約の更新をすることができる。更新時の更新料は乙負担とする。乙は更新事務手数料として、更新時に新賃料の 1ヶ月分（税別）を甲の委任した業者に支払うものとする。尚、甲が委任した業者はかつみ不動産株式会社とする。
本契約の更新の手続きは、総てかつみ不動産株式会社を窓口とし、期間満了1ヶ月前迄に行うものとする。
又、賃料の増額の必要が生じた時は、甲乙協議の上、増額する事ができる。
- 第3条 乙が次の場合の一つに該当した時は、甲は催告をしないで直ちに本契約を解除することができる。
一、賃料の支払いを1ヶ月以上遅滞した時。
二、賃料の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における甲乙間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。
三、本契約書第2条に定める更新手続きをしなかった時。
四、本契約書第12条に定める管理規則に違反した時。
五、本契約書の記載事項に虚偽の事実が発覚した時。
六、その他本契約に違反した時。
尚、上記の事由により本契約が解除された場合には乙は解除された当月分の賃料は支払うものとする。
- 第4条 乙又はその代理人、使用人、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由によって保管場所（車庫）又はその施設及び保管場所（車庫）の他の自動車に損害を与えた時は、乙は速やかにその損害を賠償するものとする。
- 第5条 甲は、保管場所（車庫）に在る乙の自動車について、発生した天災、火災、盗難等による損害についての責任を負わないものとする。
- 第6条 甲乙は壹ヶ月前の予告をもって本契約を解約することができるものとする。但し乙は予告に代え壹ヶ月分の賃料相当額を甲に支払って即時に解約することができるものとする。
乙が解約する場合は解約届に記名押印の上、甲又は甲の指定する者に届出するものとする。
尚、契約期間満了において解約する場合も、契約期間満了日の壹ヶ月前までに届出すること。
退車後も届出がない場合には賃料は支払う事とする。
又、部屋に付随している駐車場は、部屋を解約と同時に契約は終了となる。
- 第7条 駐車台数は駐車位置番号一つに付契約車1台とする。又、契約車は乗用車に限るものとする。
尚、乙が契約車を変更した場合甲に申し出て許可をもらい自動車の登録番号・車種及び色を連絡することとする。
- 第8条 乙は甲より駐車位置の変更を求められた場合にはこれに従うものとする。
- 第9条 本契約に基づく賃料、その他諸費用については、乙は施行されている税法に基づき消費税等を加算して甲に支払うものとする。尚、税法が改訂された場合には、改訂された月の賃料より適用する。
- 第10条 乙は礼金を本契約締結と同時に甲に支払う。
- 第11条 乙は 敷金 を本契約締結と同時に甲へ支払う。又、敷金 に利息をつけない。
敷金 返金については本契約が終了した時に返還するが、延滞賃料又は第4条による損害賠償金がある場合はこれを差し引いてその残額を返還する。
- 第12条 本契約に基づく返金分についての振込手数料は乙負担とする。

更新契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という) 及び賃借人 松井弘政務活動事務所
 (以下「乙」という) は、後記物件目録記載の駐車場 (以下、「本件駐車場」という。) の更新に関し、
 次のとおり合意した。

名称	芳野本町駐車場	駐車位置	[REDACTED] 番
所在地	埼玉県朝霞市本町2丁目1368-1、1369-1		
契約期間	2022年11月12日 から 2024年11月11日迄の 2 年間とする。		
賃料	金 16,500 円也 (内消費税 金 1,500 円也)		
更新料	新賃料の 1 ヶ月分 乙は甲に支払うものとします。	更新手数料	新賃料の 1 ヶ月分 乙は甲の委任した業者(かつみ不動産㈱)に支払う。
敷金	金 円也 を既に預託済みである。		
保証金	金 円也 を既に預託済みである。		

原契約以降、契約内容に変更があった場合にはそれを優先する。

契約車の変更なし 契約車の変更あり (契約車の変更有無に☑を入れて下さい)

	メーカー	車種	色	車両番号
契約車	社用車			

上記以外については、原契約の定めによるものとし、本書を式通作成し、甲乙記名押印の上、各巻通を保有する。

2022年 9 月 29 日

賃貸人	住所	[REDACTED]		
	氏名	[REDACTED]		
賃借人	住所	朝霞市本町3-4-17		
	氏名	松井弘政務活動事務所		
	TEL	048-483-4256	携帯TEL	
	勤務先			
	勤務先住所			
	勤務先TEL			
緊急時連絡先	住所	[REDACTED]		
	氏名	松井弘	借主との関係	本人
	自宅TEL	[REDACTED]	携帯TEL	[REDACTED]
	勤務先			
	勤務先住所			
	勤務先TEL			

<仲介業者>

埼玉県朝霞市西原2丁目9番1号
 かつみ不動産株式会社 代表取締役 橋本 克 [REDACTED]
 免許証番号 埼玉県知事 (8) 第 13750 [REDACTED]
 宅地建物取引士 [REDACTED] 印
 登録番号 [REDACTED] 号

第13条 (管理規則)

- 一、乙は保管場所(車庫)内に契約車両を適正に駐車させなければならない。
- 二、乙は保管場所(車庫)を転貸してはならない。
- 三、乙はいかなる理由を問わず保管場所(車庫)に仮設建物、バイク、自転車、物置、自動車用部品、或いは荷物等を置いてはならない。使用場所は常に清掃に気をつけて使用する事。(缶・ゴミ等を捨てない事)
- 四、乙は保管場所(車庫)において近所の迷惑となる行為をしてはならない。特に空ぶかし、アイドリング継続或いはクラクションを鳴らすことにより騒音をたててはならない。
- 五、乙は保管場所(車庫)に駐車していた車両が盗難、破損等の被害をうけない様、注意をしなければならない。
- 六、契約台数以上の駐車をしてはならない。
- 七、自動車検査切れの車両については駐車してはならない。

第14条 (反社会的勢力の排除)

- 一、甲及び乙はそれぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員・準構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。
 - (2) 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させこの契約を締結するものでないこと。
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為又は、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為をしないこと。
- 二、乙は、本物件の使用に当たり、本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより付近の住民に不安を覚えさせる行為を行ってはならない。
- 三、甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本物件を解除することができる。
 - (1) 反社会的勢力の排除に関する各条項に反する事実が判明したとき。
 - (2) 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。

上記のとおり契約が成立しましたので、本契約書式通を作成し、甲乙記名押印の上、各巻通を所持する。

2020年 10月 22日

賃貸人 (甲) 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted]

賃借人 (乙) 住所 朝霞市本町3-4-17

氏名 松井弘政務活動事務所 TEL 048-483-4256

勤務先名 TEL

勤務先住所

緊急時連絡先 住所 [Redacted]

緊急時連絡先 氏名 松井弘 TEL [Redacted]

仲介者 朝霞市西原2丁目9番1号 TEL 048-473-0011
 かつみ不動産株式会社 代表取締役 橋本 克己
 免許証番号 埼玉県知事 (8) 第 13750 号
 登録番号 [Redacted]
 宅地建物取引士 [Redacted]

整理番号 149

政務活動費 領収書等貼付用紙

ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	6 年 12 月 29 日	支出額	<table border="1" style="font-size: x-small;"> <tr><td>百万</td><td>千</td><td>円</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</td><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</td><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5000</td></tr> </table>	百万	千	円	1	3	5000
百万	千	円							
1	3	5000							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>宮寺事務所家賃として(令和6年2月、3月、4月分まとめて)</p> <p>家賃1か月50000×0.9=45000(×3か月分)</p>
-----	---

政務活動に使用する割合が9/10以上である為

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。 **埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号
0017		****
取扱店	お取引日	時刻
49742	06-01-29	13:32
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥50,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) (500円) (100円) (50円) (10円) (5円) (1円) (0円)		

お振込明細またはご案内

お取引後

登録番号 0005

マツモトヨシアキセイムカット"ウツ"ムソコ様

電話番号 [REDACTED]

取扱番号 290001

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

※印紙税を納付しない場合は※印で消してあります。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。 **埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号
0017		****
取扱店	お取引日	時刻
49702	06-02-29	14:23
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥50,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) (500円) (100円) (50円) (10円) (5円) (1円) (0円)		

お振込明細またはご案内

お取引後

登録番号 0005

マツモトヨシアキセイムカット"ウツ"ムソコ様

電話番号 [REDACTED]

取扱番号 290003

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

※印紙税を納付しない場合は※印で消してあります。 →

いこと。りない掛を付すこ

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 149 - 1

キャッシュサービスご利用明細

号には、枝番を記入すること。

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
49742	06-03-29	13:39
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥50,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		認証
円 円 円		円

お振込明細またはご案内 電信

お受取人

登録番号 0005

マツモトヨシアキセイムカット"ウツ"ムシヨ様

電話番号 [REDACTED]

取扱番号 290001

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で済みます。 →

店舗賃貸借契約書

貸貸人 [redacted] と賃借人 松本義明 との間に、次のとおり店舗賃貸借契約を締結します。

第一条 貸貸人はその所有する次に表記の店舗を賃貸し、賃借人はこれを賃借することを約します。

店舗の所在場所 阿五果介町中宮寺七七

構造 木造 二階建のうち一階

床面積 六五五 平方メートル (阿五果介町中宮寺七七)

第二条 賃借借の期間は 令和五年 六月 一日 から 令和九年 五月 三十一 日 までの 四年間とします。

第三条 賃料は毎月金 五万 円也とし、賃借人は毎月 月末 日までに 翌 月 分を賃貸人の住所に持参して支払うものとします。ただし、その賃料が経済事情の暴動、公租公課の増額、近隣の家賃との比較等により不相当となつたときは、賃貸人は、契約期間中であつても、賃料の増額の請求をすることができないものとします。

第四条 賃貸人は地主として金 [redacted] 円也を賃借人から申し受けらるものとします。

第五条 賃借人は本件店舗において 商業以外 の営業を営んでほならないものとします。ただし、賃貸人と賃借人の合意が成立した場合はこの限りではありません。

第六条 賃借人は本件店舗を使用の目的に応じて建物の模様替えをすることができます。ただし、本件建物の柱、屋根、土台、壁等の主要部分に変更を加ふる場合は一箇前を添付した変更申請書を賃貸人に提出し、あらかじめ賃貸人の書面による承諾を得なければならぬものとします。

第七条 賃借人が次の場合のいづれに該当したときは、賃貸人は、催告をしないで直ちに本契約を解除することができます。

- 一、賃料が五分以上賃料の支払いを怠つたとき。
- 二、賃料の支払いを怠つたばら延滞し、その遅延が本契約における賃貸人と賃借人との間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。
- 三、本件店舗の一部または全部につき、書面に賃貸人の書面による承諾を受けないで、賃借権の譲渡、転賃またはこれらに準する行為をしたとき。
- 四、その他本契約に違反したとき。

第八条 賃貸人は本件店舗に関する公租公課を負担し、賃借人はガス、水道、ガス等の使用料を負担します。

第九条 賃借人または賃借人の承継人が本件店舗の明け渡しをするときは、賃借借成立当時の原状に復したうえで、賃貸人の立会を求め、本件店舗の引渡しをすするものとします。

第十条 連帯保証人 [redacted] は、賃料の支払い等本契約に基づく賃借人の一切の債務について保証し、賃借人と連帯して履行の責を負うものとします。

第十一条 この契約に関する紛争については、賃貸人の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに各当事者は合意しました。

第十二条 (備考事項)

右のとおり契約が成立しましたので、本契約書 二通を作成し、各自署名押印のうえ、各一通を所持します。

令和五年五月二十日

賃貸人 住所 [redacted]

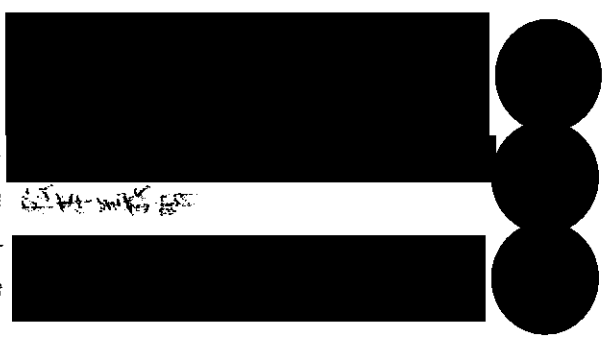
氏名 [redacted]

賃借人 住所 [redacted]

氏名 松本義明

連帯保証人 住所 [redacted]

氏名 [redacted]



整理番号 150

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	6 年 2 月 29 日	支出額	<table border="1" style="border-collapse: collapse; margin: auto;"> <tr><td style="width: 20px;">百万</td><td style="width: 20px;">千</td><td style="width: 20px;">円</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; text-align: center;">2</td><td style="border: 1px solid black; text-align: center;">4</td><td style="border: 1px solid black; text-align: center;">4</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; text-align: center;">1</td><td style="border: 1px solid black; text-align: center;">7</td><td style="border: 1px solid black; text-align: center;">7</td></tr> </table>	百万	千	円	2	4	4	1	7	7
百万	千	円										
2	4	4										
1	7	7										

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途

豊岡事務所家賃として(令和6年2月分、3月分、4年月分まとめて)
 (家賃1か月80000+駐車場1か月10000+振込手数料440) × 90000/91000 = 90436
 90436 × 3か月 = 271308、 271308 × 0.9 = 244177

政務活動に使用する割合が9/10以上である為

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。 **埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	****
取扱店	お取引日	時刻	
49742	06-01-29	13:31	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥91,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****		*****	
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		G 認証	

お振込明細またはご案内 電信

お受取人

登録番号 0004

マツモトヨウアセイムカット"ウツ"ムシヨ様

電話番号

取扱番号 400076

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

いこと。
!りない場
を付すこ

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。 **埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	****
取扱店	お取引日	時刻	
49702	06-02-29	14:22	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥91,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****		*****	
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		G 認証	

お振込明細またはご案内 電信

お受取人

登録番号 0004

マツモトヨウアセイムカット"ウツ"ムシヨ様

電話番号

取扱番号 300456

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 1 5 0 - 1

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

※号には、枝番を記入すること。

振込金額91000円の内、1000円は水道料金
(水道料金は事務費で計上)

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
49742	06-03-29	13:38	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥91,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		印紙税	認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	千円	千円	円

お振込明細またはご案内 電信

お受取人

登録番号 0004

マツモトヨツアキセイムカット"クツ"ムソヨ様

電話番号 [REDACTED]

取扱番号 300524

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で用いております。 →

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 松本 義明 (以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	長谷部様扇台貸事務所 1階		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県入間市扇台二丁目1番21号		
		(登記簿) 埼玉県入間市扇台二丁目754番地22		
	構 造	木・鉄骨造/スレート葺/3階建の1階部分		
	種 類	居宅・店舗	新築年月	平成15年3月6日
	面 積	1階38.29㎡のうち36㎡		
附 属 施 設	無し			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所

頭書(3) 契約期間

2023(令和5)年 6月 1日 から 2026(令和8)年 5月31日までの3年間	
目的物件の引渡し時期	2023(令和5)年 6月 1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 80,000円 (別途消費税相当額 込み 円)	管理・ 共益費	月額 0 円 (別途消費税相当額 円)
家 財 保険料	必ずご加入下さい	敷 金	160,000円 (賃料2カ月分)
駐車場 2台分	月額 10,000円 (別途消費税相当額 込み 円)	札 金	80,000円 (賃料1カ月分)
水道代	月額 1,000円		
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本 数	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで振込	
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込		
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先	
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	

150-3

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

2023年 5月 27日

甲・貸主	氏名	[Redacted]	TEL	[Redacted]
	住所	[Redacted]		
乙・借主	氏名	松本 義明	TEL	[Redacted]
	住所	[Redacted]		
丙・連帯保証人	氏名		印	TEL
	住所	別紙、連帯保証人引受承諾書に記載		
	極度額			円

	A		B	
宅地建物取引業者	主たる事務所所在地・TEL	埼玉県入間市狭山台1-15-19 04-2934-3581	主たる事務所所在地・TEL	
	商号又は名称	株式会社 狭山台	商号又は名称	
	代表者の氏名	代表取締役 長谷川敏	代表者の氏名	
	免許証番号	埼玉県知事(8)第15603号	免許証番号	大臣知事()第 号
宅地建物取引士	氏名	[Redacted] 印	氏名	
	登録番号	[Redacted] 号	登録番号	() 第 号
	業務に従事する事務所名	株式会社 狭山台商事	業務に従事する事務所名	
	事務所所在地 TEL	埼玉県入間市狭山台1-15-19 04-2934-3581	事務所所在地 TEL	

※印は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号 -1

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合 (例: 電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】 6: 人件費 <input checked="" type="radio"/> 7: 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	<input type="text" value=""/> <input type="text" value="6"/> 年 <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> 月 <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="2"/> 日
支出額	千 <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="7"/> <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="9"/> <input type="text" value="8"/> 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 529,221 × 0.9 = 476,298)
使 途	事務所賃料・駐車場2月～4月分
支出先	<input style="background-color: black; width: 100px; height: 20px;" type="text"/>

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 林 薫(以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	松本ビル		2階	201号室
	所在地	(住居表示) さいたま市南区別所3-3-5 (登記簿)			
	構造	鉄筋コンクリート造・陸屋根・地下1階付3階建			
	種 類	工場・事務所・共同住宅	新築年 月	昭和56年2月	
	面積	2階の一部 約50.89㎡			
附属施設					

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

議員事務所

頭書(3) 契約期間

令和5年6月1日 から 令和8年5月31日まで (3年間)	
目的物件の引渡し時期	令和5年6月1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額152,777円 (消費税10% 13,888円含む)	管理・ 共益費	月額7,130円 (消費税648円)
家財 保険料	円	敷 金	458,331円 (賃料 3ヵ月分)
上下 水道代	月額3,000円 (消費税10% 272円含む)	礼 金	(賃料1ヵ月分) 152,777円 (消費税10% 13,888円含む)
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本 数	本	本
賃料等の支払時期	翌月分を毎月末日まで		
賃料等 の支払 方法	☑振 込	XXXXXXXXXX	

76-3

駐車場使用契約書

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という。)と借主 林 薫(以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	さいたま市南区別所3-3-5		
	名称	松本駐車場	指定場所	[REDACTED]

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式		登録番号	
---------	--	------	--

頭書(3) 契約期間

契約期間	令和5年6月1日から令和8年5月31日までの3年間		
目的物件の引渡し時期	令和5年6月1日		

頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額16,500円(消費税10% 1,500円含む)		
敷金	金 円		
支払期限: 毎月末日までに 翌月分 を支払う			
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振込	[REDACTED]	

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]

管理業者	商号又は名称	[REDACTED]
所在地	[REDACTED]	TEL [REDACTED]
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号		国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士:登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

整理番号 1 2 4

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	6 年 5 月 28 日	支出額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; border: 1px solid black;">2</td> <td style="text-align: center; border: 1px solid black;">70</td> <td style="text-align: center; border: 1px solid black;">594</td> </tr> </table>	百万	千	円	2	70	594
百万	千	円							
2	70	594							

※政務活動費を充当した金額を記載

使途	<p>事務所賃貸料 3ヵ月 (29・28・28)</p>	政務活動に使用する割合が9/10以上であるため
----	----------------------------------	-------------------------

領収書等貼付欄

横川 雅也 $100220 \times 3 \text{ヵ月} \times \frac{9}{10} = 270,594$
 (220A 振込手数料)

23	06-01-29	送金	*100,22	
○他店支払いの小切手等でご入金の場合は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。 お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。 ○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について 【項目名】お支払金額・お預り金額・差引残高 ・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。 ・その他の預金の場合は、円単位となります。				
18	06-02-28	送金	*100,22	
	06-03-28	送金	*100,22	

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

事務所賃貸借契約書

賃貸人 XXXXXXXXXX (以下、「甲」という。)と賃借人 横川 雅也 (以下、「乙」という。)は、甲の所有する別紙目録記載の建物(以下、「本件建物」という)の賃貸借に関し、次の通り契約する。

第1条 甲は、乙に対し、本件建物を次条以下の条件で賃貸し、乙はこれを賃借する。

第2条 乙は、本件建物を事務所として使用し、その他の目的に使用しないものとする。

2 乙は、本件建物を現状のまま使用するものとし、事前に甲の書面による承諾を得た場合を除き、本件建物に造作の設置・模様替えその他の工作を加えてはならない。

3 乙が前項に基づき造作の設置・模様替えその他の工作を施した場合には、乙は、賃貸借終了の時点において、自己の費用をもって本件建物を原状に復しなければならない。

第3条 契約期間は、令和3年8月1日から令和6年7月31日までの3年間とする。

第4条 賃料は月額10万円とし、毎月25日までにその翌月分を甲の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。

第5条 甲または乙は、物価、公租公課、近隣建物質料の変動により賃料が不相当となったときは、賃料の増減を請求することができる。

第6条 乙は、第4条の賃料の他に、電気・水道・ガス料金その他本件建物の使用に際して発生する諸経費を自己の負担で支払わなければならない。

第7条 乙は、本契約締結と同時に、甲に対し、敷金として金20万円を預託しなければならない。

2 乙は、本件建物を明渡すまでの間、敷金を持って賃料その他の債務と相殺することはできない。

第8条 乙は、本件建物を第2条に定めた目的以外の使用に供し、賃借権を譲渡もしくは本件建物を第三者に転貸し、または第三者の使用に供してはならない。

第9条 甲は、本件建物の維持保全に必要な修繕を行う義務を負う。

2 乙は、建具、造作、給排水設備、照明器具、壁等、日常の使用によって損耗する部分につき修理費用を負担する。

3 費用の負担につき疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定する。

第10条 甲は、乙に次の各号の一に該当する事由が発生したときは、何らの催告なしに、本契約を解除することができる。

①賃料の支払いを2か月以上怠ったとき

②第8条に違反したとき

③その他本契約の条項に違反し、当事者間の信用を著しく害したとき

第11条 本契約が終了したときは、乙は直ちに本件建物を原状に復した上で甲に明け渡す。

2 本契約の終了に際し、乙は、甲に対し、移転料、立退料、その他これに類するいかなる金銭も請求しない。

第12条 乙は、乙の活動に関して本件建物に立ち入った者の故意または過失によって甲に損害を与えたときは、その損害の全額を甲に対して賠償しなければならない。

第13条 乙が契約期間中に本契約を解除しようとするときは、乙はその2か月前までに甲に対してその通知を行うものとする。

第14条

本契約に定めのない事項が生じたとき、又はこの契約条件の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

124-4

振込口座

金融機関名:

普通預金:

口座名義人:

以上、本契約成立の証として、本書を二通作成し、甲乙署名押印のうえ、それぞれ一通を保管する。

令和3年 8月 1日

貸貸人(甲) 住所

氏名

貸借人(乙) 住所

氏名 横川 雅也

124-5

別紙

本件事務所表示

所在	埼玉県東松山市箭弓町2-12-13
家屋番号	5582-2-2
構造	木造、亜鉛メッキ鋼板葺、平屋建
床面	83.01平方メートル

賃貸人

賃借人

横川 雅也

整理番号

--	--	--	--

 - /

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

<p>支出年月日</p>	<p><table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td> </td><td>6</td><td>年</td><td> </td><td>3</td><td>月</td><td> </td><td>28</td><td>日</td></tr></table> 1月29日 2月28日</p>		6	年		3	月		28	日	<p>支出額</p>	<p><table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td>2</td><td>5</td><td>3</td><td>3</td><td>4</td><td>1</td><td> </td><td> </td></tr></table> 百万 千 円 ※政務活動費を充当した金額を記載</p>											2	5	3	3	4	1		
	6	年		3	月		28	日																						
	2	5	3	3	4	1																								

<p>使途</p>	<p>事務所賃料(2ヶ月)3ヶ月分 賃料(93830円) + 手数料(330円) = 93830円 $93830円 \times 3ヶ月 = 281,490$ (政務活動に使用する割合が 9/10 以上であるため) $281,490 \times \frac{9}{10} = 253,341$</p>
-----------	--

<p>領収書等貼付欄</p>	<p>埼玉県議会自由民主党議員団</p>
<p>※ 別紙</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 20px auto; padding: 5px;"> <p>別紙明細</p> </div> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">(振込手数料)</p>	
<p>※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)</p>	
<p>※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。</p>	

処理番号 11111-2

徴収簿付欄 義 額額額額額 被管管管管管
埼玉県協会自由民主党議員団

店番 口座番号

渡辺隆一郎政務活動事務所 様

埼玉りそな銀行

普通預金通帳

③ 事務所賃料

摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
06-01-29 .振替	*93,830	RKS(タカチシ)ウ	
06-02-28 .振替	*93,830	RKS(タカチシ)ウ	

← 2月分

← 3月分

摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
06-03-28 .振替	*93,830	RKS(タカチシ)ウ	

← 4月分

整理番号 [] / [] / [] - [3]

61-1.事業用建物／普通賃貸借契約【連帯保証人型】

建物賃貸借契約書（事業用）

前書

(1) 賃貸借の目的物

名称	シオン店舗1階 102号室		
所在地(住居表示)	埼玉県白岡市新白岡4丁目8番地4		
構造・規模	軽鉄骨造陸屋根3階建て		
用途	事務所		
契約面積	1 階部分	38	m ²

(2) 使用目的

政務活動

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023年7月1日	から	8年0月間
終期	2026年6月30日	まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額	93,500 円	(内消費税等	8,500 円	・ 税率 10 %)
共益費(管理費)	月額	円	(内消費税等	円	・ 税率 %)
保証金(敷金)		187,000 円	賃料の	ヶ月相当額	
保証金(敷金)の償却・敷引					
テナント総合保険	22,500 円	仲介手数料	93,500 円		
礼金	93,500 円				
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を 毎月 28 日までに支払う。			
		<input type="checkbox"/> 振込 <input checked="" type="checkbox"/> 口座振替			
		振込先金融機関名・支店名		口座種別	普通
		口座番号		口座名義人・フリガナ	
	振込手数料負担者	借主	持参先		

(5) 貸主

貸主	氏名		電話	
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

管理番号 1111-4

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,366,000 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/>	円
--------	---	---

特約条項

- 消費税率が改正された場合、課税対象項目に付加される消費税は借主に通知することなく変更するものとする。
 - 本契約において、田中三郎を連帯保証人とする。
 - 更新時、借主は更新料として新賃料の1ヶ月分を貸主に支払うこととする。
 - 口座振替開始までの間、または振替されなかった場合には、当社指定口座へ振込みにて支払うものとする。
 - 口座振替または振込による手数料は、乙の負担とする。なお、振替されなかった場合でも振替手数料は乙の負担とする。
 - 本契約並びに契約更新の際にも、住宅総合保険(借家人賠償責任保険)へ加入することとします。借主負担。
 - 既存の流し台は残置物の為、故障した場合の撤去・処分費用は貸主が負担し、修理及び新規取付費用は借主が負担することとする。
 - 退去時のハウスクリーニング費用及び原状回復費用は、借主の負担とする。
 - 退去時は床、天井、クロスの張り替えを借主の負担にて行うものとする。
- 以下余白

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

2023年 7月 日

貸主 住所 [Redacted]
 代理人有限会社田口住 [Redacted]
 氏名 [Redacted] 前 電話番号 [Redacted]

借主 住所 [Redacted]
 氏名 渡辺 聡一郎 電話番号 [Redacted]

連帯保証人 住所 [Redacted]
 氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]
 極度額 3,366,000 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士 (この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている誓いを兼ねています)

取引態様 <input checked="" type="checkbox"/> 媒介 ・ <input type="checkbox"/> 代理	取引態様 <input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input type="checkbox"/> 代理
免許証番号 埼玉県知事(12)第 87 [Redacted] 号	免許証番号 第 [Redacted] 号
事務所所在地 埼玉県白岡市小久喜119 [Redacted]	事務所所在地 [Redacted]
商号 有限会社 田口住宅 [Redacted]	商号 [Redacted]
代表者等 吉岡 由隆	代表者等 [Redacted]
登録番号 宅地建物取引士 [Redacted]	登録番号 第 [Redacted] 号
宅地建物取引士 [Redacted]	宅地建物取引士 [Redacted]


整理番号				
	1	3	7	

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦ 事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td></td><td>6</td><td>年</td><td></td><td>1</td><td>月</td><td></td><td>2</td><td>9</td><td>日</td> </tr> </table> 2月28日・3月28日		6	年		1	月		2	9	日													
	6	年		1	月		2	9	日															
支出額	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">百万</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">千</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td></td><td>3</td><td></td><td>3</td><td></td><td>6</td><td></td><td>0</td><td></td><td>0</td><td></td><td>0</td><td>円</td> </tr> </table> ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 140,000 円×3ヶ月× 80% = 336,000 円)	百万		千									3		3		6		0		0		0	円
百万		千																						
	3		3		6		0		0		0	円												
使 途	事務所賃料 (1,2,3 月分)																							
支 出 先	荻プランニング																							

上記のとおり支出しました。	
支出者名	埼玉県議会自由民主党議員団
	印 

貸店舗賃貸借契約書

貸主



(以下甲という)と

借主 立石泰広

(以下乙という)と 連帯保証人



(以下丙という)とは、下記条項に

基づき店舗賃貸借契約を締結した。

第1条 【物件の表示】

甲はその所有する下記建物（以下本件建物という）の一部である下記表示部分を（以下賃貸借物件という）を乙に賃貸することを約し乙はこれを承諾した。

所在地	埼玉県川口市西川口6丁目4番13号
名称	第一ドリームハイツ
構造	鉄骨造・3階建 陸屋根
賃貸面積	総面積938.19㎡の内1階 101号 店舗面積 約50.48㎡(15.27坪)

第2条 【使用目的】

賃借人は、賃貸借物件を（事務所）の目的にのみ使用し、その他の目的に使用してはならない。

第3条 【賃貸借期間】

賃貸借期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日迄の満3ヶ年間とする。

第4条 【賃貸借期間中の解約】

賃貸借期間中に本契約を解約しようとする場合には、賃貸人は6ヶ月前、賃借人は3ヶ月前迄に相手方に対し書面によりその予告をしなければならない。但し、賃借人は、予告を変えて、3ヶ月分の賃借料相当額を支払い、即時解約することができる。

第5条 【賃料、共益費、及び賃料、共益費の改定】

賃貸借の賃料は、月額金140,000円也（-----）、共益費は、月額金-----円（消費税含む）とし賃借人は毎月末日までに翌月分を、賃貸人若しくはその指定人に支払うか、或いはその指定口座に振り込むものとする。その場合、振込手数料は賃借人が負担するものとする。但し、1ヶ月に満たない賃料は、その月の日数によって日割り計算とする。

- 前項の賃料は、物価の変動、土地、建物に対する公租公課、その他経費の増加、近隣土地建物賃料の変動、その他経済事情の変動に基づく事情により、当該賃料が不相当と認められるに至ったときは、賃貸人及び賃借人の協議の上、これを改定することができる。

第6条 【付加使用料】

賃借人の賃貸借物件使用に関連して生ずる賃貸借物件内の冷暖房費、及び電気、ガス、水道料などの費用（付加使用料）は、一切賃借人の負担とする。

第7条 【禁止事項】

賃借人は次の行為をしてはならない。

1. 賃借権の譲渡（担保提供その他これに準ずる場合を含む）及び賃借物件の転貸（共同使用その他これに準ずる場合を含む）
2. 賃借物件の用途変更
3. 名義の如何を問わず事実上第三者の使用に供する事。
4. 爆発物、発火の恐れのある物等の危険物、不潔、悪臭、その他、他人の迷惑となる物品の持ち込み。

第8条 【原状変更】

賃借人が、賃借物件に造作、設備の新設、除去、変更、その他原状を変更しようとするときは、賃貸人に対し、予めその設計図を呈示して、承諾書を得なければ着手できないものとし、それに要する費用は一切賃借人の負担とする。

第9条 【賃借人の代表者及び業種変更】

賃借人は、その代表者（取締役、支店長、その他名称の如何を問わず賃貸借物件の使用責任者）に変更があったときや、営業種目業態を変更しようとするときは、速やかにその旨を賃貸人に通知して、その承諾書を得なければならない。

第10条 【損害賠償】

賃借人又はその代理人、使用人、工事請負人、その他関係者の故意又は過失によって、賃貸人又は他の賃借人若しくは第三者に損害を与えた場合は、賃借人が一切の賠償をしなければならない。

第11条 【免責事項】

地震、火災、水害等の災害、盗難その他賃貸人の責に帰することのできない事由によって賃借人が蒙った損害に対しては、賃貸人は一切その責を負わないものとする。

第12条 【建物の管理】

賃貸人又はその使用人は、建物保全、衛生、防犯、防火、救護その他建物の管理上必要あるときは、予め賃借人に通知した上で、賃貸借物件に立ち入り、これを点検し、適宜の措置を講ずる事ができる。但し、非常の場合など、賃貸人が予めこの旨を賃借人に通知できないときは、事後速やかに賃借人に報告するものとする。

2. 前項の場合、賃借人は賃貸人の措置に対し協力しなければならない。

第13条 【借主の管理義務】

乙は本物件の善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
乙は、特に本物件の火災防止に留意するものとする。

第14条 【敷金】

本契約に基づく債務の履行を担保するため、賃借人は敷金として金230,000円也を本契約と同時に賃貸人に預け入れるものとする。但し、賃貸人はこれに対し利息を付さない。

2. 賃借人は賃貸借期間中は、敷金を以て賃料その他本契約に基づく債務の弁済に充当することができない。
3. 敷金は本契約が終了し、賃借人が賃貸借物件を完全に明け渡し、且つ賃貸人に対する一切の債務を賃借人が完済した3ヶ月後、若しくは賃貸人が新たに賃貸して、保証金、又は敷金等の預託を受けたときの何れか早い時点で、賃借人に対して返還するものとする。
4. 賃借人は敷金に関する債権を第三者に譲渡し、又は債務の担保の用に供してはならない。

第15条 【賃貸借契約の消滅】

天災地変その他不可抗力により、建物の全部又は一部が滅失若しくは破損して、賃貸借物件の使用が不可能になった場合は、本契約は当然終了するものとする。

2. 前項の場合、賃貸人は未返還の敷金を賃借人に返還する。

第16条 【貸主の解除権】

賃借人が次の場合の何れか1つに該当するときは賃貸人は何らの催告無しに、本契約を解除する事ができるものとし、この場合賃貸人が損害を蒙ったときは、賃借人に対してその損害の賠償を請求する事ができる。

1. 賃料その他債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
2. 賃貸借物件を無断で第2条の目的以外に使用したとき。
3. 第7条の規定に違反したとき。
4. 他の賃借人の占有使用に著しい妨害を与えたとき。
5. 本契約又はこれに付随して締結した契約の各条項の1つに違反したとき。
6. 仮差押、仮処分、強制執行、破産、会社整理、会社更正、解散若しくは死亡、禁治産の宣告などがあったとき。
7. 著しく信用を失墜する事実があったとき。
8. 賃借人又はその使用人の故意又は過失により、賃貸借物件を著しく棄損し、又は賃貸借物件内で火災を発生せしめたとき。

第17条 【看板その他】

本物件建物外部に取り付ける看板、並びに1階入口共用付近の造作、置き看板などは、建物の品位を保ち、且つ全賃借人の公平を図るため、賃貸人の指定する場所以外は掲示することができない。又指定の場所といえども、その工事に要する費用は賃借人の負担とする。

第18条 【設備などの負担】

賃借人の営業種目、業態により、消防法並びに、その他の法の定めにより生ずる設備などは、全て賃借人の負担とする。

第19条 【造作買取請求権等】

賃借人は、賃貸借物件の明け渡しに際し、その事由名目の如何にかかわらず、諸造作及び設備について支出した必要費、有益費の償還請求、又は移転料、立退料権利金など、一切の請求はもちろん、賃貸借物件に自己の費用を以て施設した諸造作、設備などの買い取りを賃貸人に請求することができない。

第20条 【原状回復義務等】

本契約終了と同時に賃借人は賃貸借物件内に設置した造作、その他の設備及び賃借人所有の物件を自己の費用を以て収去し、原状に復してこれを賃貸人に明渡すものとする。この場合において、賃借人が速やかに原状回復の処置を執らなかつたときは、賃貸人は賃借人の費用負担において原状回復の処置を執ることができるものとし、賃借人はこれに対し、一切異議を申し立てないものとする。但し、原状回復の程度に就いては賃貸人が決定できるものとし、内装部分が残った場合も、賃借人は賃貸人に対し、一切の買い取り請求はできないものとする。

2. 本契約が終了し、賃借人が賃貸借物件を明渡した後に、賃貸借物件内に残置した賃借人の所有物があるときは、賃貸人は任意にこれを処分することができる。
3. 本契約終了と同時に、賃借人が賃貸借物件を明渡さないときは、賃貸人は本契約終了の翌日から明渡し完了に至る迄の賃料、及び付加使用料相当額の損害金を支払うはもちろん、そのため賃貸人が特別の損害を蒙ったときは、その損害をも賠償しなければならない。

第21条 【契約の更新】

本契約の更新は、本契約期間満了の6ヶ月前（賃貸人）、3ヶ月前（賃借人）迄に双方から解約の申し出が無い限り、賃貸人及び賃借人協議の上、期間満了の1ヶ月前までに契約更新を完了させるものとする。その際、賃料及び共益費の改定は賃貸人、賃借人双方協議の上、決定するものとする。

第22条 【協議事項】

本契約に定めのない事項、並びに契約条項の解釈に疑義が生じたときは、賃貸人及び賃借人は誠意をもって協議し、その解決に当たるものとする。

第23条 【連帯保証人】

連帯保証人は本契約に基づき、賃借人の負担する一切の債務履行に関し、賃借人と連帯してその責に任ずるものとする。但し、連帯保証人がその責に任ぜざるに至ったときは、賃貸人は賃借人に対して連帯保証人に変更、又は追加を求めることができる。

第24条 【付保険】

賃貸人及び賃借人は、火災等の災害に備え、各自所有物件についてその負担において損害保険に加入するものとする。

第25条 【合意管轄】

本契約に関する紛争については、浦和地方裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第26条 【強制執行】

乙は本契約上の金銭債務の履行を成さないときは、強制執行に付する事を認める。

第27条 【修繕及び費用負担】

本契約に関する修繕及び経費については次により各自負担とする。

(甲の負担するもの)

1. 賃貸借物件内を含む本件建物の主要構造部分の維持管理の為の修繕費用。
2. 本件土地建物に対する公租公課
3. 本件建物に関する火災保険料

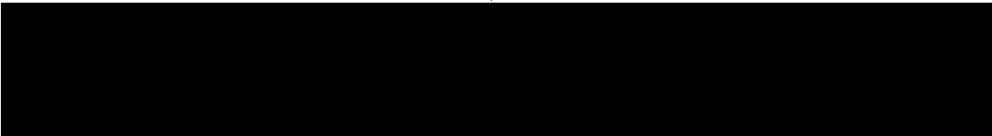
(乙の負担するもの)

1. 賃貸借物件内に乙が設置した設備機器の修繕及び主要構造部分以外の修繕費用
2. 乙が設置した設備機器、什器備品などの保険料
3. 賃貸借物件内の空調、電気工事及び内外装工事、看板工事一式の費用

第28条 【遅延損害金】

乙は本契約上、第5条の家賃、共益費等を支払期日までに全部、又は一部を支払わなかった時は、延滞した家賃等の額に対し支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ、年(365日当たり)14.6%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞損害金を甲に支払わなければならない。

第29条 【特約条項】

1. 本物件建物外壁に看板等を取り付ける場合、甲の承諾を得る事とし、乙はその他の賃借人に迷惑をかける事のない取り付けをする事。
2. ダクト関係の排気は甲の承諾を得た場所に設置する事。
3. 賃料の振込先 
4. 更新契約の際に、乙は更新料として新家賃の1.5ヶ月分を甲に支払う事とする。
5. 当マンション敷地内にて駐車場使用料を賃料に含むものとする。

上記各条項承諾の上、確実に履行する事を誓約し、各自署名捺印して、店舗賃貸借契約証書とする。後日のために、本証書を2通作成し、双方1通ずつ所有するものとする。

令和5年 3月 2日

(甲) 賃貸人

住所

氏名

(乙) 借借人

住所

氏名

立石泰広

TEL

(丙) 連帯保証人

住所

氏名

TEL

仲介業者

埼玉県知事 (13) 第6079号

埼玉県川口市西川口1丁目6番

株式会社 大槻工務店

代表取締役 大槻和彦

TEL 048-256-7311

宅地建物取引士

登録番号

整理番号 1 5 6

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちようふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

支出年月日	6 年 1 月 29 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: x-small;">百万</td> <td style="font-size: x-small;">千</td> <td style="font-size: x-small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">61</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;">200</td> </tr> </table>	百万	千	円		61	200
百万	千	円							
	61	200							

使 途	<p>事務所・駐車場・賃借料</p> <p>令和6年2月分</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="text-align: right; font-size: small;">$68.000 \times 0.9 = 61.200$</p>
-----	---

領収書等貼付欄

逢澤至一郎

埼玉県議会自由民主党議員団

* $69.100 - 1.100 = 68.000$

↳ (自己負担分: 71円100分)

12	06-01-29	家賃	*69,100	家賃等	
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

支出元 6.1.29 カ) タイセイハウジ-

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

更新契約書 (住宅)

賃貸人 [] と 賃借人 逢澤 圭一郎 は、以下の表示物件に関する住宅賃貸借契約(2019年6月1日を始期とする住宅賃貸借契約が、その後の更新・変更を経て現在に至っているもの。以下「原契約」といいます)の契約更新について、以下のとおり合意します。

<物件の表示>

所在地 埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5

名称 加藤コーポラス

部屋番号 0101

第1条 (契約期間及び更新料・更新事務手数料) 更新後の契約期間は、2023年6月1日から、2025年5月31日までの2年0ヶ月間とします。また、賃借人は、以下記載の更新料を賃貸人に、更新事務手数料を賃貸人指定の者に支払うことを承諾します。

更新料	59,000 円 (更新後の家賃の 1 ヶ月分)	更新事務手数料	0 円 (消費税別途)
-----	--------------------------	---------	-------------

第2条 (月払金) 月払金は以下のとおりとします。

	家賃	共益費				月額合計
月払金	59,000 円	3,500 円	円	円	0 円	62,500 円

第3条 (敷金・保証金) 敷金の、①原契約終了時における残存金額、②更新時における賃借人への返還金額(ある場合のみ記載)、③更新時における賃貸人への追加交付金額(ある場合のみ記載)、④更新時における合計預り金額は、それぞれ以下のとおりとします。なお、敷金の返還又は追加交付の方法は、別途賃貸人が指示する方法によるものとします。

	原契約終了時の残存金額	更新時の返還金額	更新時の追加交付金額	更新時の合計預り金額
敷金	59,000 円	0 円	0 円	59,000 円

第4条 (その他) 本更新契約書に定めのない事項については、原契約の定めるところによるものとします。

上記を証するため、本書を作成し、各当事者は署名・捺印の上、各1通を保有します。

2023 年 5 月 2 日

賃貸人 住所 [] 氏名 []

賃貸人 住所 [] 氏名 []

賃借人 住所 [] 氏名 逢澤 圭一郎
自宅電話番号 [] 携帯電話番号 []
勤務先名称 埼玉県議会 勤務先電話番号 048-824-2111

<緊急連絡先> 住所 [] 氏名 [] 続柄 []
自宅電話番号 [] 携帯電話番号 []
勤務先名称 [] 勤務先電話番号 []

入居者の表示 (更新時現在)	氏名	続柄	生年月日	性別	勤務先又は学校名等	連絡先電話番号
		逢澤 圭一郎	本人	1975年9月16日	男	埼玉県議会

更新契約書（駐車場）

賃貸人 [redacted] と、賃借人 逢澤 圭一郎 は、

以下に表示した駐車場に関する自動車駐車場一時使用契約（2019年6月1日 を始期とする自動車駐車場一時使用契約がその後の更新変更を経て現在に至っているもの。以下「原契約」といいます）の契約更新について、以下のとおり合意します。

<本件駐車場の表示>

所在地 埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5
名称 加藤コーポラス 本件駐車区画 [redacted]

第1条（契約期間及び更新料・更新事務手数料） 更新後の契約期間は、2023年6月1日 から、2025年5月31日 までの 2 年 0 ヶ月間とします。また、賃借人は、以下記載の更新料を賃貸人に、更新事務手数料を賃貸人指定の者に支払うことを承諾します。

Table with 2 columns: Item (更新料, 更新事務手数料) and Amount (5,000円, 0円) with details in parentheses.

第2条（月払金） 月払金は以下のとおりとします。

Table with 2 columns: Item (駐車場使用料) and Amount (5,000円).

第3条（敷金）敷金の、①原契約終了時における残存金額、②更新時における賃借人への返還金額（ある場合のみ記載）、③更新時における賃貸人への追加交付金額（ある場合のみ記載）、④更新時における合計預り金額は、それぞれ以下のとおりとします。なお、敷金の返還又は追加交付の方法は、別途賃貸人が指示する方法によるものとします。

Table with 4 columns: Item (敷金), ①原契約終了時の残存金額 (5,000円), ②更新時の返還金額 (0円), ③更新時の追加交付金額 (0円), ④更新時の合計預り金額 (5,000円).

第4条（その他） 本更新契約書に定めのない事項については、原契約の定めるところによるものとします。

2. 賃借人は、本件更新契約に係る諸費用につき別途に消費税（地方消費税含み本書において「消費税等」といいます）が加算されること、及び将来法改正により税率が改定された場合には当該改定後の税率が適用されることを承諾しました。

以上を証するため、本書を作成し、各当事者は署名・捺印の上、各1通を保有します。

2023年5月12日

賃貸人 住所 [redacted] 氏名 [redacted]

賃貸人 住所 [redacted] 氏名 [redacted]

賃借人 住所 [redacted] 氏名 逢澤 圭一郎 自宅電話番号 [redacted] 携帯電話番号 [redacted] 勤務先名称 埼玉県議会 勤務先電話番号 048-828-2111

<緊急連絡先> 住所 [redacted] 氏名 [redacted] 続柄 [redacted] 自宅電話番号 [redacted] 携帯電話番号 [redacted] 勤務先名称 [redacted] 勤務先電話番号 [redacted]


<本件自動車> 車種 軽自動車・小型自動車・普通自動車 登録番号 [redacted] メーカー名 ホンダ 車名 ステップワゴン 色 白

<賃借住宅> 名称 加藤コーポラス 部屋番号 101

タイセイ・リビンググククラブ加入書（会員化施策用）

お申込みプラン	■ 月額 1100 円(税込)	月額 2200 円(税込)
---------	-----------------	---------------

加入月	2023 年	3 月
-----	--------	-----

フリガナ	アイザワ ケイイチロウ
契約者	逢澤 圭一郎
電話番号	


対象物件	加藤コーポラス 0101
物件住所	341-0018 埼玉県三郷市早稲田 2 丁目 8-5

同居家族	
フリガナ	
氏名	
フリガナ	
氏名	
フリガナ	
氏名	
フリガナ	
氏名	

●お問い合わせフリーダイヤル
☎ 0120-365-573

(備考欄・変更内容等)

取り扱い店
株式会社タイセイ・ハウジー
川口 営業所
TEL: 048-498-6161

種別	
----	---

申込区分	□プラン変更 変更開始月 (年 月)	□記載内容変更 変更日 (年 月 日)
------	-------------------------	--------------------------

整理番号 140

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	6 年 11 月 29 日 <small style="margin-left: 100px;">他</small>	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: right;">千</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">240</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">57</td> </tr> </table> <p><small>※政務活動費を充当した金額を記載</small></p>	百万	千	円		240	57
百万	千	円							
	240	57							

使 途	<p style="font-size: 1.2em;">馬主車場代 (R6.1月~3月分)</p>
-----	--

領収書等貼付欄

別紙

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

(7,810 + 更新事務手数料3,300 + 7,810 + 7,810)

× 9/10

政務活動に使用する割合が 9/10 以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
支店	普通		カシマ

入出金明細

照会範囲：2024年01月29日～2024年01月29日 照会件数：4件

2024年01月30日 11時37分08秒時点の情報です。

全件数：4件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
2024年01月29日				
2024年01月29日				
2024年01月29日				
2024年01月29日	11,110円		RKS (ダイワ	

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
			フドウサ	

全件数：4件



入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
■■■■支店	普通	■■■■	カシマサ

入出金明細

照会範囲：2024年02月28日～2024年02月28日 照会件数：1件

2024年03月25日 16時44分31秒時点の情報です。

全件数：1件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
2024年02月28日	7,810円		RKS (ダイワ フドウサ)	■■■■

全件数：1件



入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
支店	普通		タカシ マサオ

入出金明細

照会範囲：2024年03月28日～2024年03月29日 照会件数：1件

2024年03月29日 10時12分07秒時点の情報です。

全件数：1件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
2024年03月28日	7,810円		RKS (ダイワ フドウサ)	

全件数：1件

駐車場賃貸借(更新)契約 覚書

私は、下記物件の原賃貸借契約を本書記載の通りの条件によって更新することに合意致します。

—物件の表示—

契約番号

物件名	中丸駐車場	駐車位置番号	
所在地	埼玉県さいたま市緑区中尾字中丸2179-1		
賃貸人(甲)			
賃借人(乙)	高橋 政雄		
契約期間	2024年2月1日 ~ 2025年1月31日		

—賃料条件—

賃料(月額)	7,700 円(税込)		
敷金	6,000 円		

※消費税率の改定があった場合は、その時点の税率を適用致します。

—車種名他—

車種名	トヨタ ヴェイ	NO.		色	青
-----	---------	-----	--	---	---

上記の通り、賃貸人(甲)と賃借人(乙)間の協議が成立したので、本覚書2通を作成し、各々署名捺印の上各1通を保有するものとする。

尚、本覚書に定めなき事項については原契約の各約定及び特約事項を承継する。

また、原契約に連帯保証人が付されている場合は、原契約書に基づき本契約上の乙の金銭債務、遵守義務、本物件返還義務、修繕義務等、本契約に基づく乙の甲に対する債務につき、乙と連帯して履行の責を負う。又、本契約が終了しようとも、本契約に基づく債務一切を免れることはできない。

西暦2023年 12月 4日

甲代理人	住所	埼玉県さいたま市浦和区高砂1-2-1	
	氏名	株式会社大和不動産	
賃借人(乙)	住所	〒	
	氏名	高橋 政雄 (印)	
	生年月日	1952/01/01	TEL 048-874-8454 携帯電話
	勤務先	埼玉県評議会	勤務先TEL 048-873-4589
緊急連絡先(乙)以外の方	住所	〒336-0932 埼玉県緑区中尾270	
	氏名	高橋 政雄 続柄 高橋 文	
	TEL	携帯電話	
仲介業者	免許番号	埼玉県知事(12)第8048号	
	所在地	埼玉県さいたま市浦和区高砂1-2-1	
		エイペックスタワー浦和中央館202	
	商号	株式会社大和不動産	
	代表者	小山 陽一郎	
	宅地建物取引士	号	

株式会社 大和不動産
さいたま市浦和区高砂1丁目2番1号
TEL: 048-833-0050
FAX: 048-826-5221
更新係

〒 [REDACTED]
高橋 政雄 様

契約更新のご案内

平素は、弊社の管理物件をご利用頂きまして有難うございます。
ご契約頂いております賃貸借契約の契約満了日が近づいてまいりました。
契約更新の条件及び費用につきまして下記のとおりご案内申し上げます。

契約書返送期限 2023年12月31日

物件名	中丸駐車場	部屋番号	[REDACTED]
契約終了日	2024年01月31日	御契約者様	高橋 政雄 様
新契約期間	2024年02月01日 ~ 2025年01月31日		

お引落し費用総額	11,000 円 (新契約開始月の前月引落)
----------	------------------------

ご契約内容

項目	現在の御契約内容		更新後の御契約内容	
	金額	消費税	金額	消費税
駐車料	7,000 円	700 円	7,000 円	700 円

更新費用内訳

項目	税込金額	消費税	摘要
更新料	0 円	0 円	
更新事務手数料	3,300 円	300 円	
合計	3,300 円		

契約手続きの時のご注意事項

- 更新契約覚書を同封させて頂きましたので、ご署名・捺印の上ご返送ください。
- 更新費用は、新契約開始月の前月に賃料等と合わせてご指定の口座より引落させていただきます。
- お部屋の契約の場合、家財保険や家賃保証について各社から更新案内の通知が發送されますので、内容をご確認の上、期日までにお手続きをお済ませください。
- 解約手続きについて
現契約満了にて解約される場合、必ず解約日の1ヶ月以上前までに解約の申入れが必要です。
(期日はお手元の契約書にてご確認ください)
解約日が現契約の契約終了日を過ぎた場合、解約受付日から1ヶ月分の賃料等と更新費用をお支払い頂きますので、予めご了承ください。
尚、お電話での受付は行っておりません。
恐れ入りますが、弊社ホームページより手続きいただきます様、お願い申し上げます。
【 <https://bit.ly/2Bo9NeN> 】

《定休日》毎週水曜日 《営業時間》AM10:00~PM5:30

整理番号 233 - 1

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	6 年 1 月 30 日 <small>他</small>	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: right;">千</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">2</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">9040</td> </tr> </table>	百万	千	円		2	9040
百万	千	円							
	2	9040							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p style="text-align: center;">事務所駐車場代 (R6.2月～R6.4月分)</p> <p style="text-align: center;">12,100円×3か月×8/10=29,040円</p> <p style="text-align: center;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</p>
-----	--

領収書等貼付欄

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。

埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		***
取扱店	お取引日	時刻
50641	06-01-30	09:17
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥12,100	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
万円	千円	円

お振込明細またはご案内

お受取人
埼玉りそな銀行
南越谷支店
普通 1442614
フソカ Interstate (カ様)

ご依頼人
アサイアキラ セイムカット ウツムツヨ様

電話番号 048-962-5777
取扱番号 300002

印紙税申告納付済
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

※領収書
※領収書
(別紙に

すること。

※領収書等には、①年月日、②発行額、③宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 232 - 2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		***	
取扱店	お取引日	時刻	
50641	06-02-29	18:28	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥12,100	¥220	
お取引後の残高(円)		おつり	


お取引現金内訳			
(1万円)		(5千円)	
円		円	
		認証	
お振込明細またはご案内			
お 受 取 人	埼玉りそな銀行		
	南越谷支店		
	普通 1442614		
ご 依 頼 人	アサイアキラ セイムカット"ウツ"ムリヨ様		
	電話番号 048-962-5777		
	取扱番号 290014		
			印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で済みます。 →

整理番号 233 - 3

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		***
取扱店	お取引日	時刻
50641	06-03-29	15:46
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥12,100	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (6千円) (1千円)		認証
円	千円	円

お振込明細またはご案内

お受取人
埼玉りそな銀行
南越谷支店
普通 1442614
フソカエステート(カ様)

お依頼人
アサイアキラ セイムカットウツムツヨ様

電話番号 048-962-5777
取扱番号 290016

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で済みます。 →

駐車場（自動車保管場所）契約書

所在地：越谷市越ヶ谷一丁目4621番3, 4, 5

名称：文化エステート越ヶ谷駐車場 内第 号

車種プレートナンバー スバル サンバー (色 グレー)

賃料：壹ヶ月金12,100円也 (内消費税1,100円)

上記に就き貸主を甲とし借主を乙とし、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する

- 第1条 賃貸借の期間は令和 3年 5月 1日より令和 4年 3月12日迄とする。但し、甲乙の双方どちらからの申し出がない限り、本契約は以後1年毎の自動更新するものとする。
- 第2条 賃料は毎月末日までに、乙は甲方に翌月分を持参、又は指定金融機関に支払うこと（振込手数料は乙の負担とする）。万一壹ヶ月なりとも滞納せる際は権利金敷金の有無にかかわらず、甲は何等の催告を要せずして、本契約を解除し乙は即時明渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転貸は絶対にしてはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等（無断駐車含む）による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えたときは、乙はすみやかに損害を賠償するものとする。
- 第9条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
 - (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
 - ② 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

2 甲及び乙が、次のいずれかに該当した場合には、何らの催告も要せずして、本契約の解除を命じることができる。

- (1)前項の義務に反する事実が判明したとき。
- (2)契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。
- (3)乙が次の行為を行ったとき。

- ①本契約場所を反社会的勢力の活動の拠点に供すること。
- ②本契約場所又は本契約場所の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
- ③本契約場所を反社会的勢力に使用させ、又は反復継続して反社会的勢力に使用させること。

第10条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は各々月前に互に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

特約条項

- ・「自動車保管場所使用承諾証明書」作成時は手数料として金5,500円(内消費税500円)申し受けます。
- ・駐車される車の変更があった場合は、速やかに車検証の写しを車の種類と色も分かるようにして提出すること。
- ・契約時の消費税率は10%として計算し、その後改正があった場合は変更となります。
- ・本契約は、令和3年3月12日に契約した文化エステート越ヶ谷第2駐車場No.2号の移動に伴う契約の為、礼金1ヶ月分を免除するものとする。

受取人 [REDACTED] 普通 No. [REDACTED]
口座名義人 [REDACTED]

上記契約の証として、本契約書を武通作成し甲乙双方署名捺印の上各壹通を所持する。

令和 3年 5月 1日

貸主 (甲) 住所 越谷市南越谷4丁目5番地2
文化エステート株式会社
氏名 代表取締役 中山 寧子
電話 048-985-6134

借主 (乙) 住所 越谷市越ヶ谷1丁目8番6号
氏名 茂井 明
電話 048-962-5227

整理番号 532

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

支出年月日	6 年 1 月 30 日	支出額	<table style="border-collapse: collapse; margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">8396</td> </tr> </table>	百万	千	円	1	9	8396
百万	千	円							
1	9	8396							

使 途

7=事務所費(事務所賃借料) 220,440 × 90% = 198,396
 R6. 2月・3月分
 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

領収書等貼付欄

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、
 お持ち帰りください。



取引銀行	取引店	口座番号
0017	0104	****
取扱店	お取引日	時刻
33942	06-01-30	16:13
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥220,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		硬 貨 認 証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

※ 領収書は、重
 ※ 領収書を貼
 (別紙にも整

お振込明細またはご案内

お受取人

三井住友銀行
 春日部支店
 普通 7128326
 カ) カスカベツツ ヲウタクキョウトウハ様

ご依頼人

ツツトキヒト セイムカット ツツ ムツヨ様

電話番号 048-795-7140
 取扱番号 500014

印紙税申告納付済
 税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 白 土 幸 仁 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	恵ビル 101			区画番号()
	所 在 地	(住居表示) 春日部市中央1-59-4			
		(登記簿) 春日部市中央一丁目59番地4			
	構 造	鉄骨造・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・(2)階建/全(4)戸			
	種 類	事務所	新築年月	昭和62年 12月	
面 積	49㎡				
附 属 施 設		1階事務所前面 1台駐車場			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所

頭書(3) 契約期間

2023年 12月 15日 から 2025年 12月 14日まで
目的物件の引渡し時期 再契約の為該当せず

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額110,000円	管理・共益費	なし
家 財 保 険 料	借主様のご判断でご加入ください。		
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. XXXXXXXXXX	本 数	■ 本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末日まで	
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	XXXXXXXXXX	
	<input type="checkbox"/>	名義人	株式会社 春日部市住宅共同販売センター
	<input type="checkbox"/>		

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅)TEL	
	(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
	(携帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	■■■■■
	住所	■■■■■

管理業者	商号又は名称 (株)春日部市住宅共同販売センター	
所在地	春日部市粕壁5670-2 TEL 048-754-8088	
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣()第 号	
	(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士：登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	■■■■■
		住所	■■■■■
		極度額	金、4,000,000円
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	
		主たる事務所の所在地	
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣()第 号

頭書(8) 更新に関する事項

契約期間は2年間限定のため、更新は不可とする。

頭書(9) 特約事項

<p>1, 乙は現況のまま使用するものとする。後に設置した備品、造作物、私物を含め全てのものを撤去し現況に復して退室すること。又、その際、簡単な清掃をお願いします。</p> <p>2, 本契約期間は2年間とし、更新はできない。但し、甲の承諾がある場合に限り期間を定め再契約ができるものとする。</p> <p>3, 敷地内に自動販売機の設置は認めるが、清掃管理を乙が責任をもって行う事。</p>
--

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

2021年12月15日

甲・貸主	氏名	[Redacted]	TEL
	住所	[Redacted]	
乙・借主	氏名	白土 幸二	TEL 048-795-7146
	住所	春日部市清後西3-4-13	
丙・ 連帯保証人	氏名	[Redacted]	TEL [Redacted]
	住所	[Redacted]	
	極度額	金、4,000,000円	

	A	B	
宅地建物取引業者	主たる事務所 所在地・TEL	埼玉県春日部市粕壁5670-2 048-754-8088	主たる事 務所 所在地・TE
	商号又は名称	株式会社 春日部市住宅共同販売セン [Redacted]	商号又は 名称 Ⓜ
	代表者の氏名	[Redacted]	代表者の 氏名
	免許証番号	埼玉県 知事 [Redacted] 号	免許証番 号 大臣 知事 () 第 号
	免許年月日	[Redacted]	免許年月 年 月 日
宅地建物取引士	氏 名	[Redacted]	氏 Ⓜ
	登録番号	(埼玉) [Redacted] 号	登録番 () 第 号
	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	主たる事務所に同じ	業務に従事す 事務所 名 事務所所 在 地 TEL

※Ⓜは原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号 169

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	^支 6 年 1 月 30 日	支出額	<table border="1" style="font-size: small;"> <tr><td>百万</td><td>千</td><td>円</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; width: 20px;">1</td><td style="border: 1px solid black; width: 20px;">0</td><td style="border: 1px solid black; width: 20px;">4</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; width: 20px;">7</td><td style="border: 1px solid black; width: 20px;">9</td><td style="border: 1px solid black; width: 20px;">6</td></tr> </table>	百万	千	円	1	0	4	7	9	6
百万	千	円										
1	0	4										
7	9	6										

※政務活動費を充当した金額を記載

使途	<p>建物賃借料 (事務所2月分家賃料と駐車場代)</p> <p style="text-align: right;">$116,440 \times 0.9 = 104,796$</p>
----	---

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		***
取扱店	お取引日	時刻
38051	06-01-30	16:23
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥116,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		認
		証

事務所2月分
家賃料
駐車場代
別紙明細

110,000円
6,000円

440円 [振込手数料]

お受取人		電話
ご依頼人	カネコウタセイムカット"ウツ"ムツヨ様	印紙税申告納付につき消和税務書承認済
	電話番号 	
	取扱番号 500006	

しないこと。
が足りない場合は、別紙を使用すること。
(蓋)を付すこと。)

④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

事業用建物賃貸借契約書

貸主



(以下「甲」という)と借主 金子 裕太

以下「乙」という)は、事業用建物賃貸借契約(以下「本契約」という)を、付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で本契約を締結し、乙と保証会社 (以下「丙」という)とは、賃貸保証契約約款の
 おり乙の債務ついて賃貸保証委託契約を締結した。

頭書(1) 賃貸借の目的物の表示等	名 称	大間事務所			1-2 階		
	所 在 地	(登記簿) 鴻巣市大間字原798番地3					
		(住居表示) 埼玉県鴻巣市大間798番地3					
種 類	事務所	家屋番号	798番3				
構 造	軽量鉄骨造					2 階建	
面 積	専有(壁芯)	73.44 m ² (約	22.21 坪)	その他使用可能な面積	m ² (約 坪)		
	バルコニー	m ² (約 坪)					
物件の所有者	(住所)						
	(氏名)						
使用目的	事務所						
頭書(2) 賃 賃 借 条 件	賃 料	月額	110,000 円(うち消費税	10,000 円)	敷 金	(賃料の 1ヵ月分) (金額) 220,000 円	
	管 理 費	月額	円(うち消費税 円)				
	共 益 費	月額	円(うち消費税 円)		礼 金	(賃料の 1ヵ月分) (総額) 0 円 (うち消費税) 0 円	
	駐 車 料	月額	円(うち消費税 円)				
	付属施設料	月額	円(うち消費税 円)		権 利 金	(総額) 円 (うち消費税) 円	
	雑 費	月額	円(うち消費税 円)				
	保 險 料	総額	円(うち消費税 円)		更 新 料	(総額) 円 (うち消費税) 円	
	保 証 料	円					
	保 証 金	円(3.3m ² 当たり)		円)		更 新 手 数 料	新賃料の 1ヵ月分 (別途消費税)
	敷金・保証金の返還時期	本物件の明渡し後					
保証金の償却	・建物明渡し時に % (総額) 円 (うち消費税) (円) ・その他		・契約更新時毎に % (総額) 円 (うち消費税) (円) (償却分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)				
契約期間	令和5年06月01日 から 令和8年05月31日迄の 3年 0ヵ月 0日間						
借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から 3 ヵ月の経過をもって発生する。						
賃料・管理費・共益費・駐車料及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	持参払	(住所) 持参先 (氏名)					
	振込先					振込金額合計 (振込手数料は乙の負担とする)	
	口座名義人					110,000 円	
	口座引落	委託会社名					
翌月分を毎月 末 日に乙指定の口座へ振込。							

付帯駐車場使用契約書

[物件の表示]

名 称	大間事務所	駐車場No	No. [REDACTED]
所在地	埼玉県鴻巣市大間798番地3		

[駐車料等]

駐 車 料	月額 6,000 円(うち消費税 円)
備 考	

[契約車両および任意保険]

車 名		保険会社名	
登録番号		証券番号	
色		満期日	

付帯駐車場につき、契約期間や支払方法等は、本契約に準ずるものとする。

- 第1条 乙は本駐車場を表記の車両を駐車する目的で使用し、これを反することはできない。ただし、甲の承諾を得た場合には表記車両を変更することができる。
- 第2条 乙は甲の定める管理規約に従い本駐車場を使用するものとする。
- 第3条 乙は本駐車場を他人に転貸してはならない。
- 第4条 乙又は乙の関係者が本駐車場内の施設又は自動車等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 第5条 天災、火災その他甲の責によらない事故による車両の損失又は盗難については甲は一切その責任を負わない。
- 第6条 本駐車場の保全、防犯、防火その他やむを得ない事由があるとき、甲は車両の移動その他必要な措置をとることができるものとする。
- 第7条 乙が賃借料の支払を怠ったとき又は本契約の定めの一に違反したときには、甲は催告することなく本契約を解除することができる。
- 第8条 乙は本契約終了後ただちに本駐車場を明渡すものとし、乙が自動車を残置した場合は甲がこれを適宜処分しても異議ないものとする。
- 第9条 本駐車場は現況有姿にて貸し出すものとし、貸主による修繕等はいりません。

【賃料振込先】



【貸主】



【貸主代理】

埼玉県鴻巣市栄町2番24号
株式会社エーティーホームズ
048-540-2311

【借主】

[REDACTED]
金子 裕太

整理番号		/	3	/
------	--	---	---	---

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
-------------------------------------	---

支出年月日	06年 01月 30日 <small>他</small>	支出額	百万 千 円 119592 <small>※政務活動費を充当した金額を記載</small>
-------	---------------------------------	-----	---

使 途	事務所賃貸料 $132,880 \times 0.90 = 119,592.0$
-----	---

領収書等貼付欄	埼玉県議会自由民主党議員団
----------------	---------------

③事務所賃貸料代として(令和6年2月～3月分)
 ⑤高橋稔裕
 政務活動に使用する割合が9/10以上の為按分します

別紙明細

132,000
 880 [振込手数料]
132,880

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

補記

- ③事務所賃貸料令和6年2月～3月分
- ⑤高橋稔裕

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
56704	06-01-30	11:29
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥66,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		IC認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	千円	千円
円	円	円

お振込明細またはご案内
お受取人
サイタマケンツツキン
カリ
普通 0661651
クキミツビツツトウツヤハンハイ(カ様
登録番号 0001
タカハツツヒロ セイムカツト ウツ ムツヨ様
ご依頼人
電話番号 09018170065
取扱番号 300044
印紙税申告納
付に必要
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
56704	06-02-29	13:48
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥66,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		IC認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	千円	千円
円	円	円

お振込明細またはご案内
お受取人
サイタマケンツツキン
カリ
普通 0661651
クキミツビツツトウツヤハンハイ(カ様
登録番号 0001
タカハツツヒロ セイムカツト ウツ ムツヨ様
ご依頼人
電話番号 09018170065
取扱番号 400164
印紙税申告納
付に必要
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

賃貸借契約書

令和 3 年 4 月 10 日

賃貸人	住所	久喜市上清久1206-1	●	
	氏名	久喜三菱自動車販売株式会社		
賃借人	住所	●	●	
	氏名	高橋 総裕		
場所	加須市土手2-17-15 (旧プレカット工場事務所 1F)			
賃料	1ヵ月 60,000円 (別途、消費税)			
	別途、電気、電話、ガス使用料、プロバイダー契約料は賃借人負担とする。			
	※ただし、公租公課の増徴、経済情勢、その他特別な変動があった場合は、契約期間中といえども賃料を変更するものとする。			
支払方法	前払いとし、毎月20日までに翌月分を支払うものとする。 ※別途、電気、電話、ガス代及びプロバイダー契約料は3ヶ月ごとに合算分を請求する。			
期間	自 令和3年 5月 1日 至 令和4年 4月 30日 満 1 年間 ※ただし、期間満了3ヵ月前に双方申し出無き場合は、期間を更新する。			
禁止	賃借権を第三者に譲渡または転貸することを禁止する。			
解約	賃貸人 3ヶ月前予告 賃借人 3ヶ月前予告 解約可能			
振込先	● 口座番号 ● ● (ただし、振込手数料は、賃借人負担とする。)			

整理番号

88

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---	---

支出年月日	6年 1月 31日 他
支出額	百万 千 412800 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法 × =
使 途	事務所賃借料(3ヶ月分) $172,000 \times 3\text{ヶ月分} \quad \times \quad 0.80 = 412,800$
支出先	(有)赤●●●●●●●●●● 不動産

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



振込



1. 出金口座
選択
2. 振込先
選択
3. 金額・
振込日選択
4. 振込実行
5. 受付記録

ご利用ありがとうございます。振込しました。
受付番号は24022900003です。

振込 受付明細

印刷する

受付番号 24022900003 受付日時 2024年02月29日 19:35

出金口座	支店 普通
振込依頼人名	
振込先口座	埼玉りそな銀行 蕨支店 普通 0005992
受取人名	I.アイトワウサ
振込金額	172,000円
振込手数料	0円
引落合計金額	172,000円
振込指定日	02月29日

ご注意

お受取人様の口座状態によっては即時入金できない場合があります。
入金内容をご希望と異なる場合、お取引店にて組戻の手続が必要となり、お手続きには手数料がかかります。
また、組戻手続の際、誤って入金になったお客さまとの間で協議していただくことがあります。
なお、振込の際にお支払いいただいた振込手数料（消費税含む）はお返しできません。あらかじめご了承ください。

振込先を登録しますか？
登録すると次回より簡単に振込できます。



整理番号 88 - 1

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		***
取扱店	お取引日	時刻
36303	06-01-31	15:28
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥172,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) (硬貨) 認証		
お振込明細またはご案内		
お受取人	サイタマリツナ	
	クラブ	
	普通 0005992	
	ユ.アカイワフトウサン様	
ご依頼人	登録番号 0001	
	ホヤタケツセイムカツト ウツ ムツヨ様	
	電話番号	印紙税申告納付済 付印済済和 税務署承認済
取扱番号	310008	

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		***
取扱店	お取引日	時刻
36302	06-03-19	18:03
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥172,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) (硬貨) 認証		
お振込明細またはご案内		
お受取人	サイタマリツナ	
	クラブ	
	普通 0005992	
	ユ.アカイワフトウサン様	
ご依頼人	登録番号 0001	
	ホヤタケツセイムカツト ウツ ムツヨ様	
	電話番号	印紙税申告納付済 付印済済和 税務署承認済
取扱番号	190003	

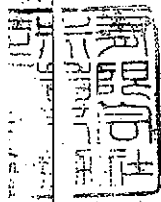
*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

契 約 書

ゴールドハイツ 102号

令和5年7月 1日から

令和8年6月30日まで



事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主有限会社赤岩不動産 (以下「甲」という。)と借主 保谷 武 (以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	1階102号室 ゴールドハイツ蕨 区画番号()		
	所 在 地	(住居表示) 蕨市中央3丁目17番23号 (登記簿) 蕨市中央三丁目4356番5		
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 ()/瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他 ()/(5)階建/全(27)戸		
	種 類	店舗事務所	新築年 月	昭和60年 4月
	面 積	50.15㎡		
附 属 施 設		なし		

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

県会議員事務所

頭書(3) 契約期間1

令和5年 7月 1日 から 令和8年 6月 30日まで (3年間)	
目的物件の引渡し時期	令和5年 7月1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額172,000円 (別途消費税相当額 円)	管理・ 共益費	なし
家 財 保 険 料	借主任意契約	敷 金	150,000円
附 属 施 設 料	なし	礼 金	150,000円)
償 却			
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本 数	[REDACTED] 本	[REDACTED] 本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで	
賃 料 等 の 支 払 方 法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	[REDACTED]	
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先	
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委 託 会 社 名	

書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅)TEL	
	(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
	(携帯)TEL	

書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	有限会社赤岩不動産
	住所	蕨市中央1-25-6

管理業者	商号又は名称	
所在地		TEL

「貸貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣()第 号
(一社)全国貸貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国貸貸不動産管理業協会の会員である場合に記載

管理担当者	氏名 (貸貸不動産経営管理士：登録番号)	※貸貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載
-------	--------------------------	---------------------------

貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

書(7) Zの債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	
		極度額	1,720,000円
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	
		主たる事務所所在地	
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣()第 号

書(8) 更新に関する事項

更新料1か月分 事務手数料4分の1+消費税

書(9) 特約事項

- 1 前借主の現況で引き継いだので、退却時内装はそのままとする。その他の損害を与えた箇所は修復するものとする。
- 2 エアコン、自動ドアは残置物ですので、借主にて修理、交換することとなります。
- 3 飲食店不可
- 4 看板も取付の際 管理組合の承認が必要です。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主、記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 5 年 6 月 30 日

甲・貸主	氏名	有限会社赤岩不動産	TEL	048-431-2325
	住所	蕨市中央1-25-6		
乙・借主	氏名	保谷武	TEL	■■■■■■■■■■
	住所	■■■■■■■■■■		
丙・ 連帯保証人	氏名		印	TEL
	住所			
	極度額	1,720,000円		

	A		B	
宅地建物取引業者	主たる事務所 所在地・TEL	蕨市中央1-25-6 048-431-2325	主たる事務所 所在地・TEL	
	商号又は名称	有限会社赤岩不動産	商号又は名称	
	代表者の氏名	代表取締役 赤岩常雄	代表者の氏名	
	免許証番号	埼玉県知事免許(10)第10971号	免許証番号	大臣 知事()第 号
宅地建物取引士	氏名	■■■■■■■■■■	氏名	
	登録番号	■■■■■■■■■■号	登録番号	() 第 号
	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	有限会社赤岩不動産 蕨市中央1-25-6 048-431-2325	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	

※印は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契約条項

(契約の締結)

1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不当となった場合

土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不当となった場合

近傍同種の建物の賃料と比較し、賃料が不当となった場合

1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

賃料に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

共益費に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(負担の帰属)

5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入するものとする。

(敷金)

6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることのできる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることできない。

賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、金に補填するものとする。

甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から控除しなお残額がある場合

は、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

保証金)

条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に交付するものとする。

甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって当該債務の弁済に充てることができない。

賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、保証金に補填するものとする。

甲は、保証金から頭書(4)に記載する償却分を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上の一切の債務を控除しなお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を示さなければならない。

反社会的勢力ではないことの確約)

条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

1 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと

2 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと

3 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと

4 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡又は転貸してはならない。

止又は制限される行為)

1 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、担保の用に供してはならない。

2 甲は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3 甲は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)に記載する事業内容を変更してはならない。

4 13項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。

5 甲は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。

6 甲は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。

7 甲は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。

ア 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること

イ 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること

ウ 騒音等の迷惑行為を行うこと

第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき反社会的勢力に担保の用に供すること
本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すこと
により、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号
掲げる行為を行ってはならない。
階段・廊下等共用部分への物品を置くこと
階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

の管理義務)

条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場
その事項を遵守しなければならない。
契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良な
管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直
甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用
の負担とする。
乙は、鍵の追加設置、交換、又は複製を甲の承諾なく行ってはならない。

約期間中の修繕)

甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要
費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修
については甲が負担するものとする。
項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければなら
。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議
ものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。
項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正
理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する
は、第1項に準ずるものとする。
は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行
きる。
電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
その他費用が軽微な修繕

の解除)

甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行
告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することが
る。
乙が賃料又は共益費の支払義務を2ヶ月以上怠ったとき
乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担義務を怠ったとき
は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該
の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本
を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙
五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。

本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき

第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条に規定する義務のいずれかに違反したとき
入室時に、乙又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき
その他乙が本契約の各条項に違反したとき

銀行取引の停止

破産手続きの開始

民事再生手続きの開始

会社更生手続きの開始

特別清算手続きの開始

又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずし本契約を解除することができる。

第7条の確約に反する事実が判明したとき

契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき

は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げるを行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

からの解約)

乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

滅失等による賃料の減額等)

本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めにべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。このにおいて、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。

物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

の終了)

本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによつて終了する。

し)

乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。

は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。

は、明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

時の原状回復)

本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年劣化等により、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができ

い事由により生じたものについては、原状回復を要しない。

本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去するものとする。

入り)

甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

解約申入れ後において、本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得本物件内に立ち入ることができる。

甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

の通知義務)

甲は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

賃料等支払い方法の変更

頭書(6)に記載した管理業者の変更

の通知義務)

乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする

長期に休業するとき

連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更

連帯保証人の死亡又は解散

連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

損害金)

乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合に延滞損害金を支払うものとする。

債務の担保)

本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

頭書(7)記載の連帯保証人(以下本項において「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする

丙が個人であるときには、前号の丙の負担は、頭書(7)及び記名押印欄に記載する極度額を限る

丙が個人であるときには、丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする

甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権の実行についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の手続きの開始があったときに限る

丙が破産手続き開始決定を受けたとき

フ 乙又は丙が死亡したとき

前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第19条の規定に基づき乙（前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人）は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする

前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない

乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲にし確約する

乙の財産及び収支の状況

本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

頭書(7)で「家賃債務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

頭書(7)記載の家賃債務保証業者が提供する保証の内容については、別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない

乙が、前号の手続きをとらない場合、その他乙の責めに帰すべき事由により前号に定める保証が用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない

前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で意図した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

ⓓ 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故（第14条の場合を含む。）、又は、甲若しくは乙の責めによらない電気、ガス、給排水等の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとす

甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

官轄裁判所

本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する（簡易）裁判所を第1審管轄裁判所とする。

に関する事項及び特約事項

前条までの規定以外の更新に関する事項及び特約事項については、頭書（8）又は（9）記載のものとす。

重要事項説明書 [事業用建物賃借]

令和 5 年 6 月 30 日

不動産について、宅地建物取引業法第35条・同法第35条の2の規定に基づき、次のとおり説明します。この内
 ですから、十分理解されるようお願いいたします。
 には、説明内容をあらかじめ印刷した事項がありますが、そのうち説明文の頭の口欄に☑印をつけた記載内容が
 産について該当する説明です。☑印のない口欄、又は線で抹消した説明等は、関係ないことを示します。

A		B	
事務所 所在地・TEL 又は名称 者の氏名	藤市中央1丁目25番6号 048-431-2325 有限会社 赤岩不動産 代表取締役 赤岩常光 印	主たる事務所 所在地・TEL 商号又は名称 代表者の氏名	印
証番号	埼玉県事(10)第10971号	免許証番号	() 第 号
年月日	平成 30 年 12 月 25 日	免許年月日	平成 年 月 日
名	[Redacted]	氏名	印
番号	[Redacted]	登録番号	() 第 号
従事する 所名	有限会社 赤岩不動産	業務に従事する 事務所名	
事務所所在地 TEL	藤市中央1丁目25番6号 048-431-2325	事務所所在地 TEL	
建物取引業保証協会の名称及び所在地 公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 東京都千代田区岩本町2丁目6番3号			
地方本部の名称及び所在地 ※「公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 地方本部一覧」参照			
業務保証金の供託所及び所在地 東京法務局 東京都千代田区九段南1丁目1番15号			

表示

の住所・氏名	住所	巖市中央1丁目25番6号
	氏名	有限会社 赤岩不動産 431 TEL 2325

表示

称	ゴールドハイツ巖		1階102号室
地	(住居表示)	巖市中央 3-17-23	区画番号()
	(登記簿)	巖市中央 三丁目 4356番 5	
途	<input checked="" type="checkbox"/> 事務所・ <input type="checkbox"/> 店舗・ <input type="checkbox"/> 店舗事務所・ <input type="checkbox"/> 倉庫・ <input type="checkbox"/> ()		
造	鉄筋コンクリート / 5階建		
類	<input checked="" type="checkbox"/> マンション・ <input type="checkbox"/> ビル・ <input type="checkbox"/> アパート・ <input type="checkbox"/> 戸建・ <input type="checkbox"/> ()	新築年月	昭和60年4月
積	50.15 m ² (登記簿面積 m ²)	備考	
属	なし		

象となる建物に直接関係する事項

記録に記録された事項等(令和 5 年 5 月 7 日現在)

詳細は別添の登記事項証明書等参照。

住 所	巖市中央1丁目25番6号
氏 名	有限会社 赤岩不動産
権利にかかると に関する事項 <input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無)	<input type="checkbox"/> 差押登記 <input type="checkbox"/> 仮差押 <input type="checkbox"/> 仮処分 <input type="checkbox"/> 所有権移転仮登記 <input type="checkbox"/> ()
権利以外の に関する事項 <input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無)	<input checked="" type="checkbox"/> 抵当権 <input type="checkbox"/> 根抵当権 <input type="checkbox"/> 質借権 <input type="checkbox"/> ()

人と貸主が 同じ・異なる一理由：転賃借・相続・

令に基づく制限の概要等

法令名	<input type="checkbox"/> 新住宅市街地開発法 32 条 1 項の制限			
	<input type="checkbox"/> 新都市整備基盤整備法 51 条 1 項の制限			
	<input type="checkbox"/> 流通業務市街地の整備に関する法律 38 条 1 項の制限			
限の内容				
物の存する	宅地造成等規制法	造成宅地防災区域	<input checked="" type="checkbox"/> 外・ <input type="checkbox"/> 内→説明	
	土砂災害防止対策推進法	土砂災害警戒区域	<input checked="" type="checkbox"/> 外・ <input type="checkbox"/> 内→説明	
	津波防災地域づくり法	津波災害警戒区域	<input checked="" type="checkbox"/> 外・ <input type="checkbox"/> 内→説明 <input type="checkbox"/> 未指定	
	都市計画法・建築基準法	都市計画区域	内	市街化地域
		区域区分	外	
<input type="checkbox"/> 資料参照	用途地域		近隣商業地域	
	都市計画制限	<input checked="" type="checkbox"/> 制限なし <input type="checkbox"/> 制限あり		
考	中央第一地区 地区計画			

事務所、倉庫その他用途によって、別に消防法、風営法その他法令の制限を受けることがあります。その場合
的な利用計画についてその他の法令の制限の確認が必要になります。

方法施行規則の規定により市町村の長が提供する図面（水害ハザードマップ）における
該建物の所在地

ハザード の有無	洪水	<input checked="" type="checkbox"/> 有	図面名称：	<input type="checkbox"/> 無	(照会先：)
	雨水出水（内水）	<input checked="" type="checkbox"/> 有	図面名称：	<input type="checkbox"/> 無	(照会先：)
	高潮	<input type="checkbox"/> 有	図面名称：	<input checked="" type="checkbox"/> 無	(照会先：)
ハザード における 物の 所在地	<input type="checkbox"/> 該当する図面（ハザードマップ）における当該建物の所在地については別添のとおりです。 なお、水害ハザードマップに記載されている内容については今後変更される場合があります。				
考					

建築の工事完了時における形状・構造等（未完成物件のとき）

未完成物件に 該当します。（※資料にて完成時の形状を説明します。） 該当しません。

【】についての石綿使用調査結果の記録に関する事項

調査結果の有無	石綿使用調査の内容
	<p>【照会先】※所有者に当該調査の記録の有無を照会し、必要に応じて管理業者、管理組合及び施工会社にも問い合わせております。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>所有者 <input type="checkbox"/>管理業者（ ） <input type="checkbox"/>管理組合（区分所有建物の場合） <input type="checkbox"/>施工会社（ ）</p> <p>【石綿使用調査結果の内容は以下のとおりです】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石綿使用調査結果の記録（調査年月日 年 月 日） ・調査の実施機関 _____ ・調査の範囲 _____ ・石綿使用の有無 <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無 （石綿の使用が有る場合）石綿が使用されている箇所
考	

の耐震診断に関する事項

の有無	耐震診断の内容
	<p>【照会先】※所有者に当該耐震診断の記録の有無を照会し、必要に応じて管理業者及び管理組合にも問い合わせております。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>所有者 <input type="checkbox"/>管理業者（ ） <input type="checkbox"/>管理組合（区分所有建物の場合）</p> <p>【建物の耐震診断の結果について以下の書類を別添します】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>地方税法・租税特別措置法に定める「耐震基準適合証明書」の写し <input type="checkbox"/>住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する「住宅性能評価書」の写し（含む平成13年国土交通省告示第1346号別表2-1の1-1耐震等級に係る評価を受けたもの） <input type="checkbox"/>指定確認検査機関、建築士、登録住宅性能評価機関、地方公共団体が作成した耐震診断結果の写し
考	

建築確認通知書（確認済証）又は検査済証に記載された建築確認通知書の交付年月日が昭和56年5月31日以前である場合に説

通知書（確認済証）又は検査済証がない場合には以下のとおりとなります。

【】に供される建物（区分所有建物を除く）の場合は、建物登記簿の表題部の建築年月日又は家屋課税（補充）台帳記載の建築年月日が昭和56年12月31日以前である場合に説明します。

【】に供する建物の場合若しくは区分所有建物の場合は、建物登記簿の表題部の建築年月日又は家屋課税（補充）台帳記載年月日が昭和58年5月31日以前である場合に説明します。

状況調査の結果の概要（既存の住宅のとき）

査の実施 無 に実施し 合※	<p><input type="checkbox"/>有（別添「建物状況調査の結果の概要（重要事項説明用）」参照）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>無</p> <p>【照会先】</p> <p><input type="checkbox"/>所有者 <input type="checkbox"/>管理業者（ ） <input type="checkbox"/>管理組合（区分所有建物の場合）</p>
考	

状況調査技術者が実施した建物状況調査で、1年以内に実施したものがある場合、説明します。

用水・電気・ガスの供給施設及び排水施設の整備状況

水	蕨市 / [メーター] 専用 048-432-5329
電	<input type="checkbox"/> 小売電気事業者: 東京電力 (住所) _____ (電話) 0120-995-441 [容量] アンペア / [メーター] _____
気	<input checked="" type="checkbox"/> ガス会社: 東京ガス (住所) _____ (電話) 048-432-5242 / [メーター] _____
排	下水道 (本水洗)
考	

物の設備の整備の状況 (完成物件のとき)

所	
イ	有 / / [ユニットバスの場合]
レ	無 /
室	無 /
ヤ	無 / [設置場所]
ワ	無 / [ユニットバスの場合]
ー	無 / [設置場所] / 使用
面	無 /
所	無 / 冷暖房 台 (使用) / 冷房 台 (使用) / 暖房 台 (使用)
湯	無 /
ン	無 /
ロ	無 /
ア	無 / 冷暖房 台 (使用) / 冷房 台 (使用) / 暖房 台 (使用)
コ	無 /
ン	無 /
明	無 /
器	無 /
具	無 /
話	可 / ケ所
設	無 / ケ所
置	無 / ケ所
タ	無 / ケ所
ー	無 / ケ所
ネ	無 / ケ所
ッ	無 / ケ所
ト	無 / ケ所
聴	[TVアンテナ] () / 地上デジタル対応 / [その他の設備]
設	[TVアンテナ] () / 地上デジタル対応 / [その他の設備]
備	[TVアンテナ] () / 地上デジタル対応 / [その他の設備]
ペ	有 / / 基
ー	有 / / 基
タ	有 / / 基
ー	有 / / 基
車	無 / 空: / 月額 _____ 円 (別途消費税等相当額 _____ 円)
場	無 / 空: / 月額 _____ 円 (別途消費税等相当額 _____ 円)
輪	有 / 空: / 月額 _____ 円 (別途消費税等相当額 _____ 円) 高橋肉店申込み
場	有 / 空: / 月額 _____ 円 (別途消費税等相当額 _____ 円)
用	無 / 月額 _____ 円 (別途消費税等相当額 _____ 円)
庭	無 / 月額 _____ 円 (別途消費税等相当額 _____ 円)
考	

消費税等相当額とは、消費税額及び地方消費税額の合計をいいます。以下同じ。

引条件に関する事項

貸・借賃以外に授受される金銭の額及び授受の目的

月額 172,000円 〔別途消費税等相当額 円〕	管理費 (共益費)	月額 0円 〔別途消費税等相当額 円〕	敷金	150,000円 〔賃料 ヵ月分〕
0円 〔賃料 ヵ月分〕	家財 保険料	借主任意 円	附 属 設 料	なし 月額 0円 〔別途消費税等相当額 円〕 なし
円	敷金	150,000円		円

の支払時期	翌月分を毎月末日までに	賃料等の支払方法	<input type="checkbox"/> 持参 <input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> 口座引落
-------	-------------	----------	--

の解除に関する事項

を(2)ヵ月以上滞納した場合は、催告のうえ、相当期間経過したのちに契約を解除される
あります。
は、貸主に対して少なくとも(3)ヵ月前に申入れを行うことにより、契約を解除する
ことが
ます。
が、別添契約書(案)第(11)条に該当したとき、契約を解除される
ことがあります。

契約の場合の中途解約については後記「6 定期借家契約の場合」のとおりです。

借償額の予定又は違約金に関する事項

無・固有() 才10条参照

金又は預り金の保全措置の概要

するかどうか 講じません。・講じます。(保全措置を行う機関:)

の種類・期間・更新等に関する事項

類	一般借家契約
間	令和5年7月1日から令和8年6月30日まで (3年6月間)
の 持 期	令和5年7月1日
新	<input checked="" type="checkbox"/> 一般借家契約では更新することができます(貸主の更新拒絶に正当事由があるときは更新 できません)。 <input type="checkbox"/> 定期借家契約は更新のない借家契約で期間の満了により終了します(合意により再契約す ることはできません)。 <input type="checkbox"/>
考	

定期借家契約の場合

借借契約	事業用
の方式	公正証書に： <input type="checkbox"/> しません・ <input type="checkbox"/> します。→公正証書の費用負担：
の内容	<input type="checkbox"/> 本件建物について借地借家法（以下「法」という。）第38条に定める契約の更新のない定期建物賃貸借契約を締結するものであるため、令和 年 月 日に本契約は、法第26条及び第28条の規定による更新なくして終了します。
	<input type="checkbox"/> 本契約は、期間1年以上であるため、貸主から期間満了の1年から6ヵ月前までに定期建物賃貸借終了通知がない場合には、借主は貸主から同通知があった日から6ヵ月を経過した日まで本件建物を契約期間中と同一条件で賃借することができます。
	[中途解約権について] <input type="checkbox"/> 中途解約権の内容については、契約書（案）第 条のとおりです。

用途その他の利用の制限に関する事項

制限	店舗（物販）専用（ ） 事務所（ ）
の制限	<input checked="" type="checkbox"/> 禁止又は制限される行為については、別添契約書（案）第 8 条のとおりです。 <input type="checkbox"/> その他規約等の定め（ ） <input type="checkbox"/>

金・保証金等の清算に関する事項

第6条(A) 参照

管理の委託先

対象物件が区分物の場合、その一棟の管理の	氏名(商号又は名称) 住所(主たる事務所の所在地)	TEL
	「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣（ ）第 号
が取引対象部 理を委託して 合、その委託	氏名(商号又は名称) 住所(主たる事務所の所在地)	TEL
	管理担当者	氏名 賃貸不動産経営管理士登録番号（ ） ※(一社)賃貸不動産経営管理士協議会の認定資格である賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載
	「賃貸住宅管理業者登録規程」による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣（ ）第 号
	(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員の場合はその会員番号	()

物敷地が借地の場合（該当する・しない）

期限	令和 年 月 日迄	内容	賃貸借契約書参照

Ⅲ その他の事項

1 添付書類

<input checked="" type="checkbox"/> 1. 賃貸借契約書 (案)	<input type="checkbox"/> 6.
<input checked="" type="checkbox"/> 2. ハザードマップ	<input type="checkbox"/> 7.
<input checked="" type="checkbox"/> 3. 中央第一地区 地区計画の概要	<input type="checkbox"/> 8.
<input type="checkbox"/> 4.	<input type="checkbox"/> 9.
<input type="checkbox"/> 5.	<input type="checkbox"/> 10.

2 その他

<p>1. 前借主の現況を引き継いだので 過去時内装は、そのままとする。その他の損害を与えた箇所は 修復するものとする。</p> <p>2. エアコン、自動ドアは 残置物であるので 借主にて 修理 交換することとなります。</p> <p>3. 飲食店は不可です。</p> <p>4. 看板取付の際、管理組合の承認が必要です。</p>
--

頭書宅地建物取引士から宅地建物取引士証の提示があり、重要事項説明書を受領し、以上の重要事項について説明を受けました。

令和 年 月 日

借主 (住所)

(氏名)

印

整理番号			3	4
------	--	--	---	---

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
	(Note: In the original image, the number 7 is circled.)

支出年月日	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr><td></td><td>6</td><td>年</td><td></td><td>1</td></tr> </table> <table border="1" style="display: inline-table; margin-left: 20px;"> <tr><td></td><td>3</td><td>1</td></tr> </table> 日 6年2月29日 6年3月29日		6	年		1		3	1
	6	年		1					
	3	1							
支出額	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr><td></td><td>2</td><td>4</td><td>3</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> </table> 円 <small>百万 千</small> ※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が9/10以上であるた (按分した場合の積算方法 90,000円×0.9×3ヵ月=243,000円)		2	4	3	0	0	0	
	2	4	3	0	0	0			
使 途	2月分、3月分、4月分 事務所賃借料								
支 出 先	大和リビング株式会社								

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



34-1

<頭部>

(1) 物件の表示	名称・登録号 エスエヌ	2階 202号室
	所在地 埼玉県八潮市緑町2丁目18-6	
	間取り 2LDK	専有面積 50.31㎡
	構造 軽量鉄骨造	建物所有者
	建築年月 2023年03月	
(2) 貸借人の表示	貸借人(甲) 大和リビング株式会社	
	貸借人(乙) 幸田川 幸夫	
(3) 期間	契約期間 2023年03月18日から2025年03月17日まで(2年間)	
(4) 賃料等・支払条件	賃料	金融機関
	共益費	店名
	月額合計	支払方法
	更新料	支払期限
	礼金	遅延損害金
	仲介手数料	目録管理費
(5) 担保	金	
(6) 借主	名称 大和リビング株式会社 埼玉県八潮市緑町大和ビル5階 〒340-0801	代表者 大久保 貴博 〒340-0801
(7) 特約・特記事項	別紙(貸借契約書特約・特記事項参照)	

契約締結日
西暦 年 月 日



貸借人(甲)	〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地1 大和リビング株式会社 埼玉支店 支店長 稲子 芳之	お取り扱い事業所 埼玉県八潮市大和六丁目8番地5-1 大和ビル1階 八潮営業所
住所	〒340-0801 埼玉県八潮市八徳431-1	
氏名	幸田川 幸夫	携帯電話 固定電話
生年月日	1978年11月27日 (44才)	性別
婚姻	本人	性別
印		
保証者	氏名 幸田川 幸夫 〒340-0801 埼玉県八潮市八徳105 電話 048-935-1160	担当先及Cの連絡先 大和リビング株式会社 八潮営業センター 〒340-0801 埼玉県八潮市大和105 電話 048-935-1160
保証会社	住居者 〒102-0083 東京都千代田区麹町1-4半蔵門プラザ2階 株式会社レントラスト 〒340-0801 埼玉県八潮市大和六丁目8番地5-1 電話 03-5213-0250	保証会社 保証電話 住所 〒340-0801 埼玉県八潮市大和六丁目8番地5-1 電話 03-5213-0250
緊急連絡先	氏名 〒340-0801 埼玉県八潮市大和六丁目8番地5-1 電話 03-5213-0250	住所 〒340-0801 埼玉県八潮市大和六丁目8番地5-1 電話 03-5213-0250
媒介	媒介	媒介

整理番号			3	5
------	--	--	---	---

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
---	---

支出年月日	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;">6</td><td style="width: 20px; height: 20px;">年</td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;">1</td><td style="width: 20px; height: 20px;">月</td><td style="width: 20px; height: 20px;">3</td><td style="width: 20px; height: 20px;">1</td><td style="width: 20px; height: 20px;">日</td></tr> </table> 6年2月29日 6年3月29日		6	年		1	月	3	1	日
	6	年		1	月	3	1	日		
支出額	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;">4</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">7</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">5</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">2</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">円</td> </tr> </table> <small>百万 千</small> ※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が9/10以上であるた (按分した場合の積算方法 8,800円×2台×3ヵ月×0.9=47,520円)			4	7	5	2	0	円	
		4	7	5	2	0	円			
使 途	2月分、3月分、4月分 事務所駐車場代									
支 出 先	大和リビング株式会社									

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



〈願書〉

(1) 物件の表示	駐車場名 所在地	コスモス 駐車場 埼玉県八潮市緑町2丁目18-6	区画番号(1)	区画番号(2)
(2) 駐車車両	車名(1) 登録番号 又は車両番号		車体の色 排気量	
(3) 当事者の表示	貸借人(甲) 貸借人(乙)	宇田川 幸夫	車名(2)の 車両使用者	
(4) 期間	契約期間	2023年04月01日から2025年03月31日まで2年間		
(5) 賃料等・支払条件	月額 金額合計	¥8,800- ¥8,800-	金庫機関 店名	
(6) 領収額	支払方法	口座振替	口座番号	
(7) 貸借先	名称 所在地 電話番号	大和リビング株式会社 八潮営業所 営業所長 大久保 貴吉 埼玉県八潮市大瀬六丁目8番地5 1階 048-999-7180	支払期限	翌月分を当月末日までに支払う
(8) 特約・特記事項	別紙貸借契約書特約・特記事項参照			

契約締結日
西暦 年 月 日



貸借人(甲)

〒330-0081
埼玉県さいたま市中央区新都心11番地1
大和リビング株式会社 埼玉支店
支店長 鶴子 芳之

お取り扱い事業所
埼玉県八潮市大瀬六丁目8番地5スト
ライオン1階
八潮営業所



貸借人(乙)

住所 〒340-0808 埼玉県八潮市緑町2丁目18-6コスモス 202号室
フリガナ 宇田川 幸夫
氏名 宇田川 幸夫
メールアドレス メールアドレス

電話番号 ()
FAX ()
電話 ()
担当部署 担当部署
印

※乙が、本居滞滞場に付随する下記住宅の賃貸借契約を締結した場合は下記身上げ欄記入不要

氏名	住所	生年月日	西暦	1978年	11月	27日	(男) 女
住所	フリガナ	電話番号	氏名	住所	フリガナ	電話番号	氏名
住所	フリガナ	電話番号	氏名	住所	フリガナ	電話番号	氏名

保証会社
住所 東京都千代田区麹町1-4半蔵門フリーストビル 2階
フリガナ 株式会社オントラスト
氏名 株式会社オントラスト
電話番号 03-5213-0250

緊急連絡先
住所 住所
フリガナ フリガナ
氏名 氏名
電話番号 電話番号

媒介
住所 住所
フリガナ フリガナ
氏名 氏名
電話番号 電話番号

〈頭置〉

(1) 物件の表示	駐車場名 住所 区画番号(1)	コスモス 駐車場 埼玉県八潮市緑町2丁目18-6 区画番号(2)
(2) 駐車車両	車名(1) 自動車登録番号 又は車両番号 車名(2) 自動車登録番号 又は車両番号	車体の色 排気量 車体の色 排気量
(3) 当事者の表示	貸借人(甲) 貸借人(乙)	排気量 車名(2)の 車両使用者
(4) 契約期間	2023年03月18日から2025年03月17日まで(2年間)	
(5) 賃料等・支払条件	月額合計 支払方法 支払期限 遅延損害金 目割賃料等 算定基準	金額 店名 預金種別 口座番号 フリガナ 口座名義人 支払方法 目割口座・クレジット・キャッシュ 翌月分を当月末日までに支払う 年14.0% (年を365日として日割計算) 1ヶ月を隔日とする
(6) 任意事項	名称 所在地 電話番号	大和リビング株式会社 八潮営業所 営業所長 大久保 貴旨 埼玉県八潮市大朝六丁目8番地5 1階 フリガナ 048-999-7180
(7) 特約・特記事項	別紙賃貸借契約書特約・特記事項参照	

契約締結日
西暦 年 月 日



貸借人(甲)	〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地1 大和リビング株式会社 埼玉支店 支店長 稲子 芳之	お取り扱い事業所 埼玉県八潮市大朝六丁目8番地5 1階 八潮営業所
貸借人(甲)の代理人	〒340-0801 埼玉県八潮市八俣431-1 フリガナ 氏名 メールアドレス	携帯電話 固定電話
貸借人(乙)	所在地 フリガナ 氏名 メールアドレス 電話番号 FAX 電送先 フリガナ 氏名 メールアドレス 電話番号 FAX	電話番号 FAX 電送先 フリガナ 氏名 メールアドレス 電話番号 FAX
借入人の概要	氏名 住所 勤務先 緊急連絡先 主使用者氏名 空使用者住所	生年月日 西暦 1978年 11月 27日 電話番号 その他連絡先
保証会社	住所 フリガナ 氏名 固定電話	生年月日 西暦 年 月 日 乙との関係 電話番号 その他連絡先
緊急連絡先	住所 フリガナ 氏名 固定電話	生年月日 西暦 年 月 日 乙との関係 電話番号 その他連絡先
媒介		
媒介		

整理番号 180

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	06 年 01 月 31 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: left;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">21</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">896</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円	1	21	896
百万	千	円							
1	21	896							

使途	<p>事務所賃借(2月分)</p> <p style="text-align: right;">$(135,000 + 440) \times 0.9 = 121,896$</p>
----	---

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** (りそな)
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		***
取扱店	お取引日	時刻
39842	06-01-31	10:41
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥135,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		IC認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)
円	円	円

※領収書
※領収書
(別紙)

お振込明細またはご案内

お受取人 **サイタマケンソッキン**
サカト
普通 8289798
ファイブイースト(カ様)
登録番号 0005

ご依頼人 **オガワタツシ セイムカット ウツムソヨ様**

電話番号 XXXXXXXXXX
取扱番号 300108

印紙税申告納付につき消和
税務署承認済

※領収書等には、①年月日、②金額、③発行日、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

重要事項説明書(建物賃貸借)

令和4年2月12日

小川 直志様

下記の不動産について宅建業法第35条の規定に基づき次の通り説明します。
この内容は重要です。必ずよく理解されるようお願い申し上げます。

免許番号	埼玉県知事(7)第15602号	説明をする名刺	登録番号
免許年月	平成29年5月6日	建物取引士	氏名
主たる事務所の所在地・商号・名称・代表者	埼玉県坂戸市八幡2-3-2 ファイブエースコートビル 代表取締役 伊東 謙一 TEL049-288-1101	業務に従事する 埼玉県坂戸市八幡2-3-2 ファイブエースコートビル 事務所の所在地 TEL049-288-1101	埼玉県坂戸市八幡2-3-2

1. 物件の表示等

所在地	埼玉県坂戸市八幡1-1-2
物件名称	八幡店舗
種類	店舗併用住宅
構造	木造
取附面積	63.10㎡
床面積	63.10㎡
交通	東武東上線 坂戸駅 徒歩13分
貸主	氏名: 住所:
管理の委託先	ファイブエースコート株式会社 埼玉県坂戸市八幡2-3-2 TEL049-288-1101

2. 登記簿に記載された事項

所有権人	氏名: 住所:
甲区	所有権にかかる権利に関する事項 無
乙区	所有権以外の権利に関する事項 有

3. 設備状況等

水道	公営(メーター専用)	坂戸水道企業団	049(288)1952
電気	東京電力(メーター専用)	0120995441	
ガス	都市ガス(メーター専用)	坂戸ガス	0120-352-025
排水	公共下水	台無	
台所専用	冷暖房	無	
トイレ専用	水洗	設置(可)	
浴室	無		
給湯	無(設置物扱い)		

※店舗内の物は全て委置物

4. 法令に基づく制限の概要(無)・有・該当する法令名を○で囲むこと
- ①新住宅市街地開発法 ②新都市基盤整備法 ③流通業適市街地の整備に関する法律 ④農地法
 - ⑤当該建物が土砂災害警戒区域内か否か
 - ⑥当該建物が造成宅地防災区域内か否か
 - ⑦当該宅地建物が津波災害警戒区域内か否か

- 8. アスペストの調査に関して(やっていない)
- 9. 耐震診断について
- 昭和66年5月31日以前に新築の工事に着手した建物(該当しない) 耐震診断の有無(無)
- 10. 契約の種類及び期間

種類	普通賃貸借
期間	令和4年2月12日から令和7年2月11日まで(3年間)
11. 賃貸条件	
賃料	月額 135,000円(税込) ※管理費込み
共益費・管理費	
支払時期・方法	毎月 末日 迄に翌月分を指定口座へ振り込み(振込口座は契約書記載)
礼金	賃料の2ヶ月分 270,000円
敷金	賃料の2ヶ月分 270,000円
更新に関する事項(有)	1. 協議の上3年毎に更新することができる。 2. 更新手数料(有: 新賃料の1ヶ月分+消費税) 3. 賃料改定方法(公租公課の増減・経済情勢の変動・近隣賃料との不相当など)
敷金等の精算に関する事項(有)	1. 滞り賃料等、損害金と相殺する 2. 一定の範囲の原状回復費用として敷金が充当される予定(有) 3. 原状回復義務の範囲(故障や不具合の故障・借主の責任によって生じた汚れ・キズ・汚損・破損等)
用途制限	事務所
利用制限	ペット不可・楽器不可
12. 損害賠償額の予定等に関する事項	

- ①借主が故意又は過失により本物件に損害を与えた場合には、その程度に応じて貸主は借主に損害賠償を請求します
- ②借主は本契約が解除(または終了)したにもかかわらず本物件を貸主に明け渡さなかったときは、解除(または終了)した日の翌日から明け渡しの日まで、賃料の倍額に相当する連帯賠償金を支払わなければならない
- 13. 契約の解除に関する事項

14. 建物完成時の形状・構造等	該当しない
15. 支払金または預かり金の保全措置の概要	保全措置 設けない
16. 金銭貸借のあった人	無
17. 供託所等に 関する説明	(公)不動産保証協会 所在地 埼玉県さいたま市西區1-11-39 名称 埼玉東武不動産保証協会 (公)不動産保証協会埼玉本部 所在地 東京都千代田区大塚1-3-8 名称 東京法務局
18. 備考	

以上について宅地建物取引士から取引士証を提示の上重要事項の説明を受け、重要事項説明書を
受領しました。なお契約成立時には報酬額 135,000円 を支払うこととなります。

令和4年2月12日

小川 直志 氏名

整理番号			72
------	--	--	----


政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr><td>6</td></tr> </table> 年 <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr><td>1</td></tr> </table> 月 <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr><td>3</td></tr> </table> <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr><td>1</td></tr> </table> 日 2/29,3/29	6	1	3	1		
6							
1							
3							
1							
支出額	<div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: small;"> 百万 千 </div> <table border="1" style="margin: 0 auto;"> <tr><td>1</td><td>0</td><td>8</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> </table> 円 <small>※ 政務活動費を充当した金額を記載</small> <small>(按分した場合の積算方法 月額40,000円×3ヵ月×0.9=108,000円 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため)</small>	1	0	8	0	0	0
1	0	8	0	0	0		
使途	事務所家賃(1~3月分)						
支出先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"></div>						

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団  印

72-2

建物賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下、甲という) と賃借人 [REDACTED] (以下、乙という) とは次のとおり建物賃貸借契約を締結する。

第1条(賃貸借物件) 甲は乙に次の物件を賃貸する。

建物の表示

所在地 埼玉県桶川市上日出谷42-73

構造 軽量鉄骨簡易プレハブ

床面積 18 m²

第2条(使用目的)

事務所の用途に供することとする。

第3条(賃貸借期間)

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間とし、期間満了の1月前までに、甲乙いずれかの申し出がない場合は、1年間自動延長するものとし、その後も同様とする。

第4条(賃料)

賃料 1ヶ月 金40,000円

賃料は、毎月月末までに甲の指定する方法で支払うこととする。

第5条(その他)

本契約に定めのない事項または疑義が生じたときは、甲、乙協議の上解決するものとする。

以上のとおり契約が成立したので、本契約書2通を作成し、各自署名捺印の上、各1通を所持する。

令和2年3月31日

甲 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

乙 住所 埼玉県桶川市坂田西2-12-20
氏名 岡地 優

整理番号

	1	4	2
--	---	---	---

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center; font-weight: bold;">経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p style="padding-left: 20px;">1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p style="padding-left: 20px;">3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p style="padding-left: 20px;">6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p style="padding-left: 20px;">9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	6年1月31日、2月29日、3月29日																	
支出額	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center; font-size: small;">百万</td> <td style="text-align: center; font-size: small;">千</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">3</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">9</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">1</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">5</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">0</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">0</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため (按分した場合の積算方法 月額 145000円×9/10×3ヶ月=391,500円)</p>	百万	千									3	9	1	5	0	0	円
百万	千																	
		3	9	1	5	0	0	円										
使 途	2, 3, 4月分事務所賃借料																	
支 出 先	[REDACTED]																	

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団

店舗賃貸借契約書

物件表示

所在地	埼玉県北本市中央1丁目81番地		
物件名称	水書ビル	構造	鉄骨造3階建1階
面積	39.67㎡ (12坪)		
賃料総額	壹ヵ月金 ￥130,000円		
共益費	壹ヵ月金 ￥15,000円		
備考	水道料・電気料を含む		

上記の物件を賃貸人を(甲)として賃借人を(乙)として下記条項により賃貸借契約を締結する。

第1条 甲は本物件を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを賃借し借賃を支払うことを約した。

第2条 賃貸借の期間は令和5年7月1日より令和8年6月末日まで向こう3年間とする。
但、前記期間満了の際は、当事者協議のうえ、本契約を更新又は延長することができる。

第3条 賃貸料は毎月末日までに、乙は甲または甲の指定した者に翌月分を支払うものとする。但、公租公課の増減または近隣の賃借料に比較して賃借料の増減の必要が生じたときは、甲乙協議のうえ増減できるものとする。

第4条 電気・ガス・上下水道・衛生費等は賃借料と別に乙が支払うものとし、公租公課は甲の負担とする。

第5条 本物件は現状のまま使用するものとし、本物件又は造作の模様替えの必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自費をもって原形に復するものとする。

第6条 乙は本物件に於いて事務所業以外を営んではならない。但、甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。

第7条 乙の都合により本契約を解除するときは1ヵ月前に甲に通知し、その期間満了と同時に乙は完全に本物件を甲に明渡し、立退料またはこれに類する物質的請求は絶対しないこと。

2. この際甲は賃借料を期間に応じ精算し、敷金・保証金は賃借料または第4条および第9条の規定による未払金または賠償金に充当し、剰余のあるときはその金員を乙に返還するものとする。

第8条 下記の場合には、甲は敷金・保証金の有無にかかわらず本契約は何等の催告を要せずして解除され、乙は即、本物件を明渡しするものとする。明渡しできないときは本物件内の遺留品は放棄されたものとし甲は保証人立会いのうえ随意遺留品を売却処分の上債務に充当しても乙は異議なきこと。

- (1) 賃借物件の一部又は全部につき、賃借権の譲渡、転貸した場合。乙が他の債務より破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号、役員変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転貸の場合を含む。
- (2) 乙が賃料の支払いを ヶ月以上怠った場合。本物件が消失又は大破した場合。
- (3) 乙が無断休業1ヶ月以上の場合。

第9条 乙は本物件を善良な管理者の注意をもって管理使用しなければならない。万一乙は賃借物件に損害を与えた場合は賠償しなければならない。

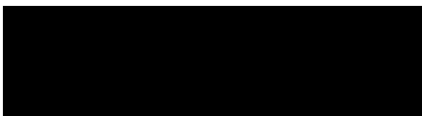
第10条 本契約につき紛争を生じた場合は、甲乙ともに誠意をもって道義的に解決するものとする。

第11条 乙の次の各号のいずれかに該当したときは、甲は何ら催告を要せず、本契約は解除となり、乙は本物件を明渡ししなければならない。

- (1) 本物件内共有部分その他本物件に接する場所において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして、他の入居者、管理者、出入者等に迷惑・不安感・不快感等を与えたとき。
- (2) 本物件内、共用部分、付属設備等に暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類するものを掲示若しくは搬入したとき。
- (3) 本物件内に暴力団構成員等を居住させ又はこれらの者を反復継続して出入りさせたとき。

(特約事項)

1. 家賃振込口座



142-4

契約の証として本契約書を2通を作成し、甲乙双方署名捺印のうえ各1通を保管するものとする。

令和5年6月30日

貸貸人(甲)住所

[Redacted]

氏名

[Redacted]



借人(乙)住所

[Redacted]

氏名

新井一徳



本籍地

[Redacted]

勤務先

[Redacted]

電話番号

048(594)1600

整理番号			4	4
------	--	--	---	---

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費 2：グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3：広聴費 4：要請・陳情等活動費 5：広報費 【経常的経費】 6：人件費 ⑦：事務所費 8：事務費 9：資料購入・作成費 10：交通費
------------------------------	--

支出年月日 2024年1月31日 及2月29日	支出額 百万 千 円 29040
-------------------------------	----------------------------------

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途 事務所セコム使用料 令和6年1,2月分	24,200 × 0.80 = 19,360
----------------------------	------------------------

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

セコム株式会社

1月分	12100 円 × 0.8	≒	9680 円
2月分	12100 円 × 0.8	≒	9680 円
3月分	円 × 0.8	≒	0 円
	円 ×	≒	円
合計			19360 円

政務活動に使用する割合が8/10以上であるため按分した額とする

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

別紙明細

埼玉県議会 自由民主党議員団 木下博信

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

144 - 11

領収書貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

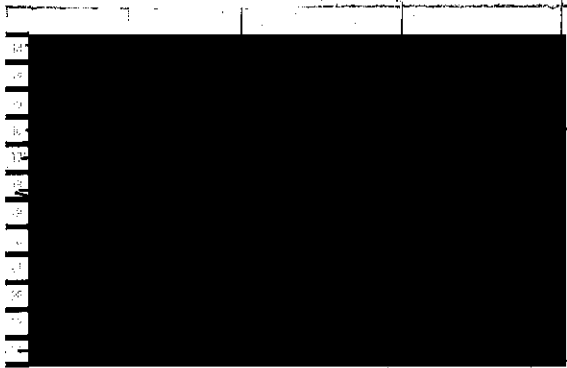
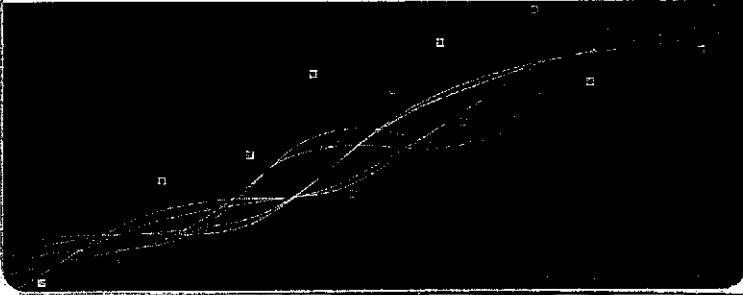
店名 口座番号

[Redacted]

埼玉県議会 木下 博信様

埼玉りそな銀行

普通預金通帳



○他店支払の小切手等で入金の場合は、捺印欄にお戻しができる予定日を表示します。
 ○支払可能期限は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご確認ください。
 ○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
 【項目名】 お支払金額・お預り金額・取引残高
 ※1000000000円は、1億1000万円に相当する単位となります。

日付	摘要	お支払金額	お預り金額
06-01-31	振替	*12,100	㊦㊧.㊨
06-02-29	振替	*12,100	㊦㊧.㊨

○他店支払の小切手等で入金の場合は、捺印欄にお戻しができる予定日を表示します。
 ○支払可能期限は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご確認ください。
 ○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
 【項目名】 お支払金額・お預り金額・取引残高
 ・外貨普通預金の場合は、連係戻し部に記載された通貨単位となります。
 ・その他の預金の場合は、円単位となります。

整理番号			7	7
------	--	--	---	---

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
------------------------------	--

支出年月日 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日	支出額 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	百万 千 円 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 ※政務活動費を充当した金額を記載
----------------------------	----------------------	---

使 途	事務所家賃 駐車場代 (2~4月分)	$82,500 \times 3 \text{ヶ月} \times 0.9 = 222,750$ $14,300 \times 3 \text{ヶ月} \times 0.9 = 38,610$ × =
-----	-----------------------	--

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

口座名義 松井弘

別紙明細

[振込手数料]

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)


※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 7 8 - 1

領収書貼付欄 ※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		***
取扱店	お取引日	時刻
38802	06-01-30	14:14
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥104,500	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		IC認証 (破 壊)

お振込明細またはご案内
お受取人
ミツビ"キュー-17ツ" Iイ
キソツチヨウ
普通 0798970
か)ク"ラント様
登録番号 0005
マツイヒロツ セイムカツト ウツ"ムソヨ様

ご依頼人
電話番号 XXXXXXXXXX
取扱番号 400069
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は+印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		***
取扱店	お取引日	時刻
38804	06-02-28	15:46
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥104,500	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		IC認証 (破 壊)

お振込明細またはご案内
お受取人
ミツビ"キュー-17ツ" Iイ
キソツチヨウ
普通 0798970
か)ク"ラント様
登録番号 0005
マツイヒロツ セイムカツト ウツ"ムソヨ様

ご依頼人
電話番号 XXXXXXXXXX
取扱番号 500003
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は+印で消しております。 →

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		***
取扱店	お取引日	時刻
38806	06-03-27	11:31
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥104,500	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		IC認証 (破 壊)

お振込明細またはご案内
お受取人
ミツビ"キュー-17ツ" Iイ
キソツチヨウ
普通 0798970
か)ク"ラント様
登録番号 0005
マツイヒロツ セイムカツト ウツ"ムソヨ様

ご依頼人
電話番号 XXXXXXXXXX
取扱番号 300041
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は+印で消しております。 →

駐車場使用契約書

貸主 株式会社平野商亭(以下「甲」という。)と借主 松井 弘(以下「乙」という。)は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	(住居表示)埼玉県朝霞市本町3丁目4番17号		
	名称	平野商亭ビル駐車場	指定場所	

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	ニッサン セレナ	登録番号	■■■■■■■■■■
---------	----------	------	------------

頭書(3) 契約期間

契約期間	2021年(令和3年)1月1日から2021年(令和3年)12月31日までの1年間
目的物件の引渡し時期	2021年(令和3年)1月1日

頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額 13,000円 (別途消費税相当額 1,300円)
敷金	金13,000円
支払期限： 毎月末日までに翌月分を支払う	
支払方法	金融機関： ■■■■■■■■■■ 口座番号： ■■■■■■■■■■ 口座名義人： ■■■■■■■■■■ TEL： ■■■■■■■■■■
	1. 口座振替 2. 振込み
	3. 持参 持参先：

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 株式会社平野商亭
	住所 東京都江東区豊洲4丁目8番13号

管理業者	商号又は名称
所在地	TEL
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士：登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と土地の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頭書(6) 連帯保証人

連帯保証人	氏名	
	住所	
	極度額	円

頭書(7) 更新に関する事項

自動更新とする。

頭書(8) 特約事項

- 1、乙は車種を変更する場合事前に甲に連絡することとします。
- 4、第15条全文抹消

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

2020年(令和2年)12月18日

甲・貸主	氏名 株式会社平野商事	TEL	
	住所 東京都江東区豊洲4丁目8番13号		
乙・借主 (個人の場合)	氏名 松中弘	TEL	
	住所		
宅地建物 取引業者	商号(名称) 株式会社Grant	代表取締役 望月 誠	
	事務所所在地・TEL 東京都墨田区立川3丁目3番8号		
	免許証番号 東京都知事 (1) 第103854号		
宅地建物 取引士	氏名	登録番号	
	業務に従事する事務所名 事務所所在地 TEL	株式会社Grant 東京都墨田区立川3丁目3番8号 03-6659-9256	

2019年8月吉日

松井 弘 様

貸主：株式会社平野商事
取引会社：株式会社MARUWA
不動産事業部 [REDACTED]
TEL：03-5638-1677

消費税率変更についてのご案内

拝啓

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てを頂き厚くお礼申し上げます。

さて、本年10月1日より消費税率が8%より10%に改正されます。

つきましては、貴社との間で締結されております不動産の賃貸借契約も下記の通り消費税率に変更されますので、ご案内致します。10月分賃料（9月末日支払分）より変更となりますので、何卒ご理解頂きますようお願い申し上げます。

敬具

記

物件の表示 平野商事ビル 101号

	2019年9月分賃料 (8月末日支払分)	2019年10月分賃料 (9月末日支払分)
	現在(8%)の金額	10%の金額
賃料	75,000円	75,000円
消費税	6,000円	7,500円
電気代	7,000円	7,000円
消費税	—円	—円
水道代	700円	700円
消費税	—円	—円
合計額 (お振込み頂く金額)	88,700円	90,200円

以上

事業用賃貸借契約書（更新）

貸主 株式会社平野商事（以下「甲」という。）と借主 松井 弘（以下「乙」という。）に基づき、2019年(令和元年)7月19日付事業用建物賃貸借契約（その後の変更を含み、以下「原契約」という）のうち、下記条項より甲、乙協議の上合意したのでこれを証する為、本契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。なお、下記条項以外については原契約の定め通りとする。

目的物件の表示

建 物	名 称	平野商事ビル 101号室		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県朝霞市本町3丁目4番17号		
		(登記簿) 朝霞市本町三丁目26番地8、26番地10、26番地9 (家屋番号)26番8		
	構 造	鉄骨造/亜鉛メッキ鋼板葺 / (3) 階建		
	種 類	店舗・居宅	新築年月	1994年(平成6年)5月
面 積	29.65㎡(8.97坪)			
附 属 施 設	無			

賃料等

賃 料	月額 82,500円 (内消費税等10% 7,500円)	管理・ 共益費	月額 0円 (内消費税等10% 0円)	火災 保険料	加入義務有り
敷 金	225,000円 (賃料 3ヶ月分)	電気代	月額 7,000円	水道代	月額 700円

第1条

原契約第2条及び原契約頭書(3)の契約期間「2019年(令和元年)7月20日から2022年(令和4年)7月19日まで」とあるを「2022年(令和4年)7月20日から2025年(令和7年)7月19日」までと変更する。

第2条

本契約書に定める項目以外のものは、すべて原契約に定める各条項を適用するものとする。

2022年(令和4年) 6 月 29 日

甲・貸主	氏名	株式会社 平野商事 代表取締役 張 浩	TEL	TEL・FAX 03-6204-2907
	住所	〒135-0061 東京都江東区豊洲4-8-13		
乙・借主	氏名	松井 弘	TEL	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]		
連帯保証人	氏名	原契約書通りとする	TEL	()
	住所			
保証機関	※機関保証を利用する場合に記入して下さい。			

	A		B	
宅 地 建 物 取 引 業 者	商号又は名称	株式会社 Grant	商号又は名称	
	代表者の氏名	代表取締役 望月 誠	代表者の氏名	㊟
	主たる事務所 所在地・TBL	東京都墨田区立川3丁目3番8号 03-6659-9256	主たる事務所 所在地・TEL	
	免許証番号	東京都知事(1)第103854号	免許証番号	() 第 号
	免許年月日	令和元年8月23日	免許年月日	年 月 日
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名	[REDACTED]	氏 名	㊟
	登 録 番 号	[REDACTED]	登 録 番 号	知事 第 号
	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	株式会社 Grant 東京都墨田区立川3丁目3番8号 03-6659-9256	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	

2023年1月吉日

平野商事ビル テナント様

貸主：株式会社平野商事

新管理会社：株式会社Grant

代表取締役 望月 誠

管理会社変更のご案内

拝啓

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てを頂き厚くお礼申し上げます。

さて、契約当初より現在まで、平野商事ビルの賃貸管理業務を貸主にて行ってまいりましたが、2023年(令和5年)3月より株式会社Grantにて行うこととなりましたので、ご連絡致します。

つきましては、2023年(令和5年)3月1日以降は、賃貸管理業務(家賃管理、契約更新手続き・解約手続き、共有部分を含む設備等のトラブル対応)は株式会社Grantにてとり行いますので、下記連絡先をご確認下さいますようお願い致します。

管理会社の変更に伴い、賃料等の振込先につきましても、2023年3月分賃料等(2023年2月末支払い分)より、下記口座に変更となります。大変ご迷惑をお掛けしますが、何卒ご了承の程、宜しくお願い致します。

今後につきましても変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

〒130-0023

東京都墨田区立川3-3-8 彩美ビル1階

株式会社Grant 代表取締役 望月 誠

(連絡先)

電話番号：03-6659-9256 FAX番号：03-6659-9257

E-MAIL(代表)：contact@grant-realestate.com

【賃料等振込口座】※2023年3月分賃料(2023年2月末支払い分)より
三菱UFJ銀行 錦糸町支店 普通口座 NO.0798970
株式会社Grant(グラント)

以上

整理番号			8	3
------	--	--	---	---

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書


領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td>0</td><td>6</td><td>年</td><td>0</td><td>1</td><td>月</td><td>3</td><td>1</td><td>日</td> </tr> </table>	0	6	年	0	1	月	3	1	日
0	6	年	0	1	月	3	1	日		
支出額	<p>2/29 3/29 百万 千</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td></td><td>1</td><td>5</td><td>0</td><td>2</td><td>8</td><td>2</td><td>円</td> </tr> </table> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>55000*3=165000 165000+1980=166980</p> <p>(按分した場合の積算方法 (振込手数料) 660*3=1980 166980*0.9=150282)</p>		1	5	0	2	8	2	円	
	1	5	0	2	8	2	円			
使 途	事務所 2月、3月、4月賃料 管理費含む									
支 出 先	有限会社 秋谷商事 秋谷徹雄									

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団



事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 有限会社 秋谷商事 (以下「甲」という。)と借主 松澤 正 (以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	サンパレス 5号棟		2 階 202 号室	
		区画番号()			
	所在地	(住居表示) 埼玉県吉川市中野29番地			
		(登記簿)			
	構造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 ()/瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他 ()/(2)階建/全(4)戸			
種 類	アパート	新築年月	平成 6 年 8 月		
面 積	41.42 m ²				
附属施設					

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

政治活動(松澤正県政事務所として使用)

頭書(3) 契約期間

令和 5年 7月 1日 から 令和 7年 6月30日まで (2 年間)	
目的物件の引渡し時期	令和 5年 7月 1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 50,000 円 (別途消費税相当額5,000円)	管理・ 共益費	月額 0 円 (別途消費税相当額 円)
家財 保険料	0 円	敷 金	0 円 (賃料 カ月分)
附属 施設料	月額 0 円 (別途消費税相当額 円)	保証金	0 円 (賃料 カ月分)
償 却	なし		
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No.	XXXXXXXXXX	
	本 数	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで	
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	XXXXXXXXXX	
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先	
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅)TEL	
	(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
	(携帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	名称 有限会社 秋谷商事
	住所 埼玉県吉川市保1丁目32番地9

管理業者	名称 有限会社 秋谷商事
所在地	埼玉県吉川市保1丁目32番地9 TEL 048-982-5451
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	
国土交通大臣()第 号	
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士：登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	
		極度額	円
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証業者の提供する保証	家賃債務保証業者名	
		主たる事務所の所在地	
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣()第 号

頭書(8) 更新に関する事項

--

頭書(9) 特約事項

--

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲・貸主	氏名 有限会社 秋谷商事	TEL 048-982-5451
	住所 埼玉県吉川市保1丁目32番地9	
乙・借主	氏名 松澤 正	TEL
	住所 埼玉県吉川市中野100番地3	
丙・ 連帯保証人	氏名	TEL
	住所	
	極度額 円	

		A	B
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL	埼玉県吉川市保1丁目32番地9 048-982-5451	主たる事務所 所在地・TEL
	商号又は名称	有限会社 秋谷商事	商号又は名称
	代表者の氏名	代表取締役 秋谷 徹	代表者の氏名
	免許証番号	埼玉県知事(14)第5869号	免許証番号 大臣 知事()第 号
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名		氏 名
	登 録 番 号	() 第 号	登 録 番 号 () 第 号
	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	有限会社 秋谷商事 埼玉県吉川市保1丁目32番地9 048-982-5451	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL

※印は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号 125

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	6 年 6 月 29 日	支出額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">56997</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> </tr> </table>	百万	千	円		56997	
百万	千	円							
	56997								

※政務活動費を充当した金額を記載

使途	<p>駐車場賃貸料 3ヵ月分 (3/1・2/29・3/29) 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
----	---

領収書等貼付欄 株松坂不動産

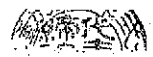
横川雅也 $(21000 + 110) \times 3 \times 9/10 = 56997$
(振込手数料) 3ヵ月分

年	月	日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1						
2						
3						
4	06-01-31		送金	*21,000	ATM カ)マツホリフ	
5	06-01-31		手数料	*110		
20	06-02-29		送金	*21,000	ATM カ)マツホリフ	
21	06-02-29		手数料	*110		
22	06-03-29		送金	*21,000	ATM カ)マツホリフ	
23	06-03-29		手数料	*110		

○他店支払いの小切手等で入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。
 お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
 ○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
 (項目名) お支払金額・お預り金額・差引残高
 ・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
 ・その他の預金の場合は、円単位となります。

※領収書(載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

125-2



駐車場契約更新同意書

賃貸人 [REDACTED] (以下、「甲」という)と賃借人 横川雅也事務所 県政調査室 (以下、「乙」という)は甲乙間において締結した下記物件の駐車場(自動車保管場所)契約書(以下、「原契約」という)に基づき、以下の通り更新することに同意する。

第1条 更新条件は下表の通りとする。

所在地	埼玉県東松山市箭弓町2丁目5581-1		
駐車場名称	Ohana駐車場	番号	[REDACTED] 号

車種	軽自動車、その他	車番		色	ブルー
----	----------	----	--	---	-----

契約 条 項	駐車料	月額	7,000 円	(内消費税)	636 円
	駐車場更新手数料	賃料の 1 か月相当額	21,000 円	(内消費税)	1,909 円
	更新費用合計金額		21,000 円(税込)		

※入金金が原契約の定める弁済日を過ぎた場合は、延滞手数料が加算されます。

第2条 更新後の契約期間は下表の通りとする。

開始日	2023年9月1日	終了日	2025年8月31日
-----	-----------	-----	------------

第3条 消費税法上の課税対象とされるものは、本更新同意書第1条の通り別途消費税が付加される。
なお、原契約終了までに消費税等の税率が改定・施行され、原契約に適用されることになった場合には、現契約書及び本更新同意書記載の消費税額にかかわらず、賃料等の額に変動後の税率を乗じた金額を消費税等相当額として支払うものとする。

第4条 特約事項

*月極駐車場の解約手続きは、解約日(15日もしくは月末日)の1ヶ月前までにお申し込みが必要です。
*弊社営業時間外の違法駐車の場合は最寄りの警察署へ連絡してください。

第5条 本更新同意書に定めなき事項は、原契約に基づくものとする。

第6条 甲は本物件の維持、管理、その他一切を、株式会社松堀不動産(以下、丁という)に代理人として委託し、乙はこれに承諾した。

本更新同意書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲1通、乙1通を保管する。

(緊急連絡先)

住所	〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13		自宅TEL	
氏名	横川雅也事務所	続柄	事務員	携帯

担当者 [REDACTED]

5年 7月 10日

(甲) 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

(乙)

(丁) 埼玉県東松山市箭弓町2-3-2
株式会社 松堀不動産



〒
所在地 〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13

会社名 横川雅也事務所
県政調査室

電話番号 TEL (0493)77-5050
FAX (0493)77-1000

書類送付先 〒
〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13